

地域における男女共同参画推進の今後のあり方について

男女共同参画会議基本問題専門調査会

目 次

はじめに	—地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起—	1
I	地域における男女共同参画の現状と課題	
1	男女共同参画に関する意識の状況	
	—未だ根強い固定的な性別役割分担意識—	1
2	地域における課題や地域に住む人々が抱える課題の状況	2
	(1) 地域や地域に住む人々が抱える様々な課題	
	(2) 希薄な男女共同参画の視点	
3	地域に住む人々の活動の状況	2
	(1) 性別・世代に偏りのある参加	
	(2) 女性の活躍の場が乏しい現状	
4	推進体制の現状と課題	3
	(1) 様々な課題を抱える推進体制	
	(2) 不十分な連携・協働体制	
II	今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性	
1	課題解決型の実践的活動中心の取組への移行	4
2	課題解決型の実践的活動の意義	5
	(1) 多様な主体の参加による課題の解決	
	(2) 女性のエンパワーメント	
	(3) 意識の改革	
3	課題解決型の実践的活動を進めるに当たって重視すべき点	6
	(1) 多様な主体の参画の確保	
	(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への配慮	
	(3) 地域の実情への配慮	
	(4) 国際的な活動との連携	
4	男女共同参画の視点を取り入れていくべき具体的な課題	8
	(1) 地域における課題	
	(2) 地域に住む人々が抱える課題	
	ア 就業・再就業	
	イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	
	ウ 子育て	
	エ 配偶者等からの暴力	
	オ 高齢者の社会参画・自立支援	
	カ 地域の外国人との共生	

Ⅲ 地域における男女共同参画の推進主体

1	地方公共団体	17
(1)	地方公共団体の役割	
ア	地方公共団体内の連携・協働	
イ	市区町村の役割	
ウ	都道府県の役割	
エ	効率的な事業運営	
(2)	男女共同参画センター等の役割	
ア	課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発	
イ	地域や地域に住む人々の課題の的確な把握及び情報提供	
ウ	実践的活動のための連携・協働、ネットワークのコーディネート	
エ	実践的活動を通じた人材の発掘・確保・育成	
(3)	男女共同参画センター等の機能分担とネットワークの構築・強化	
ア	男女共同参画センター等の多様なあり方	
イ	男女共同参画センター等間の連携・ネットワーク	
ウ	男女共同参画センター等の国際的な役割	
(4)	指定管理者制度	
ア	男女共同参画センター等への指定管理者制度の導入	
イ	指定管理者制度の導入・評価における留意点	
2	地域における組織・団体	28
3	国等	29
(1)	地域における男女共同参画を推進するための支援	
(2)	地方公共団体との連携強化	
(3)	国立女性教育会館の役割	

Ⅳ 人材の発掘・確保・育成

1	男女共同参画センター等の職員に求められる能力とその育成	31
2	地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・確保・育成	32

おわりに	32
------	----

はじめに — 地域における男女共同参画推進の今後のあり方の提起 —

「地域」¹は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画推進の取組は、男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となる。

男女共同参画社会基本法の制定から9年が経ち、様々な領域で女性が活躍する場面が増えるなど、男女共同参画社会の実現のための取組は着実に進められつつある。他方、地域においては、人口の減少、少子高齢化、社会的・経済的活力についての格差の広がり等の変化が急速に生じている。また、そこに住む人々も、経済的自立、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子育て、配偶者等からの暴力等の多くの課題を抱えている。

男女共同参画の推進は、政府の最重要課題であるだけでなく、地域にとっても重要な課題である。様々な分野に男女共同参画の視点を取り入れていくことは、新たな視点や多様な発想を生み、また、より多くの人材の活用につながり、上記のような地域及び地域に住む人々の課題の解決に資する。しかし、男女共同参画の視点を様々な分野に取り入れ、課題を解決していくためには、これまでのように講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心に男女共同参画を推進する取組だけでは十分ではなくなってきている。むしろ、現実に生じている様々な課題に対し、地域の実情に応じた実践的な活動を行っていくことが必要となってきている。そうした課題解決型の実践的活動を中心とする男女共同参画の推進への移行、いわば第二ステージへの移行が求められている。

「地域」において、一人ひとりが男女共同参画の取組を推進し、課題を解決する、そのような主体的な取組を多様な主体と連携・協働しながら積み重ねていくことにより、地域が活性化され、ひいては、性別や世代を超えて、全ての人々が喜びや責任を分かちつつ、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することが可能となる。

I 地域における男女共同参画の現状と課題

地域における男女共同参画の現状を概観すると、以下のような課題が浮かび上がってくる。

1 男女共同参画に関する意識の状況 — 未だ根強い固定的な性別役割分担意識 —

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識は、男女共同参画の実現の大きな障害の一つである。こうした固定的な役割分担意識は、人々が地域における課題に対応し活動を行うに当たって、活動の選択や実現

¹ ここでいう地域とは、基本的には身近な生活圏であるが、課題に応じて学区、市区町村、都道府県など様々な範囲を想定している。

を妨げる要因となりかねず、活力ある社会の構築を阻害するおそれがある。

これまで、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する広報・啓発活動等の取組を推進してきた結果、人々の意識は少しずつ変化しつつあるが、諸外国に比べても、固定的な役割分担意識はまだ根強いのが実態である。

例えば、世論調査の結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識に反対する者の割合は増加傾向にあり、全国的には過半数を超えたが、依然として男性の過半数は賛成するなど、未だ根強い（図1）。

また、固定的性別役割分担意識に対する人々の考えを属性別に見た場合、世代別、性別、地域別に意識の差がみられる点に留意する必要がある。（表1、図2）

2 地域における課題や地域に住む人々が抱える課題の状況

（1） 地域や地域に住む人々が抱える様々な課題

地域によって実情が異なるように、地域が抱える課題もまた様々である。人口減少や少子高齢化、社会的・経済的な活力の低下といった問題を抱える地域が増加し、また、都市と地方の地域間格差が拡大し、地方が疲弊するという問題が生じている。

地域活力の低下や地域内のつながりの希薄化（図3～5）は、豊かで持続的に発展する社会の実現のために克服すべき課題であり、この観点から、地域において新たな視点に立った地域おこし、まちづくり等を進めることが重要な課題となっている。

また、地域の人々は、就業・再就業、ニート、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、子育て、介護・医療、配偶者等からの暴力、児童虐待、高齢者虐待、高齢者の社会参画・自立支援、多文化共生、地域内の人々の収入格差の広がり等に関する様々な課題を抱えている。（図6～14）

（2） 希薄な男女共同参画の視点

地方公共団体においては、このような身近な課題に対応するため、福祉、教育、環境、防災・防犯、産業振興等の様々な施策が展開されており、また、NPOや地域団体等も各種の活動を展開している。これらの施策や活動に、男女共同参画の意識を持って多様な人材を活かし、多様な視点を導入することによって、地域や地域に住む人々の課題がよりよい形で解決し、地域の活性化が進展する。しかし、現在は、そうした施策や活動の中で男女共同参画の重要性が十分意識されているとはいえない。

3 地域に住む人々の活動の状況

（1） 性別・世代に偏りのある参加

すべての個人が個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するに当たっては、男女共同参画の意義について、性別・世代にかかわらずあらゆる人々の理解を深めていく必要がある。

しかしながら、地域において、地域活動への参加率は、男女ともに高いとはいえないのが実情である。活動する分野で見ると、男女ともに「まちづくりのための活動」への参加率が最も高くなっている。また、「子どもを対象とした活動」は女性の参加率が男性よりも高くなっており、特に、30歳代後半から40歳代にかけての女性の「子どもを対象とした活動」への参加率が顕著に高くなっている。この年代の女性については、「安全な生活のための活動」についても男性よりも参加率が高いといった特徴がある。（図15～19）

また、地方公共団体の男女共同参画担当部局が実施する事業等に、男性の参加者が少ないという状況がある。加えて、若年層の参加も少ない現状にあり、参加者総数も伸び悩んでいる。（表2）

（2）女性の活躍の場が乏しい現状

地域においては、意欲と能力のある女性が十分には活躍できていない状況がある。特に、政府においては、社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%にするという目標の下、地域を含めあらゆる分野における女性の参画を推進しているが、地域における政策方針決定過程における女性の比率も未だ低いという現状がある。この背景には、地域において女性が身につけた能力を実践的に活用し、さらに伸ばすような活躍の場が乏しく、活躍の場があっても女性にとっては事実上閉ざされている場合があることが考えられる。（表3～5、図20～30）

さらに、地域においても、例えば、自治会、商工会、PTA等の組織で指摘されることがあるように、女性が実質的に活動を担っていてもトップは男性であるという性別役割分担が完全に払拭できていないなど、地域における活動の核となるような女性リーダーの育成が困難な状況がある。

一方で、男女ともに地域活動への参画意欲が高いにもかかわらず、長時間労働等が原因となって、その希望が十分に実現していない場合が多い。（図31～36）

4 推進体制の現状と課題

（1）様々な課題を抱える推進体制

地域における男女共同参画社会の形成に当たっては、地域における充実した推進体制のもとに、地方公共団体や国民各層の取組が進められる必要がある。

しかしながら、現在、地方公共団体においては、地方経済の低迷や厳しい財政事情等を背景に、行財政改革が進められており、これに伴い、男女共同参画に関する予算や人員が削減される地方公共団体も増えてきている。（図37, 38）

また、平成15年の地方自治法の改正に伴う指定管理者制度の導入等を背景として、民間の経営能力の活用による住民サービスの向上と効率的な運営が図られる一方、その運用の仕方によっては、男女共同参画センター等において専門的な人材の確保や長期的な観点からの事業の実施が困難となるおそれもある。実態をみると、指定管理者が運営する男女共同参画センター等は、自治体直営の男女共同参画センター等に比べ

ると、給与水準が低い職員の割合が多く、また、非正規職員の割合が多い。(図39, 40)

男女共同参画センター等が、効率性や経費削減の追求のもとに短期的で見栄えのよい成果を求められる場合もあり、厳しい財政事情も相まって、事業や組織、施設の存続自体が危ぶまれる事例も見受けられる。

他方、男女共同参画に関する課題が多岐にわたり、また、複雑化する中で、地域において男女共同参画を推進するに当たり、より高度な専門性と幅広い能力が一層求められるようになってきている。

(2) 不十分な連携・協働体制

地域においては、地方公共団体・男女共同参画センター等が、男女共同参画社会を実現するために重要な役割を担っている。また、住民のニーズを踏まえながら、NPO等の地域における組織・団体と連携・協働し、取組を進めていく必要がある。

しかし、地方公共団体の男女共同参画担当部局や男女共同参画センター等と、幅広い分野の関係機関やNPO等との連携・協働が必ずしも十分とれているとはいえ、効果的・効率的な取組が行われているとは言い難い状況もある。

以上のように、現在は、固定的な性別役割分担意識が未だに根強い、地域や地域の人々が抱える課題の解決のための取組に男女共同参画の視点が十分活かされていない、地域における活動への参加について性別・世代に偏りがある、地域において女性が実際に活躍できる場が乏しい、また、地方公共団体において男女共同参画に関する推進体制が必ずしも十分でないなど、地域における男女共同参画が必ずしも順調に進んでいない状況もみられる。

従来の男女共同参画の取組は一定の成果をあげてきたものの、その取組をそのまま継続するだけでは、このような状況を打開して男女共同参画をさらに推進していくことは難しいといわざるを得ない。

II 今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性

Iで述べたような状況を打開し、男女共同参画のさらなる展開をもたらすためには、従来とは異なる新たな取組が必要である。

それは、従来のような意識啓発や知識習得のための取組にとどまらず、地域や地域の人々が抱える様々な課題を解決するための実践的な活動を中心とする取組となる。そのような課題解決のための実践的活動を効果的に展開するためには、男女共同参画を直接の目的としない多様な団体等とも連携・協働することも不可欠となる。

1 課題解決型の実践的活動中心の取組への移行

Iで述べた現状と課題を踏まえると、今後、地域における男女共同参画を推進していくためには、身近な課題を取り上げ、男女共同参画に関心が薄い人々も含めて地域の様々な人々が参加でき、それを通じて誰もが男女共同参画の意義を理解できるような取組が必要である。

その取組とは、地域やそこに住む人々が抱えている幅広い分野の課題を取り上げ、男女共同参画の視点を活かしつつ、多様な主体が連携・協働しながら課題を解決する実践的活動に重点を置いた取組である。地域の幅広い分野の身近な課題を取り上げることによって、従来の知識習得や意識啓発中心の男女共同参画の取組には参加してこなかった団体や個人の参加も期待でき、その取組を通じて、それまで男女共同参画に関心の薄かった参加者も含めて、人々が男女共同参画の意義を実感することにもつながる。

即ち、地域における男女共同参画推進の取組は、これまで行われてきた講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心とするものから、それぞれの地域における課題やそこに住む人々が抱えている課題を解決するため、多様な主体が実践的な活動を主体的に展開し、それによって、男女共同参画を実現していくという課題解決型の実践的活動²を中心とするものへと移行することが求められる。

言うまでもなく、これまで行われてきた講習、研修等による知識の習得や意識啓発の重要性は変わらないが、そうした取組も、課題解決型の実践的な活動を取り入れたものに変えていくことが求められる。

このような知識習得や意識啓発が中心の取組から課題解決型の実践的活動中心の取組への移行は、地域における男女共同参画の第二ステージへの移行と位置付けられる。

2 課題解決型の実践的活動の意義

1で述べた課題解決型の実践的な活動を展開することの意義として、主に次の3点を挙げることができる。

(1) 多様な主体の参加による課題の解決

男女共同参画の新たなステージにおいて、男女共同参画の視点を活かしつつ地域や地域に住む人々が抱える課題を解決していくためには、地方公共団体・男女共同参画センター等が、課題の内容に応じて、NPO、NGO、自治会等の地域団体、企業、経営者団体、労働団体、大学等の教育・研究機関、医療機関、報道機関等、地域に存在する様々な組織・団体・グループ等の多様な主体と連携・協働する必要がある。(図41)

このような多様な主体が連携・協働し、実践的な活動を展開することで、それぞれ

² ここでいう課題解決のための地域における活動は、ボランティア活動以外の活動や産業振興を目的とする活動も含み、地域及び地域の人々の課題解決に資する全ての種類の活動を想定している。

の主体の持つ独自の発想と得意分野における能力を活かすことができる。また、連携・協働しながら活動を展開する中で、相互に学び合い、新たな視点を獲得することによって、地域における課題や地域に住む人々が抱える課題のよりよい解決が可能になり、さらに、これまでは気づけなかった新たな課題の発見も可能となる。

また、このような連携・協働による実践的な活動を通じて、これまで男女共同参画に関心の薄かった主体が男女共同参画の視点を持つことによって、従来とは違った側面から地域に男女共同参画を浸透させていくことにもなる。

(2) 女性のエンパワーメント³

このような課題解決型の実践的な活動に関わることにより、女性が身につけた能力を活用し、伸ばすことができる。すなわち、多様な主体とともに、実践的な活動を展開すること自体が女性のエンパワーメントを可能とする。

女性のエンパワーメントにより、地域において女性が活躍する場が増えていくと考えられる。

(3) 意識の改革

第二ステージにおいては、身近な課題解決のための実践的な活動に実際に携わり、課題解決や女性のエンパワーメント等のメリットを人々が実感することにより、男女共同参画に関心が薄く、これまで男女共同参画に関する取組に参加してこなかった人々を含め、人々の意識をも変えていくことができる。

3 課題解決型の実践的活動を進めるに当たって重視すべき点

課題解決型の実践的な活動を展開するに当たって重視すべき点として、次の4点を挙げることができる。

(1) 多様な主体の参画の確保

2の(1)で述べたように、男女共同参画の視点を活かして地域や地域に住む人々が抱える課題を解決していくためには、地方公共団体・男女共同参画センター等や男女共同参画に関わりの深い団体等だけでなく、個々の課題の解決に有効なノウハウやつながりを持つ地域の多様な主体の参画が必要である。

特に、今後は、これまでは地域の活動にあまり参加していなかった就労中の男女や退職後の世代等の積極的な参加を促していくことも重要な課題である。

目的や立場の異なる団体等との連携・協働は、考え方や手法を画一化しようとして失敗することが多い。多様な主体間の連携・協働を確保する前提として、様々な個人・団体の間において互いの立場を尊重し、対等な関係を保持しつつ、きめ細かな

³ エンパワーメント：個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

コミュニケーションを維持していくことにより、信頼関係を築いていくことが必要となる。特に、個人レベルにおいては、性別や世代別といった壁を取り払い、多様な立場の個人が互いを理解し、尊重し合うためには、相手の立場を尊重したきめ細かなコミュニケーションが求められる。地域の団体や個人が、互いの立場を尊重しつつそれぞれの発想や能力を活かして連携・協働を継続していけるような緩やかなつながりを構築していくことが重要である。男女共同参画センター等には、このような連携・協働、さらにはネットワークの構築をコーディネートする役割が求められる。（Ⅲ 2（3）「実践的な活動のための連携・協働、ネットワークのコーディネート」を参照）

（2）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への配慮

多様な立場の個人が、それぞれの希望に応じて仕事と家庭生活、地域活動等をバランスよく両立させるためには、地域社会で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための環境が整っていることが前提となる。仕事と生活の調和の推進は、多様な主体の参画の確保にも資する。

地域全体で仕事と生活の調和に配慮した取組を進めるためには、企業等に働き方の見直しなど仕事と生活の調和の推進について働きかけを行うほか、例えば、地域活動等の場に託児所を設けたり、活動時間を工夫したりするなど、地域活動に参加したい人々が参加しやすい環境を整えるといった配慮も必要である。

（3）地域の実情への配慮

地域の実情は様々である。例えば、立地条件、人口密度、住民構成、産業構造、大学、企業、NPO等の有無、地域内の人のつながりの強さ、伝統的価値観の強さ等によって地域の実情は異なる。地域における男女共同参画を推進するに当たっては、こうした地域の実情に応じて創意工夫した取組を粘り強く進めていく必要がある。

地域に存在する様々な団体・組織、人材等を最大限活用することも重要である。地域における様々な課題やニーズを的確・迅速に把握し、その実情に合致した効果的・効率的な対策を講じていくためには、地域ごとにNPO、自治会、婦人会、老人会等の地域団体、企業、大学等の地域における組織・団体、民生委員等の地域の役員等との関係を密にし、日常的に情報を得られる体制を構築するとともに、現地・現場に赴いて地域の状況を直接把握することも重要である。

また、NPO、地域団体、企業、大学等の組織・団体やそうした実践的活動を率先していく知識や経験を持つ人材に十分恵まれていない地域においては、地域外の組織・団体や人材の活用や地域の枠にとらわれない広域的な連携により補うとともに、当該地域における重点的な分野については組織的・人的な資源を地域において育成していくことが求められる。

（4）国際的な活動との連携

地域における男女共同参画を推進するためには、グローバルな視点を持ち、国際的な活動と連携することも重要である。国境を越えて、人々が互いの現状について情報交換し、相互理解を深め、連帯感を共有することは、視野を広げ、刺激を与え合い、

互いの行動を促すことにつながる。

男女共同参画の推進に関わる国際的な課題として、人身取引の撲滅等女性の人権に関わる問題、女性の貧困の問題、母子保健等女性の健康に関わる問題等がある。また、国内に住む外国人との共生や外国人女性が直面する諸問題の解決も重要課題である。

4 男女共同参画の視点を取り入れていくべき具体的な課題

1～3において、今後の地域における男女共同参画推進の基本的な方向性として、従来の知識習得や意識啓発が中心の取組から課題解決型の実践的活動中心の取組への移行が必要であること、即ち、男女共同参画の第二ステージへの移行が必要であることを述べてきた。

次に、地域における課題や地域に住む人々が抱える課題のいくつかを挙げ、上記のような課題解決型の実践的活動を中心とする取組の具体的内容や効果等について、参考となる取組事例⁴とともに示す。

なお、ここで掲げた事例は、地域の幅広い分野の課題が取組の対象となり、地域の多様な主体との連携・協働が不可欠であるという観点から、活動している人々が必ずしも「男女共同参画の視点」を意識しているものに限らず、取組の結果として、男女共同参画社会の実現に資するものも広く取り上げている。

(1) 地域における課題

人口減少、少子高齢化、社会的・経済的な活力の低下等の問題を抱える地域が増加し、都市と地方の地域間格差の問題も生じている。

そのような中、地域おこし、産業振興、新たな観光資源の開発等を喫緊の課題として抱える地域も増えている。加えて、生命や安全に関わる問題として、防災、子ども等の安全を守るための防犯活動、緊急時の医療機関へのアクセス手段の整備等といった課題を抱えている。また、快適で持続可能な生活環境といった観点からリサイクル等の環境に関わる活動も大きな課題である。

【地域おこし・まちづくり】

〈事例〉 地域の女性団体が核となったまちづくり

～女性団体連絡協議会と商工会等の連携・協働（福島県 桑折町女性団体連絡協議会）

伝統的な性別意識・習慣が残る地域において、地域女性団体が連携して寸劇、カルタ作成とカルタ大会等の「つどい」イベント等を通じて、わかりやすい方法での意識改革と男女共同参画の推進を図る。特に、子どもが中心となったカルタの作成を通じ、遊びながら分かり

⁴ 本文に掲げた事例以外にも、参考事例を資料として添付した。なお、本文中及び資料として掲げた事例は例示であり、他にも様々な分野における優れた取組事例があると思われる。

やすく学べるよう工夫するとともに、子どもだけでなく家庭や地域の意識の醸成にも効果が広がっている。また、商工会等と連携して、街道を活用したイベント、観光やまちづくりのための情報発信施設の運営をし、地域の活性化にも寄与している。町の行政にも提言を行うとともに、女性模擬議会の開催などの活動を経て、女性町議会議員も輩出している。

【商店街の活性化】

〈事例〉 危機感をバネに活力を取り戻した地域の商店街

～商店街の女性による商店街活性化の試み（京都府 八島おかみさん会）

商店街活性化のため、閉店時間の延長、ベンチの設置など消費者の声に応える取組や、タウンガイドの作成、地元の特徴を活かした「赤れんがキーホルダー」等の開発、空き店舗を利用した事業などを実施。商店街の一体感が生まれ、商店街が活気づいた。

空き店舗を活用した「八島いっぷく亭」では、素人のシェフが日替わりでランチを提供するユニークなサービスをしており、各種マスメディアに取り上げられ、市外からの客も増加している。また、シェフ、客、商店主の間の新たな交流も活発になり、地域によい影響を与えている。

【産業振興】

〈事例〉 自立した女性たちの職業意識が地域ブランドを確立

～沖縄特産サトウキビを利用した染色の開発・普及（沖縄県 豊見城市ウージ染め協同組合）

沖縄特産サトウキビの葉と穂を原料として抽出された色素を染料（ウージ染め）として利用し、服地や工芸品など各種の商品開発を実施。ウージ染めの技術を通して、職業として安定した収入を確保したいという意識を持った女性達の団体となっている。サトウキビ生産業者や染色業、デザインや商品開発の専門家との勉強会を中心とした交流活動、地元行政や商工会、JA等関係団体とのネットワークも強化している。

サトウキビを利用した染め物というアイデアが、沖縄ブランドとして認知され、サトウキビを利用した多くの特産品が生み出されるきっかけとなった。さらに、ウージ染めに携わることが、自立する女性の新たな職業として意識されるようになった。

【防災・防犯】

〈事例〉 女性の目から地域の防災を考える

～男女共同参画の視点を活かした地域密着型防災学習（全国地域婦人団体連絡協議会）

LPガスに関する適正取引や環境問題、災害時における避難所への供給体制の整備等について学習を進めるとともに、行政や事業者、地域コミュニティの有機的な連携強化をめざす。また、日頃から地域活動を行っている女性が持つ情報や人的ネットワークを地域の防災対策に活かす取組を推進する。これらの取組によって、男女共同参画の視点を活かし、地域に密着した防災対策が進められる。

＜事例＞ ご近所の力で空き巣ゼロの町へ

～女性も参加する地域コミュニティをベースとした町ぐるみの防犯活動（東京都 杉並区 馬橋地区ご近所付き合い広目隊）

「東京でも有数の空き巣に狙われた町」という汚名を払拭するため、住民が自主的な防犯パトロール活動を発足させる。女性を多く含む住民ボランティアが、蛍光色のユニフォームで挨拶をしながら練り歩く「あいさつパトロール」など毎日パトロールを行うほか、ゴミ拾いなどの環境美化活動等を実施している。また、もちつき大会、バザー等の地域の行事も積極的に開催・参加している。

パトロールを毎日実施することにより住民の参加・認知度は高く、「ご近所」同士の信頼関係の醸成につながり、町ぐるみで防犯意識を高めるという好循環を生み出している。地域の空き巣、ひったくりは激減し、「空き巣に狙われた町」というイメージは払拭された。地域の防犯活動のモデルとして全国的に注目されている。

【環境】

＜事例＞ 高齢女性による小学校と連携した環境保全活動

～身近な地域の環境を土台とした世代間の交流（愛媛県西予市 多田エコグループ女性の会 生活学校）

町のゴミ焼却場周辺でダイオキシンの検出が問題となったのを機に高齢者の女性グループが発足し、生ゴミのリサイクルなどの身近な環境保全活動を継続している。小学校と連携しての川の水質調査や自然観察会、月2回の有機肥料づくり等の活動などを実施している。地域住民への波及効果は大きく、特に環境の大切さが実感されてきている。

【コミュニティ・ビジネス】

＜事例＞ イベント時のゴミの山に問題意識

～優れた取組が全国に波及（山梨県 特定非営利活動法人 スペースふう）

ゴミを削減し、地域の環境保全を図るため、イベント等で飲食に使用される使い捨て食器の代わりとなるレンタル食器（リユース食器）を提供する環境コミュニティ・ビジネスを展開。ボランティアに頼るだけでなく、活動に見合った報酬と経営の安定に留意し、安定的に仕事を受注できる体制づくりに努めている。また、「ふうネット」を組織し、他地域での事業展開とノウハウの伝授も行うことで全国に活動が広がりつつある。

リユース食器のレンタル事業は、環境保全活動として高く評価されており、マスコミ等にも採り上げられている。地元住民の環境意識の向上につながるとともに、「スペースふう」から女性の町議会議員、町議会議員も輩出した。

【農業農村】

＜事例＞ 女性が拓く地域の農業

～グループの活動が地域に好影響（福岡県 女性農業機械オペレーターグループ「グリーンズ」）

農耕用大型特殊免許等の資格を持つ女性たちが、地域農業における女性の地位向上を目的とする組織を設立し、農作業の受託や各種農産物の栽培を実施している。保育園児への農業体験（野菜づくり）や小学生への食育活動を実施し、地域のイベント活動にも参加している。また、町内の和洋菓子店がグリーンズの栽培する紫芋を原料に製造した「きんつば」「ようかん」等は好評を得ており、将来は、グリーンズを主体とした農産物の加工所や、物産直売所の運営も視野に入れている。

農業従事者が減少する中で、農地の保全ひいては地域の農業振興に大きく貢献し、女性が主体となって自主財源を確保しつつ農業を担うひとつのモデルとなっている。また、「男性が機械に乗り、女性はその横で補助的作業を行う」という従来の農業のイメージを変え、地域農業における女性の地位向上を通じた男女共同参画の推進に大きな役割を果たしている。

多様な主体が地域の課題に取り組み、実践的な活動を展開することで、多様な主体の強みを活かし、新たな視点を導入することができる。例えば、地域の外にいる人と連携・協働することによって、外からみた、新たな視点で地域を見直し、地域おこしの新たな糸口をつかむことができる。

地域の課題に取り組み、実践的な活動を展開することは、地域にとっては女性の能力を地域の課題解決に活かすことになる。また、女性個人にとっては、地域に対して貢献することで、自己実現にもなり、さらに、自らの能力の活用・伸長、そして、新たな活動に取り組むステップとなり得る。

加えて、このような課題解決のための実践的な活動を多様な主体が連携・協働しながら進めることで、互いに信頼関係を築き、女性自身を含めた、地域住民の伝統的な性別役割分担意識を変え、男女共同参画の推進についての理解を徐々に深めていくことが可能となる。

（２）地域に住む人々が抱える課題

ア 就業・再就業

男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の改正等、法制面での充実が図られる中、法律や制度の浸透を図るとともに、ポジティブ・アクションの一層の推進等により女性が意欲を持って就労継続するための環境整備の取組を促進することが課題となってきている。また、近年、パートタイム労働者等の非正規労働者が増加する中、均衡処遇の確保や希望する者の正規雇用への転換の推進等も課題となっている。

出産・育児のために離職した女性の再就業（再チャレンジ）については、子育てしながらの能力向上や求職活動が難しいこと、一定期間のブランクを克服して円滑に職場復帰をすることが難しいこと、子育てしながら働きやすい条件での就業を希望する女性と求人側のニーズが一致しないこと等が原因で、本人が希望する仕事に就きに

くいという現実がある。

〈事例〉 女性の再就職のための総合的な就労支援

～様々な機関との連携・協働による女性の再就職支援のワンストップサービス（京都府）

行政、労働者団体、経営者団体が共同運営し、ハローワークとも連携して総合的な就労支援を行う京都ジョブパーク内に、女性再就職支援・母子自立支援コーナーを設置して、安心して再就職又は新たに就職するための就業支援や就業相談を実施。女性の再就職等に関する情報提供から相談、スキルアップ、職業紹介までのワンストップサービスを行うことで、意欲のある女性をきめ細かくサポートしている。

また、京都ジョブパークでは、地元企業が「企業応援団」を結成し、ミニセミナー等を通じて地元企業と求職者の出会いの場を提供するなど、就労支援・企業の人材確保にとどまらず、地場産業の活性化・地域社会の振興をも図っている。

〈事例〉 女性グループによる女性の自立と社会参加のための支援

～地元の商店街や子育てグループ等との連携による女性のニーズにマッチした支援（京都府 特定非営利活動法人 働きたいおんなたちのネットワーク）

女性がネットワークを組み、女性たち自身で、就業支援、起業支援、子育て支援をはじめ、女性の情報の受発信や社会経済活動を実践する場づくり及び相談・サポート等の様々な事業を実施。商店街での親子ひろば、スーパーでの女性のチャレンジショップ、女性チャレンジオフィス、異なる分野の NPO が交流できるコミュニティ・カフェの開設など、地域の商店街をはじめ、子育てや障害のある若者を支援する NPO などの関係団体、行政とも協働している。おもに子育て期の女性が自立して活動を展開できるよう支援するとともに、女性のそれぞれの経験やスキルを活かして週 3 時間から有償で働ける場づくりを展開している。また、京都府のチャレンジ・ネットワークに参加することにより、様々な機関との連携が可能となっている。

女性の積極的な登用などの就業支援、再チャレンジなどの再就業支援を進めるためには、地方公共団体内部の関係部局等の連携・協働関係の構築や、企業、労働、行政等の幅広い関係団体からなる支援ネットワークの構築が積極的に進められるべきである。このような連携・協働やネットワークを構築して、女性の就業・再就業支援を進めることで、その構成団体を通じて地域に男女共同参画を浸透させ、人々の意識を変えていくことができる。

イ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

地域に住む人々がその希望に応じた地域活動を展開し、個人の就労による経済的自立と健康で豊かな生活を送るために、仕事、子育て・介護等の家庭生活及び地域活動の調和を図ることは重要である。

〈事例〉 働きやすい職場環境を目指したワーク・ライフ・バランスの推進
～行政と企業との連携・協働（秋田県）

男女がともに働きやすい職場づくりとワーク・ライフ・バランスへの理解を促進するため、男性の育休取得促進のキャンペーンや企業代表者等からなるワーク・ライフ・バランス推進研究会での検討を行う。また、女性の能力の活用や育児、介護等と仕事との両立のために積極的に職場環境の整備に取り組んでいる事業者に対して入札参加資格審査における加点等を行う。これらの取組により、男性の育児休業取得率の向上や職場の意識改革を図るなど、男女共同参画の実現を進める。

〈事例〉 お父さん応援プロジェクト
～企業・自治体等と連携した父親の子育て参加支援（埼玉県 特定非営利活動法人 新座子育てネットワーク）

父親の子育て参加を促し、ワーク・ライフ・バランスへの意識を高めるための研修プログラムを開発。市役所職員の研修に活用され、意識の醸成や父親同士のネットワーク形成を促進したほか、職場や地域に同プログラムを提供し社会全体での取組を促進している。また、子育て中の父親を支援する専門家も養成するなど、地域全体でのワーク・ライフ・バランスの実現を支援。

地域における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するためには、企業等の組織のトップの意識改革が不可欠である。従業員のやる気の向上、能力の発揮による業務の効率化やコスト削減、優秀な従業員の確保、従業員の定着率の向上による育成コストの低減等、経営上のメリットを具体的に示して理解を求める努力が必要である。

また、経営者の理解を個別に得るだけでなく、経営者団体、労働団体、農業協同組合等の関係団体の理解と協力を得ることは、地域における各種業界全体の取組の促進につながる。

ウ 子育て

子育ては、身近な地域において人々が抱える重要な課題の一つである。子育てと仕事の両立、子どもの安全確保、不登校、いじめ、児童虐待等、子育てに関わる様々な問題の解決に、家族とともに、地域が取り組み、問題を抱える人々を地域で支えていくことは重要である。

【子育て】

〈事例〉 地域に開かれた子育ての場づくり
～世代を超えた地域における子育て支援（神奈川県横浜市 特定非営利活動法人びーのび）

一の)

女性が理事長を務め、親子で気軽に立ち寄れる子育て支援施設を運営。学生やシニアのボランティアを含む地域の様々な団体、企業、商店街、行政と連携して、子育て支援の取り組みを実施。地域で支え合いつつ開かれた子育ての場を設けることで、子どもの成長にとってよい効果があるのみならず、他の親や異なる世代の者との交流は、親にとっても、孤立を防ぎ親自身の成長にも役立つ。また、地域全体で子育てに取り組む意識も育まれている。

【教育】

〈事例〉 困難な状況を抱えた子どもたちのための教育サポート

～新しい発想による「がっこう」作り(大阪府 特定非営利活動法人 トイボックス/スマイルファクトリー)

女性が代表理事を務める特定非営利活動法人が池田市の委託を受け、「池田市立山の家」において、不登校・いじめ・ひきこもり・発達障害等様々な困難な状況を抱えた子どもたちのための新しい「がっこう」を開設し、サポート活動を行っている。また、私立高校と提携してスマイルファクトリー ハイスクールを開校し、高校卒業資格取得を可能にするなど、様々な主体との協働・連携の下、活動の幅を広げている。

「子どもだけでなく、親も笑顔にするためのサポート活動」が評判を呼び、「池田市立山の家」において年間5,000件以上の相談やスクリーニングが行われており、その件数は年々増加している。

ボランティアの活動等、地域の人々が参画し、社会全体で子育てを支えるという視点は重要である。このような課題の効果的な解決のためには、男女共同参画、福祉、医療、労働等の分野における行政、関係団体等の連携・協働が必要である。また、それらの支援機関・団体等による支援の隙間を、地域における個人やグループの緩やかなつながりによって補えるような仕組みづくりも必要とされる。

エ 配偶者等からの暴力⁵

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者にとって身近な地域において、被害者の支援に取り組む必要がある。

配偶者からの暴力については、全体の相談件数、保護命令の件数等が増加傾向にあり、被害者の保護、自立支援は地域においても喫緊の課題である。こうした暴力の発生を未然に防ぐためには、若い世代からの予防啓発に取り組む必要がある。また、交際相手からの暴力も重要な課題となっている。

⁵ 配偶者暴力防止法では、「配偶者からの暴力」に、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の場合や、離婚後も引き続き暴力を受ける場合も含まれる。本文では、配偶者暴力防止法の対象とならない交際相手からの暴力を含む場合に、「配偶者等からの暴力」と表記している。

〈事例〉 DV被害者支援のための官民連携による取組

～様々な機関とのネットワークによる被害者支援の総合的な取組（和歌山県）

配偶者からの暴力による被害者の相談及び保護に係る行政機関、民間支援団体等の情報交換のためのネットワーク会議を開催。全体会の他に県の振興局単位での地域会議も開催。会議の場で、それぞれの機関の抱える問題と解決策について意見交換をすることで、参加機関全体で被害者への適切な対応についての認識が一層高まるとともに、他機関との連携も強化されている。

〈事例〉 DV根絶キャンペーン

～企業が実施するDV被害者の支援（ザ・ボディショップ）

ザ・ボディショップは、英国に本社を置き、日本を含む世界 58 か国で店舗を展開している化粧品専門店である。「恋人や夫からの暴力は、女性にとって、自分自身を尊重する感覚を、最も否定される状態である。」との考え方に立って、世界的にドメスティック・バイオレンスの根絶に取り組んでいる。我が国のザ・ボディショップでは、平成 18 年から、毎年、DV根絶キャンペーンが展開されている。

DV根絶キャンペーンにおいては、期間中に来店した顧客に対して、スタッフが直接、DV根絶を訴えるリーフレットを渡し、この問題への認識を深めてもらうとともに、寄付商品を販売して得られた寄付金によって、民間の被害者支援団体へのサポートが行われている。

当初から一貫して、被害者支援に取り組む民間団体への支援を行っている。DV被害者とその子どもが、安全な環境の中で楽しい思い出をつくる場として、民間シェルターが実施する親子合宿を、寄付金により支援している。

全国の店舗において統一的に行われるキャンペーンに加え、地域の女性センターと協力してDV啓発イベントを開催する店舗も出てきている。また、被害者に相談先を周知するためのカードを店頭で置くといった形で、地元地方公共団体の広報啓発活動に協力する店舗もあり、それぞれの地域に根ざした特色ある活動の輪が広がっている。

配偶者からの暴力の被害者は、就労支援等、自立した生活に向けて支援を受けていく中で、能力の活用・伸長が可能となる。ただし、繰り返し配偶者から暴力を受けてきた被害者が精神的、身体的に回復するためには、一定期間を経る必要があり、加害者のもとから避難した後、自立までに長期間を要することも少なくない。

配偶者からの暴力の被害者は、自立して生活しようとする際、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子供の就学の問題等、複数の課題を同時に抱えることが多く、その解決に関わる機関は、男女共同参画、労働、福祉等の幅広い分野にわたる。それらの機関が認識を共有しながら、連携を図って被害者の自立を支援する必要があることから、都道府県や市区町村における関係機関等との連携強化やネットワークの構築は極めて重要である。

配偶者や交際相手からの暴力を防止するためには、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。被害者支援の実践的な活動を展開することで、被害者の状況や配偶者や交際相手からの暴力の問題について認識が深まり、このような意識を地域社会に浸透させていくことができる。（Ⅲ 3（2）の事例「中間支援組織として全国の男女共同参画センターの支援」も参照）

オ 高齢者の社会参画・自立支援

高齢者の社会参画と自立支援は、少子高齢化が一層進むことが見込まれる我が国において重要な課題である。

男性の多くは、仕事中心の生活で家庭や地域に関わってこなかった結果、一人暮らしになった場合に日常生活に支障を来したり、地域で孤立するといった問題が生じやすい。他方、女性の多くは、老後に受け取る年金額が少ないこと等から単身になった場合に経済的に困難な状況に陥りやすい。

〈事例〉 団塊世代の男性向け講座を通じた第2の人生への応援

～団塊世代の男性向けの定年後の生活講座（静岡市女性会館）

シニア男性を対象に、衣食住に関わる技術を身につけ、生活者として自立して豊かなシニアライフを過ごすための講座を実施。地域の企業や企業OB等の協力も得て、着こなしやお洒落、整理収納術、料理、スーパーマーケットの食品売り場での食品の見分け方や買い物のコツを学ぶ講座等を実施。特に仕事に偏りがちであった男性が、定年後も生き生きと自立した生活を送ることができるよう支援することを通じて、意識改革の効果もある。

高齢者がそれまでに職業生活等の中で培ってきた経験等是一種の財産であり、これを活かした取組を行っていくことは、個人の新たな生きがいの発見や健康の維持にもつながり、地域社会にとっても有益である。

カ 地域の外国人との共生

国際化が進む中、在留外国人の総数は年々増加しており、地域に住む言語や文化の異なる外国人との共生が課題となる。特に、配偶者からの暴力や人身取引等、女性に対する暴力の被害を受けた外国人に対する支援は重要な課題である。

〈事例〉 DVに関する地域の外国人へのサポート

～外国籍DV被害者のための多言語相談の受付（神奈川県）

配偶者暴力相談支援センターにおいて、民間団体に委託して外国籍のDV被害者から外国語による相談を受け付ける。DVの相談のほか、一時保護後の自立をサポートするための相談も受け付ける。英語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語、韓国・朝鮮語による相談に対応。民間団体のノウハウを生かし、在留資格等の外国籍被害者に特有の問題や

文化的背景の違いから生じる問題等について、適切・迅速な相談対応が可能になった。地域の外国人が生活しやすい環境をつくることを通じて、地域の外国人との共生に役立っている。

〈事例〉 人身取引被害者支援におけるサポート体制の強化

～NGO等多方面との情報交換による体制づくり（千葉県・千葉県警察本部）

千葉県では、外国人女性が人身取引被害者と認められる場合、被害者の安全が確保される施設で保護するとともに、帰国に向けた支援を行っている。また、千葉県警察では、被害者を発見した場合には速やかに保護するとともに、犯罪組織の撲滅を目指している。被害者が安心して帰国するためには、帰国先の社会情勢、再被害防止、生活支援体制の状況等の情報が必要となる。そこで、県の男女共同参画課が県警察本部と連携して、人身取引被害者の出身国を視察。国際移住機関や現地のNGO等と情報交換を行い、得られた情報を被害者の精神的ケアに反映させている。

男女共同参画の視点がもたらす多様性に対する視点は、男女間の課題だけでなく、地域の多様な人々との関係においても有効である。

地域に住む外国人は、言葉や文化的背景の違い等に起因する生活上の困難に直面していることも多い。地域の外国人と共生していくためには、きめ細かなコミュニケーションにより、多様性への視点、即ち、互いの文化や価値観を理解し尊重していく視点を持つ必要がある。このような視点を持って外国人が地域で生活する際の制約となっている具体的な課題を解決していくことは、外国人にとってだけでなく、地域住民全体にとっても有益である。

Ⅲ 地域における男女共同参画の推進主体

これまでに、今後の地域における男女共同参画推進のあり方として、従来の知識習得や意識啓発が中心の取組から課題解決型の実践的活動中心の取組への移行が必要であること、即ち、男女共同参画の第二ステージへの移行が必要であることを述べてきた。このような第二ステージにおいて、地域においてそのような取組を推進していく様々な主体には次のような役割等が求められる。

1 地方公共団体

（1）地方公共団体の役割

地方公共団体は、地域の拠点である男女共同参画センター等を活かしつつ、NPO、地域団体、大学、企業等の地域の団体等と連携・協働しながら、地域における男女共同

参画の取組を推進する役割を担っている。地方公共団体に求められる役割は、近年、地方分権が進展する中、他の分野と同様、男女共同参画の分野についても増大している。

これまでに、全ての都道府県及び政令指定都市が男女共同参画に関する計画を策定し、46都道府県及び全ての政令指定都市で条例を制定するなど、地域における男女共同参画の推進について基盤づくりが着実に進められている。（図42,43、表6）こうした基盤づくりにおいては、男女共同参画があらゆる分野と関連することから、首長のリーダーシップが不可欠である。

そうした基盤に基づいて、地域における男女共同参画を推進するために、地方公共団体や男女共同参画センター等では様々な取組がなされてきた。それらの施策は着実な成果を上げてきてはいるが、社会情勢の変化等に伴い、Iで述べたように地域では様々な課題が生じている。従来の取組を一層工夫・強化していくことは必要であるが、それだけでは、このような課題を解決していくことは難しい。今後は、地域における課題やそこに住む人々が抱える課題の解決のための実践的活動に重点を置いた施策を中心に実施していく必要がある。

なお、こうした施策の企画、実施及び評価に当たっては、客観的なデータが不可欠であり、実態調査等を実施することにより、統計データを収集し、地域全体の実情やニーズを把握するよう努めていかなければならない。

ア 地方公共団体内の連携・協働

男女共同参画はあらゆる分野にわたる課題であり、地方公共団体の施策全般に男女共同参画の視点を盛り込んでいく必要がある。地方公共団体の内部において、男女共同参画を所管する部局と人権、医療、福祉、教育、労働、環境、防災・防犯等を所管する部局との連携・協働の強化が不可欠である。部局間での情報交換や施策・事業への相互協力にとどまらず、より積極的な意味での部局横断的な協働による施策・事業の企画や実施ができるようになっていくことが求められる。

イ 市区町村の役割

地域における男女共同参画の推進に当たっては、住民にとって最も身近な自治体である市区町村の役割が特に重要である。市区町村は、地域の実情やニーズを把握し、それに応じた取組を実施していく必要がある。市区町村の男女共同参画センター等は、地域住民に近い立場から地域の課題やニーズを把握し、施策化するとともに、課題解決の取組を推進していくことが期待される。

ウ 都道府県の役割

都道府県及び都道府県の男女共同参画センター等は、広域的な観点で実施することで効果的・効率的な取組や、市区町村及び市区町村の男女共同参画センター等の取組を補完・支援する役割が期待される。例えば、地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・育成や市区町村及び市区町村の男女共同参画センター等の担当職員を対象とする研修、専門的なプログラム開発、先進的な取組の実施・普及、

取組が進んでいない市区町村に対する支援等である。

また、都道府県及び都道府県の男女共同参画センター等には、市区町村の範囲を越えた広域的なネットワークをコーディネートする役割を果たすことが求められる。

エ 効率的な事業運営

地方公共団体の厳しい財政状況を背景に、予算の削減や組織・出先機関の整理、統廃合が進められている。男女共同参画の所管部局及び男女共同参画センター等においても、適切な組織・事業運営のもとでより大きな成果を上げていくことが求められる。

そのためには、上述した地方公共団体の内部における関係部局の横断的な連携・協働や、男女共同参画センター等とNPO、地域団体、企業、大学等の組織・団体との間の協働により、男女共同参画行政以外の各主体の強みを活かしながら効率的、効果的に取組を進めることが求められる。

また、事業の実施や施設の運営において、これまで以上に費用対効果に配慮するとともに、その結果を検証し、成果を目に見える形で示していくことが必要である。そのためには、施策・事業の成果等を可能な限り客観的に把握し、定量的な評価ができるようにしていくことが重要である。一方、男女共同参画の事業は、単に参加者数やコストといった部分から判断するだけではなく、団体や地域とのつながりなど、男女共同参画を進める上で何が重要であるかという視点からも評価される必要がある。このような観点から、後述するように、男女共同参画センター等を客観的に評価する手法についても検討を行っていくことが必要となる。

さらに、男女共同参画センター等の管理運営について、民間企業で行っている経営管理手法を参考にレベルアップを図ることも必要である。

(2) 男女共同参画センター等の役割

男女共同参画基本計画（第二次）では、男女共同参画センター等について次のように位置付けられている。

「公私立の女性センター・男女共同参画センター等は、男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として、男女共同参画に関する情報提供、女性グループ、団体の自主的活動の場の提供、相談、調査研究等多様な機能を果たしている。人材の育成や効果的な事業の展開を通じ、これらの拠点が一層充実し、男女共同参画社会基本法の理念に則した運営と有機的な連携が図られるよう支援する。」（第3部2.男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実）

男女共同参画センター等は、平成19年4月現在、全国に約350施設を数えるまでになった。都道府県、政令指定都市のほとんどに設置されており、市区町村の整備率は15.2%である。（表7、8）

男女共同参画センター等は、地域における男女共同参画の推進の拠点として、次のような重要な機能を担っている。

- ・課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発

- ・地域や地域に住む人々の課題の的確な把握及び情報提供
- ・実践的な活動のための連携・協働、ネットワークのコーディネート
- ・実践的な活動を通じた人材の発掘・確保・育成

課題解決型の実践的活動を中心とする男女共同参画の推進の第二ステージにおいては、次に述べるように、上記の機能の充実・強化が求められる。

ア 課題解決型で実践的活動につながる知識習得や意識啓発

男女共同参画に関する知識習得や意識啓発については、男女共同参画の新たな段階への移行に応じて内容・手法を発展させる必要がある。また、性別にかかわらず、幅広い年齢の多様な立場の人々に参加してもらうための工夫が必要である。

〈事例〉 行列ができる男女共同参画講座

～参加者の視点に立った男女共同参画講座・事業の展開（東京都大田区立男女平等推進センター）

区民のニーズを十分把握し、多くの人が興味を持つようなテーマ設定や運営方法を工夫するなど、参加者の視点に立った講座等が企画され、多くの参加者を集めている。参加者が関心のあるテーマを通じて男女共同参画を理解できるように工夫されているほか、受講者を組織化し、受講者側が企画・運営する側にステップアップするなど、一過性のものにとどまることなく、さらなる活動を地域で広げていけるようなシステムティックな人材養成を行っている。また、地域で安心して子育てができるような親子同士のネットワークづくりにも取り組むほか、男女共同参画社会実現のための地域の拠点として、市民グループ等の活動の場となっている。

特に、人気の高い講座等を企画・運営するノウハウは全国的に注目されており、男女共同参画センター等にとどまらず、様々な分野の機関・団体等でそのノウハウが取り入れられている。そのノウハウを学ぶことは、男女共同参画に関わりの薄かった機関・団体等にとって、男女共同参画の視点に接する機会となっている。

〈事例〉 「女性まちづくり塾」卒業生の活躍

～市政やまちづくりに参画する女性人材の育成（青森県八戸市・はちのへ女性まちづくり塾生の会）

審議会等の政策・方針決定過程の場に参画できる女性の育成と、地域のまちづくり等の実践活動に資するための受講者間ネットワークの構築を目的に、市が「女性まちづくり塾」を実施したところ、その卒業生が団体をつくり、塾の企画・運營業務を市から受託するようになった。市政全般についての講義や産業・観光に関する現地視察、市議会傍聴、ワークショップ等を実施している。塾生の多くが県・市等の審議会の公募枠の委員等として県政・市政等に参画するほか、まちづくりなどの実践活動において活躍し、市への政策提言も行うなど幅広い波及効果があった。

(ア) 課題解決型への展開

男女共同参画センターにおいては、これまでに男女共同参画に関する知識の普及や意識啓発に努め、成果を上げてきた。新たな段階に入っても、そのことの重要性は変わらないが、Ⅱの4で挙げたような具体的な課題を取り上げ、それを解決または改善することに役立つような内容のものに強化していくことが求められる。また、講習や研修が修了した後、地域における実践的な活動につなげるような工夫が必要である。

男女共同参画が実際に個人や地域の課題解決に役立つこと、新たな地域活動につながることを具体的な形で示していくことが、地域において男女共同参画への理解を深め、多様な人々に裾野を広げていくことにつながる。

(イ) より多くの多様な人々への働きかけ

男女共同参画センター等の事業や男女共同参画の視点を活かした活動に、より多くの人に参加してもらうためには、男女共同参画について、平易でわかりやすく、親しみやすい印象を持ってもらえるような打ち出し方が必要である。

男女共同参画に関心があるすべての人が、実際に男女共同参画センター等に来所できるわけではない。より多くの人に活用されるよう、地理的、時間的な制約により男女共同参画センター等で開かれる講座等を受講することが難しい人々に対して、地域ごとに出前講座等を実施したり、講座の内容をホームページ、広報誌、報告書等の形で公開するなど、工夫する必要がある。このような形で講座等の内容を公開することは、講座等の参加者にとってのフォローアップにも役立つ。

また、男女共同参画の意識啓発においては、男女共同参画に関心が薄いために男女共同参画センター等を利用しない人々に対する働きかけが重要である。そのためには、幅広い対象、即ち特に関心のない層や男女共同参画以外のテーマを掲げて活動する個人や団体も含めた多様な主体への働きかけが必要である。その方法としては、男女共同参画に特に関わりのないイベントや集会にも積極的に赴き、男女共同参画について話すというような取組や、インターネットや携帯電話等を活用した身近でアクセスしやすい形での情報提供等、周知方法を工夫して取り組む必要がある。

このような取組は、男女共同参画に対する関心が薄い層への意識啓発になるだけでなく、それまで男女共同参画に関わってこなかった団体等との新たな連携が生まれる可能性もある。

<事例> 男女共同参画押し掛け対話劇キャラバンによる意識啓発

～関心の薄い層への働きかけの工夫（秋田県由利地域振興局管内）

男女共同参画の推進員、市民グループ、県・市の職員からなるキャラバン隊が、地域のさまざまなイベントに押し掛けて男女共同参画をテーマにした対話劇を上演。男女共同参画に関わりの深い団体等だけではなく、自治会、老人会、ロータリークラブ等の行事、民生児童委員研修会、消費者の集い、芸能大会等へも赴く。開催地域の住民も出演するなど県民協働を実践するとともに、難しく捉えられがちな男女共同参画が生活の中の身近な問題であることについて、これまで男女共同参画に関心の薄かった幅広い分野の団体等に働きかけ、意識

啓発を進める。

〈事例〉 各種団体の行事・研修会等への押しかけ講座による男女共同参画の理解促進
～関心の薄い層への働きかけの工夫（佐賀県白石町）

行政が男女共同参画の講座等を実施しても参加者が集まりにくいいため、男女共同参画の推進員が、主催者の了解を得て各種団体の行事・研修会等に出向き、講師となって参加者の意識啓発を行う。日頃、男女共同参画の講座等には参加したことのないような幅広い立場の人々に働きかけるとともに、対話形式による少人数のコミュニケーションを通じて、男女共同参画について理解を深めることができる。

〈事例〉 様々な課題を抱える若い女性に対するインターネットラジオ等を活用した支援
～若年女性に訴えかける効果的な媒体の活用（男女共同参画センター横浜）

居場所がない、働けない、薬物・アルコール依存など、人間関係や生き方の悩みなどを抱える若い女性向けに、社会福祉協議会と共催で、ピアサポートに取り組む女性たちをゲストにトークイベントを開催。女性特有の課題を抱えつつも男女共同参画にあまり関心のない若い世代の女性を対象に、ハンドルネームでの申込受付を行い、後日イベントの状況をひきこもりの若者たちが運営するNPOのインターネットラジオで配信するなど、新たな対象層に対して新しい方法での事業を開発している。日頃センターとは無縁の若年女性にとっても、センターが課題解決の一助となることを目指している。

イ 地域や地域に住む人々の課題の的確な把握及び情報提供

課題解決のための実践的な活動を効果的に展開するためには、個人及び地域の課題やニーズを的確に把握し、ニーズを踏まえた情報提供を行うことが必要である。

男女共同参画センターの相談窓口は、個人及び地域の身近な課題等を発見し把握する最前線であり、そこで捉えられたニーズは、解決の糸口を見出していくために重要である。

相談以外にニーズを把握する方法として、情報収集のためのアンテナを地域に広く張り巡らしておくことも重要である。そのためには、地域や企業、労働組合、学校等に男女共同参画の推進員が配置されている場合には、その推進員から身近な課題やニーズを吸い上げることも有効な方法である。

また、男女共同参画センター等は、保有する情報についての地域住民への周知と利用促進に努め、課題解決のために有効な情報が得られる場として機能する必要がある。また、その機能を、個人・団体間の連携・協働、ネットワークの形成等に積極的に役立てることも重要である。

なお、情報提供に当たっては、パンフレット、機関誌、ホームページ、メール配信等の様々な伝達手段を活用し、地域に住む人々の課題やニーズに応じて必要な情報が

届くよう工夫する必要がある。

〈事例〉 男女共同参画推進員制度の効果的な活用

～地域・企業・労働組合に男女共同参画推進員を配置（兵庫県）

県内 10 地域と企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置し、地域ネットワークづくりや職場における意識啓発を行う。地域に置かれている推進員（185 人）は、地域単位でのグループ活動を行っているほか、講座、フォーラム、調査、情報誌・報告書の発行等、それぞれの地域の特性に応じた地域密着型の多彩な事業を企画運営している。また、企業・労働組合に置かれている推進員（企業 201 人、労組 67 人）は、それぞれの組織における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランス等に関する制度の整備、企業協定の締結等の取組を進めている。（人数は、いずれも平成 20 年 9 月現在）

ウ 実践的な活動のための連携・協働、ネットワークのコーディネート

Ⅱの 2（1）及び 3（1）で述べたように、男女共同参画の視点を活かして地域や地域に住む人々が抱える課題を解決していくためには、男女共同参画センター等と、課題解決に有効なノウハウやつながりを持つ地域の多様な主体との連携・協働が必要であり、男女共同参画センター等には、このような連携・協働、さらにはネットワークをコーディネートする役割が求められる。

上記のようなネットワークを構築するためには、課題に応じて様々な団体等と連携し、その集積がネットワークに発展するという進め方が基本的な手法となる。「チャレンジ・ネットワーク」のような既存のネットワークがある場合は、それを基本に構成員・構成団体を拡大していくことが、さらに広範なネットワークへの近道となる。

また、男女共同参画センター等の施設を地域の団体やグループ等の活動の場として提供したり、地域の多様な団体等が数多く参加するイベント等を実施することは、普段はつながりのない多様な個人・団体が出会う機会をつくるという意味で効果的である。

〈事例〉 市民グループの力を活かした課題解決のための取組

～NPO等の市民グループと男女共同参画センターとの連携による男女共同参画事業の企画（男女共同参画センター横浜・横浜南・横浜北）

男女共同参画の推進に役立つ講座等事業の企画を、NPO等の市民グループと男女共同参画センターとの協働により実施。協働実施する事業テーマを年度当初に定め、公募により実施グループを決定している。事業テーマはDV、就業支援、生活自立、健康、子育てと多岐にわたり、さまざまな分野で活動するグループとの連携が進んでいる。また、この取組を学校等の地域の関係機関に紹介し、そこでの事業実施をコーディネートすることによって、男女共同参画の視点をもった事業が地域社会で広く実施され、子どもからシニアまで多くの市

民に男女共同参画の視点が波及していくというメリットがある。

エ 実践的な活動を通じた人材の発掘・確保・育成

地域における男女共同参画を推進していくためには、それに携わる人材の確保、養成が不可欠である。こうした人材の育成は座学のみでは難しく、このような課題解決型の実践的な活動を経験する中からリーダーが現れ、育っていくことが多い。したがって、男女共同参画センター等で実施する地域のリーダー育成のための講座等においては、知識等を伝える講義形式のみではなく、地域の課題に即した実践的な活動を盛り込むべきである。(IV 2 「地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・確保・育成」を参照)

(3) 男女共同参画センター等の機能分担とネットワークの構築・強化

男女共同参画センター等が第二ステージにおいて求められる役割を効果的に果たしていくためには、男女共同参画センター等の間でネットワークを構築し、その中で、それぞれの男女共同参画センター等に期待される機能を果たすことによって、相互補完とネットワーク全体の機能強化を図っていくことが求められる。

ア 男女共同参画センター等の多様なあり方

男女共同参画センター等の役割は、2で述べたとおりであるが、その具体的なあり方は、その所管する地域の実情に応じ、多様であってよい。男女共同参画センター等が地域の課題の解決に取り組む中で、最も適切かつ効果的に対応できる体制・手法等を見出していくことにより、それぞれの地域における男女共同参画センター等の特色が現れてくる。

イ 男女共同参画センター等間の連携・ネットワーク

男女共同参画センター等は、各地域における男女共同参画の推進のための拠点として重要な役割を担っているが、これに止まらず、全国的に配置された男女共同参画センターが相互に連携・協働し合うことで、その機能は増していく。その意味で全国の男女共同参画センターのネットワーク自体が重要な財産であるといっても過言ではない。

男女共同参画センター等が地域を越えて交流し、連携することにより、それぞれの男女共同参画センター等の好事例を広げ、活用していくとともに、互いに補完していくことができる。また、男女共同参画センター等で構成される女性会館協議会等において、男女共同参画センター等の抱える共通的な課題について、男女共同参画センター等を支援し、課題解決に取り組むことは有効である。

男女共同参画センター等では、それぞれ置かれている地域の実情に応じて特色ある

取組が進められている。特定の機能や分野において高いノウハウを持つ男女共同参画センター等には、直接対象としている地域にとどまらず、男女共同参画センター等の全体のレベルを広域的に引き上げる役割が今後一層期待される。

このことは、人材の育成において特に重要である。人材育成において高いノウハウを持つ男女共同参画センター等が実施する研修等に多くの男女共同参画センター等の職員が参加することは、プログラムされた研修内容を修得するだけでなく、参加した他の男女共同参画センター等の職員と交流し、そのことから多くことを学べるという効果もある。その研修に参加した男女共同参画センター等の職員が、そこで得たものをそれぞれの地域へ持ち帰って伝えていくことが、男女共同参画センター等の広域的なレベルアップにつながる。

＜事例＞ 男女共同参画センター全体のレベルアップ

～中間支援組織として全国の男女共同参画センターの支援（特定非営利活動法人全国女性会館協議会）

全国女性会館協議会は、各地の男女共同参画センター等との親睦・連絡組織であったが、平成17年の機構改革を契機として、全国の男女共同参画センター等の抱える課題について支援・援助を行う機関としての性格を有するようになり、男女共同参画センター等に対する情報提供や調査研究など幅広い支援を行っている。

全国各地のセンター同士のネットワーク化を進め、地域の様々な社会資源との連携を図ることを目的に、全国6カ所でセンター職員や管理職を対象とした研修や相談会を開催している。さらに、センターのスタッフ募集情報の提供も行っている。

また、マイクロソフト社と連携の下、全国の男女共同参画センターにおける母子家庭やDV被害者等、経済的社会的に困難な状況にある女性を対象としたパソコン講座や就労応援イベントの開催を支援している。規模も地域性も多様な各地のセンターで困難を抱える女性を支援する事業を安定的に実施するために、企画運営のノウハウ（手引書）を提供し、実務者研修を実施。目標を超える数の受講者がこれまでに受講し、また、受講者の満足度も高い。事業の実施を通じて、課題解決型ニーズを発見し、支援ノウハウを蓄積し、地域における多様な主体との連携を強化することによって、男女共同参画の拠点施設としての基盤強化や職員の力量の向上にもつながっている。

＜事例＞ 広域的な人材育成のための研修事業等の実施

～西日本の中核的な拠点としての活動（大阪府立女性総合センター、財団法人大阪府男女共同参画推進財団）

男女共同参画センター等や地方公共団体の男女共同参画の担当職員（情報及び相談担当、相談員等含む）、女性グループ・NPO等の構成員を対象に、男女共同参画の視点を持って施策・事業を企画・運営していく能力の育成、市民やNPO、行政との協働、ネットワークの形成等のための研修を実施。また学校教員を対象として男女共同参画の視点による教材づ

くりの研修も開催。大阪府域を超えた広範囲から多くの参加者を集め、西日本の男女共同参画センター等の中核的な役割も果たしており、本センターの受講生から各地・各分野のリーダーを数多く輩出。

また、韓国・ソウル女性プラザとの友好を深め、情報交換や連携をしていくための協約を締結。交流懇談会、情報交換会の開催などさまざまな事業を展開。

ウ 男女共同参画センター等の国際的な役割

男女共同参画センター等が全国に数多く存在することは、日本の大切な資源である。

開発途上国においては、このような施設を整備することは大きな意味がある。例えば、伝統的な男女観の強い文化の国々においては、女性が安心して集まることができ、マイクロファイナンス（貧困層向けの小規模融資）等に関する様々な相談、保健指導、識字教育、職業訓練等の機能を持った施設をつくることは大きな意義がある。男女共同参画センター等の施設の意義・機能に関する情報を国外に発信していくことも、国際貢献の手段の一つとして重要である。

〈事例〉 男女共同参画に関する課題解決のための研究書の発行・アジアの女性の地位向上のための講演会、セミナー等の開催

～アジア地域を始めとする国際的な連携の推進（北九州市立男女共同参画センター、財団法人アジア女性交流・研究フォーラム）

北九州市立男女共同参画センターでは、男女共同参画に関する課題の解決のために、専門家や活動家が地方公共団体・国・世界の動きを視野に入れつつ学際的に探求した成果を、『ムーブ叢書 ジェンダー白書』として国内外に発信。また、ジェンダー問題を掘り起こして自主的に調査・研究する市民グループや研究者（グループ）を募集し、調査・研究に要する経費を助成。

また、北九州市立男女共同参画センターの指定管理者となっている財団法人アジア女性交流・研究フォーラムは、アジア地域の女性の地位向上と連帯・発展を目指し、講演会、セミナー、研究誌の発行、アジア女性会議の開催等の事業を展開。

ともに、地域と海外との情報交換や連帯の橋渡しとなっている。

（４） 指定管理者制度

ア 男女共同参画センター等への指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、民間の経営能力を導入して住民サービスの向上を図るとともに、効率的な運営により経費削減を図るための有効な手段として導入されることになった。

独立行政法人国立女性教育会館が2007年1月～2月に実施した調査「指定管理者制度導入施設の現況と課題」によると、女性関連施設の指定管理者となっている団体は、財団法人と社団法人が6割を占め、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人のうち、男女共同参画を目的とする団体が6割を占めている。指定期間は3年と5年が多い。(図44,45)

指定管理者に対しては、男女共同参画の施策や男女共同参画センター等の成り立ちや経緯等を十分理解していることや、地方公共団体が期待する施策の執行能力とともに、効率的な運営ができることが求められる。

イ 指定管理者制度の導入・評価における留意点

民間の経営能力を活かした様々な工夫の結果、来館者が増加し男女共同参画センター等が活性化するなど、指定管理者制度の導入がプラスの効果をもたらしている事例も少なくないが、そのような効果を生むためにも、指定管理者制度の導入に際して以下のような点に留意する必要がある。

(ア) 施設運営や事業展開等に関する留意点

男女共同参画センター等は地域における男女共同参画の推進のための拠点であり、地方公共団体が指定管理者を選定するに当たっては、男女共同参画センター等がその役割を効果的に果たせるかどうかを最も重視されるべきである。具体的には、男女共同参画についての理解、施設運営や事業展開の視点と方法、専門的能力を有する職員の確保とその育成手段、地域の多様な社会資源との連携・協働の可能性等が重視されるべきである。さらに、事業の継続性や公益性にも配慮する必要がある。

しかし、低コストでの運営を図るための手段として指定管理者制度が導入される場合、上記のような事項が定量的に明確な形で把握することが困難であることもあって、経費削減のみに重きが置かれがちである。このような場合、地域の拠点としての男女共同参画センター等の機能を大きく低下させ、ひいては住民サービスの大幅な低下を招きかねない。したがって、指定管理者の選定や指定管理者の施設・事業運営の評価に当たっては、上記のような定量的に把握しにくい部分も重視して評価する必要がある。

その一方で、施設の運営や事業の実施において、成果を可能な限り客観的に把握し、一定の基準に基づく定量的な評価ができるようにしていくことも重要である。そのためには、現在は男女共同参画センター等を評価する基準が確立されていないため、客観的な評価手法について検討を行っていくことも必要となる。

また、指定管理者となった団体は、指定管理者制度の本来の趣旨に則り、行政とは異なる民間の視点・手法を活かして男女共同参画センター等を運営するとともに、経営的な視点を職員全体に浸透させることも必要である。

(イ) 人材面における留意点

指定管理者が運営する男女共同参画センター等は、Iの4でも触れたとおり、

自治体直営の男女共同参画センター等に比べ、給与水準が低い職員及び非正規雇用の職員の割合が高いという実態がある。低い処遇や不安定な雇用は、長期的に見て、優秀な人材の確保を困難とするばかりでなく、職員の意欲に悪影響を与え、職員の専門的能力の維持・向上を困難にし、男女共同参画センター等の機能低下につながるおそれがある。指定管理者制度を導入する場合には、住民サービスの向上という面からも、男女共同参画センター等の専門的機能を支える職員の処遇について十分な配慮が必要である。

また、指定管理者制度を導入している男女共同参画センター等では、指定管理期間は3年から5年程度が多く、現在の管理者が次回以降も継続して指定管理者となれるとは限らないため、長期的な視野に立った職員の確保・育成が難しいことが指摘されている。指定管理期間終了後の正規職員の雇用を継続できるかどうか不明瞭であるとの指摘もある。男女共同参画センター等の専門性を維持するために、指定管理者制度の下での長期的な視点に立った職員の確保・育成方法について十分検討していく必要がある。また、指定管理者を外れた団体に属する職員が、その資質と経験をその後も活かせるような仕組みづくりも今後必要となってくると考えられる。例えば、能力・経験・実績等を評価できる仕組みの構築や、男女共同参画センター等の広域的なネットワークの中での人材情報の共有、専門的能力を持つ人材がそれを必要とする他の男女共同参画センター等に移ってその能力を活かせるような仕組みづくりなど、様々な可能性を検討していくことも今後の課題である。

2 地域における組織・団体

NPO、地域団体、企業、大学等の地域における組織・団体は、それぞれの組織や団体が展開する活動の中に男女共同参画の視点を取り入れることで、活動の幅を広げ、かつ、各主体の強みを活かして一層効果的、効率的に活動を展開し、各組織や団体が直面している課題を解決することができる。

それぞれの強みの部分について、各主体が複数の組織・団体を調整し、相互に結びつけ、ネットワークを構築し、連携・協働し、課題解決のための実践的な活動を展開する。

特に、NPOは、特定の課題の解決を目的に形成されることが多いため、課題解決型の男女共同参画を推進する第二ステージにおいて果たす役割はますます重要になってくると考えられる。(図 46～49)

なお、地方公共団体等がNPO等と連携・協働する際には、NPO等がその特色を活かした活動を展開できるよう、NPO等との対等な関係の下で、NPO等の自主性・独自性を尊重しながら、ともに地域の課題に取り組む必要がある。

〈事例〉 保育者志望者や教員による子育て支援ボランティアの実践
～大学における地域と連携した取組（三重県 高田短期大学）

少子化、子育て困難の時代にあつて、保育者養成校が保育・幼児教育の専門スタッフが持つ知的財産を地域の育児支援や育児文化の普及のために開放して、地域貢献を行う。保育士や幼稚園教諭を目指す学生が大学教員とともに、教育プログラムの一環として地域で子育て支援ボランティアを実践する。地方公共団体や教育委員会、男女共同参画センター、企業、NPO等とも連携。

＜事例＞ 高齢社会の問題に関する女性の視点からの政策提言

～国内外の市民団体とのネットワーク構築による活動の展開(東京都 特定非営利活動法人 高齢社会をよくする女性の会)

女性の視点から、幸福な超高齢社会の創造、介護に携わってきた女性や介護現場で働く人々の労働環境の改善等を目指し、また、「介護は社会的に地域で支える」という考え方を根付かせるために、調査・研究、政策提言、シンポジウムの開催、国内外のグループとの情報交換・交流等を行う。全国に及ぶ会員同士のネットワークの他、「女性と健康ネットワーク」「高齢社会 NGO 連携協議会」等の団体、男女共同参画センター等とも連携している。

なお、目的を共有するグループ団体が全国各地に存在し、それぞれの地域の状況に応じて工夫した活動を展開している。

＜事例＞ 多様な主体との連携により火災ゼロを維持

～女性が中心となった地域防災活動(埼玉県 大利根町婦人防火クラブ)

昭和 22 年のキャサリン台風後に、地域の防災意識の高まりから防災・防火活動が始まり、男性の働き手の減少により、女性が中心となって防火活動を担うようになった。子供への防災教育、消防署からの指導を受けながらの防火訓練等を行う。防災・防火活動のほかに、地域の福祉活動や美化活動等も行う。20 代から 70 代までの幅広い世代が参加し、行政との連携の他、活動を通しての他地区との交流、男女共同参画センターからの情報提供等。活動開始以来、地区内の火災発生件数ゼロを継続中。継続的な防災・防火活動を通じて、地域に住む人々の間のつながりが強まり、男女共同参画の視点からまちづくりを考えるようになったという幅広い効果ももたらしている。

3 国等

地域における男女共同参画の推進は、地域が主体となってそれぞれの事情に応じた取組を行うことが重要であるが、国においても、一地域では解決が困難な課題については、主として制度面や全国的な施策の展開を通じて各地域の取組を支援することが必要である。さらに地域の主体的な取組を行いやすくするための環境整備も国の役割として位置付けられる。

また、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとしての独立行政法人国立女性教育会館が果たす役割も重要である。

(1) 地域における男女共同参画を推進するための支援

国は、地域における第二ステージの男女共同参画の取組を促進するために、様々な形で積極的に支援を行うことが必要である。

具体的には、地域や地域の人々が抱える幅広い課題に関する調査等による実態把握、課題別・対象者別の実践的な内容の講座・イベントの実施、広報啓発、他分野・他業種間のネットワークの構築方法等に関する先進事例の収集・分析や、他地域でも応用できる形での成果の発信、人材育成のためのプログラム開発、各種研修の実施、人材情報の提供などにより、地域における男女共同参画推進の取組を総合的に支援する。特に、ネットワーク形成の支援については、男女共同参画ヤングリーダー会議等の場の活用や地方公共団体や企業等との連携を通じ、将来地域のリーダーとしての活躍が期待される者の男女共同参画に関する意識の醸成やネットワークの構築の支援を行うなど、一層取組を充実する必要がある。

また、地域における女性の参画の現状、参画がもたらす効果等については、まだ十分把握できていないため、そうした点について把握・分析のための調査研究等を行う必要がある。

<事例> 各地域各分野で活躍が期待される若者を対象とした男女共同参画に関する会議の開催

～全国から集うリーダーたちのネットワークの形成支援（内閣府）

各地域、各分野で様々な活動を行い、将来地域のリーダーとして活躍が期待される30歳代の者を中心に、男女共同参画ヤングリーダー会議を開催。会議では、「地域における男女共同参画の推進」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」などのテーマ別に班別討議を行い、その成果を共有するとともに、立場や環境の異なる参加者がネットワークを形成することなどを通じ、今後の地域における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進している。

(2) 地方公共団体との連携強化

国は、こうした地域における男女共同参画の取組を効果的に推進するためにも、地方公共団体との一層の連携強化を図っていくことが重要である。そのためには、各種会議やイベント、広報誌やホームページ等様々な場を活用し、情報交換や意見交換を緊密に行っていく必要がある。

(3) 国立女性教育会館の役割

独立行政法人国立女性教育会館には、特に、女性教育、人材育成の面において「男女共同参画センター等のセンター」としての役割が求められる。

我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、男女共同参画センター等の間のネットワークの中核を担うとともに、地域において男女共同参画の推進を担うリーダーの育成、男女共同参画に係る調査研究の実施、国内外の男女共同参画に係る情報収集・提供等の役割を担っていく必要がある。

＜事例＞ 男女共同参画社会の形成に関する資料の提供等を通じた学習支援

～記録の蓄積を活かしたナショナルセンターとしての取組（独立行政法人国立女性教育会館）

男女共同参画社会の形成に顕著な業績を残した女性や女性教育・女性施策等に関する過去の記録の収集・整理・保存・提供を行う女性アーカイブセンターを開設。男女共同参画センター等や大学等の関係機関との連携・協力を図りながら、資料を活用した取組を通じ、過去の女性たちの生き方や活動について学ぶことにより、現在を見つめ、活力ある未来を切りひらく力をつけるための学びを支援する場としての役割が期待されている。

IV 人材の発掘・確保・育成

これまでに述べてきたような、課題解決型の実践的活動中心の第二ステージの取組を推進していくためには、その担い手となる人材の発掘・確保・育成が不可欠である。特に、地域の課題を実践的な方法で解決することを通じて地域の男女共同参画を推進していくという男女共同参画の第二ステージを担う人材は、単に理念・知識を学ぶだけでなく、実践的な活動の経験を通じて育成していく必要がある。

以下で、そのような男女共同参画の第二ステージを担う人材の発掘・確保・育成について述べる。

1 男女共同参画センター等の職員に求められる能力とその育成

地方公共団体及び男女共同参画センター等において、第二ステージの男女共同参画の推進を担う職員には、前述したように、幅広い問題意識を持って広範な分野に常にアンテナを張り、地域における課題や地域に住む人々が抱える課題を的確に把握できる能力、さらに、その個々の課題に応じて、関係しうる多様な主体の効果的な連携をコーディネートし、実践的な活動を展開できる能力が求められる。現実には、地方公共団体の財政事情の悪化等を背景に、男女センターの職員数が削減され、少ない人員で運営していかざるを得ない状況になっている。このため、優秀な職員の確保と職員の資質向上が今まで以上に重要になっている。

こうした幅広い能力と高度な専門性は、知識を習得するだけでなく、多様な分野の個人・団体とともに実践的活動に携わる経験によって培われるものである。男女共

同参画センター等において人材を育成するに際しても、こうした実践的な活動を可能な限り育成プログラムに盛り込み、効果的、継続的に人材育成が行われるような仕組みを構築すべきである。

なお、男女共同参画センター等の職員の確保・育成においては、Ⅲの5で述べたような職員の処遇に関する種々の問題にも十分配慮する必要がある。

2 地域において男女共同参画推進の取組の核となる人材の発掘・確保・育成

地域における課題を把握し、その解決のための実践的な活動を通じて男女共同参画を推進していくという男女共同参画の第二ステージにおいては、男女共同参画センター等だけでなく、地域においてこのような取組の核となる人材が不可欠である。

このような地域の人材の発掘・確保・育成は、それぞれの課題や実践的活動の内容に応じて適切な方法が工夫されるべきである。具体的には、男女共同参画センター等の講習・研修等の修了生の活用、推進員の設置、公募等の方法が考えられる。いずれの方法においても、こうした人材が継続的に資質を向上させていくためには、地域における課題の解決のための実践的な活動を経験できる機会を可能な限り設けることが望ましい。専門的な知識・技能の修得や、実践的な活動を経験できる機会をつくるためには、地域の教育機関やNPO等をはじめ地域の多様な主体との連携も積極的に進められるべきである。そのような活動経験を通じて、それぞれの人材が実践的な能力を向上させていくことができる。また、その中から新たにリーダーとなり得る人材が生まれてくることも期待される。

さらに、リーダー育成講座等の修了者が活躍できる機会を設けること、及びこうした人材の活用を促進するために、男女共同参画センター等が地域住民に人材情報を提供するデータベース等を準備したり、地域においてネットワークの形成を支援することが望ましい。

おわりに

男女共同参画社会基本法が制定されて9年が経過した今日、講習、研修等による知識の習得や意識啓発を中心とする段階から、地域住民による主体的な実践的活動を通して、あらゆる分野における男女共同参画の視点の確立が目指される第二ステージに移行することが極めて重要である。

これからの時代に、地域において男女共同参画をさらに推進するために求められるのは、男女共同参画の視点を持って、個人を尊重し、多様な主体と連携・協働しながら、身近な地域の課題やそこに住む人々が抱えている具体的な課題の解決に取り組むことである。こうした実践的な活動を通じて、身近な地域の課題やそこに住む人々が抱えている具体的な課題を解決できるだけでなく、地域が活性化され、個人が互いを尊重しなが

らいきいきと充実した生活を送ることができるようになる。男女共同参画の視点を活かした、実践的活動における多様な主体の連携・協働は、地域の経済社会を支える個人、組織・団体間に、互いの立場を尊重しつつそれぞれの発想や能力を活かすことができるような緩やかなつながりを生み、男女共同参画の視点を共有させる。地域における男女共同参画の推進がもたらす、こうした緩やかなつながりや男女共同参画の視点は、地域社会を支え、新たな発展を生み出す大きな原動力となるに違いない。

別添事例集

【地域おこし・まちづくり】

〈事例〉 地域の生活文化への思いが、様々な人の共感を生み、「夢」が結実
～女性を中心とした多方面とのネットワーク形成による地域の生活文化づくり（**島根県 特定非営利活動法人 納川の会**）

石見地域の生活文化の魅力を発信するため、女性のためのフォーラム「鄙のひなまつり」開催、古民家の再生、地域の生活文化を活かした服飾ブランドや工芸品づくり、地域住民とのふれあい交流イベント等幅広い活動を実施。地元行政や外部の専門家集団、ボランティア等との協働による活動を行っており、他の女性団体との連携や情報交換等も活発に行われている。

地域資源を活かしたユニークなビジネス展開や地元住民との一体的な生活文化づくりが定着した結果、外部からの認知度も向上し、企画を目的にやってくる観光客も増加している。また、取組を通じ、地元住民、特に女性や若者が地域の生活文化を見直す契機となり、町の活性化とふるさと意識の向上につながった。

〈事例〉 地域の女性が一步を踏み出す様々なサポート
～県下全域の女性たちのネットワーク（**滋賀県 特定非営利活動法人びいめ～る企画室**）

地域に密着した生活情報がないという動機から生活情報紙を発刊、以後、その後滋賀県下全域に広がる約70名の女性スタッフのネットワークを活かし、様々な活動を行うようになった。

現在は、イベント等の生活情報をフリーペーパーやメールマガジン、ラジオ等様々な媒体で情報発信を行っているほか、自己啓発やスキルアップのセミナー、イベント等、まず女性が自分らしく一步を踏み出すきっかけづくりとなる様々な取組を実施している。

また、コミュニティカフェを運営し、市民コミュニティの拠点となっている。

〈事例〉 旧商家を拠点とした町の活性化
～商工会等と連携した女性による地域おこし（**熊本県 風の会**）

風の会は にぎわいを失いつつある町の現状に一念発起し、子どもたちを自然の中で遊ばせたい、小川町の文化を盛り立てたい、町の活性化に役立つことは何か等々、自分たちの身のまわりにある様々なテーマについて共鳴する人たちが集まり、翌平成10年に地域の主婦が中心となり、「風の会」を結成。

明治にたてられた旧商家が傷んだまま空家になっていたが、本会が、所有者より借り受け、

平成13年に修復復元。「風の館・塩屋」として、地域の様々なイベントや活動等の拠点となっているほか、観光スポットとしても人気を集めている。さらに、商店街や商工会と連携のもと、観光ボランティアガイドの養成やガイドマップの作成等を実施するなど町全体の活性化に貢献。

<事例> 民話を通じた村おこし

～女性たちによる地域資源の活用（福島県 森の民話茶屋）

平成4年に民話の語りや朗読劇を中心した劇団を結成し講演活動を続けてきたが、平成11年に村主催のイベントで休眠状態にあった村営スキーロッジにおいて茶屋を開き、民話を語ったのがきっかけ。これが好評であったことと村の情報を発信する拠点がほしいという思いから、スキーロッジの施設を借り受け、「森の民話茶屋」として平成12年に開業。郷土料理を味わいながら、生の民話を聞くというユニークさが好評となり、村の観光スポットとなっているが、その背景として、子どもたちに民話を伝承する活動に力をいれるなど村全体で民話を地域資源としてはぐくんでいるのが特色。

【市民活動】

<事例> 市民自身による地域社会作りを目指して

～社会的事業に対する低金利・無担保融資等（東京都 東京コミュニティパワーバンク）

女性の視点から地域社会を改善していく活動として、市民自身が出資して、地域の福祉や環境保全等の社会的な事業に対する低金利・無担保の融資を実施。地域社会への貢献という活動の方向性が確立され、課題解決に向けて地域の人々と認識を共有している。

従来は融資が受けにくかった財政基盤の弱いNPO等による地域コミュニティ活性化等の取組に対して、資金的な援助が可能となった。また、営利的活動を行う一般金融機関との明確な差別化を図ることで、行政や市民に対して新たな市民金融のあり方を問題提起するきっかけとなっている。

【農業農村】

<事例> 消費者との交流が地域の女性のやる気を引き出す

～地元の生産物を活かした農村の活性化と女性の経済的自立に効果（愛媛県 からり農産物直売所）

第三セクター内の直売所（からり農産物直売所）において、女性が6割以上を占める会員

が、自ら栽培した農作物を消費者に直接販売している。直接消費者に販売することで、消費者のニーズの把握が可能になること、農家の工夫がそのまま消費者に認められ成果につながることも、会員の意欲を引き出す要因となっている。

従来の単作経営から、消費者のニーズに合わせた少量多品目栽培や有機農業などの高付加価値化等により、売り上げが増加したほか、地域の農産物という身近な資源の活用事例に、全国から多くの視察者が訪れるようになった。また、知名度も上り、近年では県外からの利用客が増加するなど、地域の経済に大きな影響を与えている。さらに、農家の女性が販売に携わることで、女性が自ら管理する金銭ができ、女性の経済的な自立にも効果があった。

【環境】

〈事例〉 綾の自然と有機農業の里づくり

～関係団体や行政とのネットワークが形成され、多面的な活動に発展（宮崎県 綾の自然と文化を考える会・オーガニックごうだ）

中核的な役割を担う女性が、食育に関する強い思いから、有機農業により栽培された野菜を利用したレストランを経営する一方、環境保全型農業を活かしたまちづくりへの取組や、地元の照葉樹林を守り世界遺産とするための諸活動を実施。行政、地域の自然保護に関わる団体や人々と連携して、照葉樹と有機農業を核としたまちづくりに関する様々な取組み（照葉樹林文化シンポジウム、九州地産池消推進シンポジウムの開催、綾川流域照葉樹林帯保護・復元プロジェクトなど）が生まれる基盤となっている。

オーガニックへのこだわりや自然保護活動が町全体に波及し、照葉樹林と有機農業による里づくりとして実を結んでおり、自然を生かしたまちづくりの成功事例として多くのメディアからも注目され、観光客も増加している。

〈事例〉 人と自然との共生をベースとした農業・環境保全・教育等の多面的活動

～行政やボランティアを巻き込んだ幅の広い連携・協働（島根県 認定特定非営利活動法人 緑と水の連絡会議）

牛の放牧の活用等により、三瓶山に広がる草原を人と自然の共生の中で保全していく取組や、保全活動を通じた子どもたちへの環境教育体験などを現在のように実施。当初の活動は、女性が中心となっており、現在は、ドラム缶を利用した炭火焼による地域おこし、バイオマスエネルギー事業の実証研究等も実施。農林水産業を通じた環境保全、人々の環境意識の向上や農村部と受益者である都市部との交流といった幅広い取組を行っている。

ボランティアや行政を巻き込んだ活動により、環境のみならず、農業や教育へと活動の幅が広がってきている。人と自然が共生しつつ自然景観を活用する取組は、環境活動のみなら

ず農業関係者からも注目されるようになってきている。さらに、活動実績を示すことで地域住民の女性に対する意識が変化し、女性の活躍が期待されるようになった。

【観光】

〈事例〉 食を中心とした観光振興の取組

～地域の旅館・民宿の女性たちの幅広い活動（岐阜県 ビスターリマーム）

スキー場がオープンし、これまでとは客層が変わり、その対応を模索する中で、問題意識を共有する明宝地区の旅館・民宿の女将 11 名で平成 12 年に結成。

山菜など地元の食材や地域の豊かな自然や文化等の資源、特に「食」からはその地域における生活文化や自然等をかいま見ることができるといった観点から、「食」に光をあてた。スキーのゲレンデを利用した「めいほう高原大パノラマ流しそうめん大会」といったイベントにとどまらず、地域に伝わる伝統食の復元・普及や里山の食体験プログラムなど、食育の観点も加味した様々な活動を行っている。また、日本生活協同組合連合会と連携し、都市と農村の交流活動の一環として、子どもの自然体験プログラム（「長期体験かっぱ村」）を実施している。

【子育て】

〈事例〉 子育てナンバー 1 の街づくり

～地域の子育て環境の向上への取組（新潟県 特定非営利活動法人 マミーズネット）

上越地域の子育てサークルの連絡会として平成 8 年に発足。同時期発足した子育て情報誌の発行を行うポケット倶楽部と合同し、平成 16 年に特定非営利活動法人として認証。

子育てをキーワードに、地域の子育て環境を良くするための活動を実施。悩みや不安などを語り合うママのしゃべり場、子育て応援誌の発行、子育て中の人や、子どもと一緒にでかけられてゆっくりと自分の時間を持てる子育てひろば「ふう」の運営など子育て中の母親の支援に留まらず、地元企業と連携し、企業を対象としたワークショップを実施するなど子育てしやすい環境づくりに向け、子育てに関する啓発活動等を行っている。

〈事例〉 「子育てをもっと楽しく！」するための取組

～若者・男性・地元企業等、様々な主体と協働した地域ぐるみの子育て支援（香川県 特定非営利活動法人 わははネット）

地域ぐるみの子育てを実現するため、日曜パパひろば、子連れ父ちゃんはじめのおつか

いプロジェクト等、父親の育児への意識啓発のイベントや、結婚前の若者たちを対象に、小さな子どもがいる家庭へのホームステイ事業等を実施するなど、新しい子育て支援企画を多数実施。

地元の商店街に、親子のいこいの広場「わははひろば」を開設したほか、携帯電話を活用した子育て情報配信サービス「わははメール」事業、子育て当事者の目線で「子育て応援タクシー」事業を企画、実施している。さらに、地元企業と子育てに優しいマンションのありかたについて検討し、「子育て応援マンション」建築の企画に携わっている。

情報発信を通じて地域の子育て支援に大きく貢献しているほか、様々な主体と協働した事業を展開することにより、企業等を含め、地域全体の育児支援への関心が向上するなどの効果が見られる。

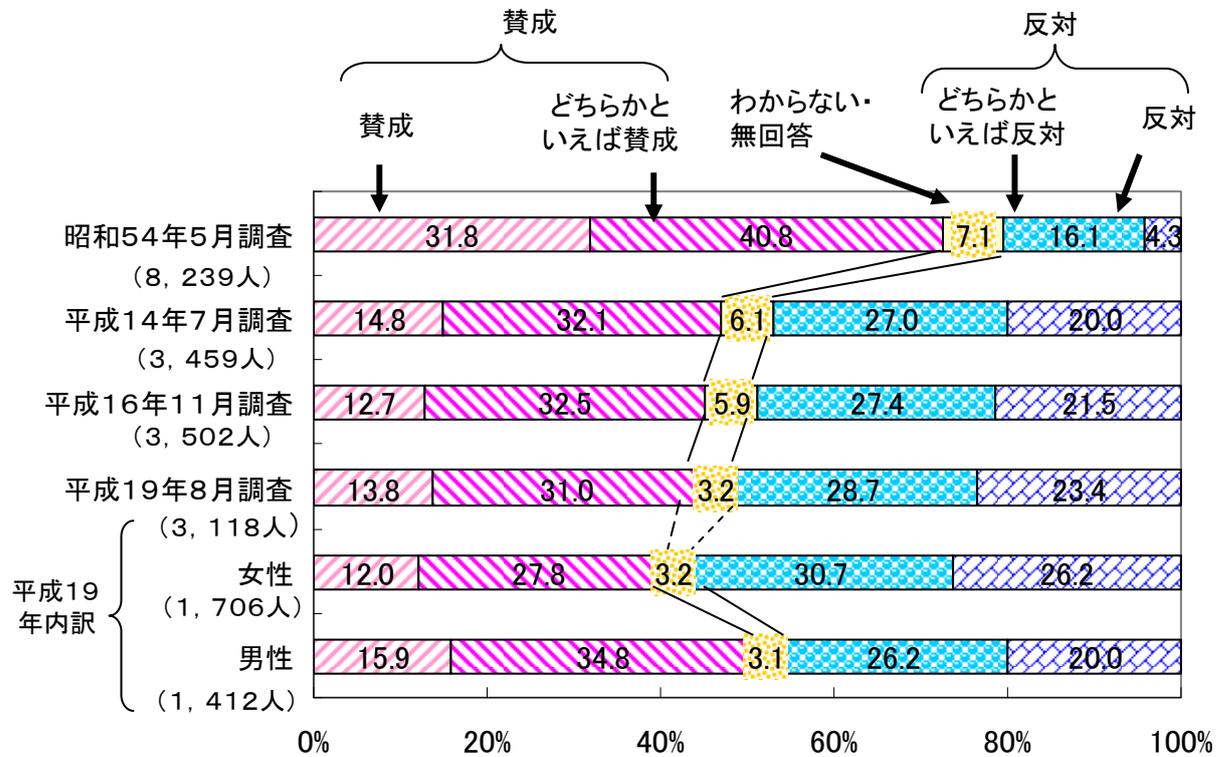
〈事例〉 ボランティアによる絵本の読み聞かせ活動

～絵本の読み聞かせを通じた地域の世代間交流（北海道 絵本コミュニティKURABU）

保育園、保健センター、小学校、高齢者施設、障害者施設・フリースクール、家庭文庫などで絵本の読み聞かせを行うほか、読み聞かせボランティアのための勉強会を開催。また、絵本の点訳、絵本で語る平和イベント、親子で絵本を作る講座や一般住民も参加するフォーラムを開催。保育園等の施設と密接に連携し、読み聞かせのボランティアに関する情報共有を図っている。

絵本の読み聞かせを通して親子が向き合い、地域における読書活動が活発になった。また、文化活動への関心、地域の世代間交流が深まるとともに、地域の子育てへの機運が高まっている。

図1 固定的性別役割分担意識<経年比較>
(夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである)



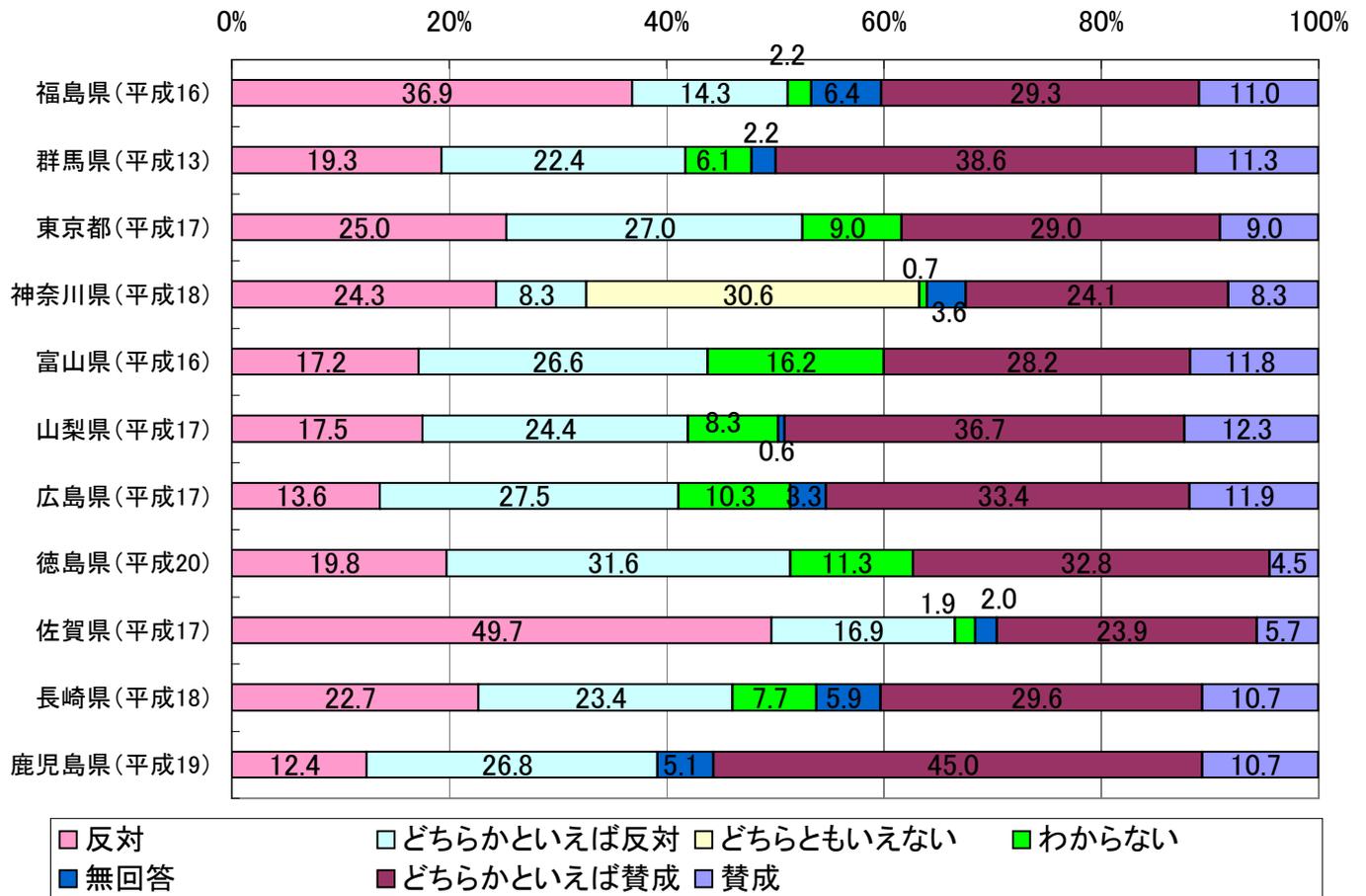
(備考)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」より作成。

表1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
(都市規模別、性別、年齢別)

	賛成(小計)	賛成		反対(小計)	反対		わからない
		賛成	どちらかといえば賛成		どちらかといえば反対	反対	
総数	44.8	13.8	31.0	52.1	28.7	23.4	3.2
[都市規模]							
大都市	42.7	11.6	31.1	53.7	29.9	23.9	3.6
東京都区部	38.7	8.6	30.1	55.8	31.3	24.5	5.5
政令指定都市	43.9	12.5	31.5	53.1	29.4	23.6	3.0
中都市	47.4	14.7	32.7	50.5	27.9	22.6	2.1
小都市	43.0	13.2	29.8	54.4	28.5	25.9	2.6
町村	43.4	16.3	27.1	49.3	29.5	19.8	7.3
[性]							
女性	39.9	12.0	27.8	56.9	30.7	26.2	3.2
男性	50.7	15.9	34.8	46.2	26.2	20.0	3.1
[年齢]							
20～29歳	41.4	6.1	35.2	55.7	28.7	27.0	2.9
30～39歳	38.8	6.5	32.3	58.0	33.0	25.0	3.2
40～49歳	37.3	6.3	31.0	59.2	28.4	30.8	3.6
50～59歳	40.1	10.0	30.0	57.4	32.3	25.0	2.6
60～69歳	50.0	19.9	30.1	48.4	26.9	21.4	1.6
70歳以上	56.9	26.7	30.2	37.7	23.3	14.4	5.4
[性・年齢]							
(女性)							
20～29歳	40.2	8.3	31.8	57.6	28.8	28.8	2.3
30～39歳	35.0	3.5	31.5	61.9	34.6	27.3	3.1
40～49歳	31.7	3.9	27.8	64.4	30.3	34.2	3.9
50～59歳	34.3	7.7	26.6	63.1	34.3	28.8	2.6
60～69歳	43.1	18.0	25.1	54.6	29.1	25.4	2.3
70歳以上	54.8	27.2	27.6	40.2	25.9	14.3	5.0
(男性)							
20～29歳	42.9	3.6	39.3	53.6	28.6	25.0	3.6
30～39歳	43.6	10.3	33.3	52.9	30.9	22.1	3.4
40～49歳	44.4	9.4	35.0	52.5	26.0	26.5	3.1
50～59歳	47.9	13.2	34.6	49.6	29.6	20.0	2.5
60～69歳	57.5	22.0	35.5	41.5	24.5	17.0	0.9
70歳以上	59.3	26.2	33.1	34.9	20.4	14.5	5.8

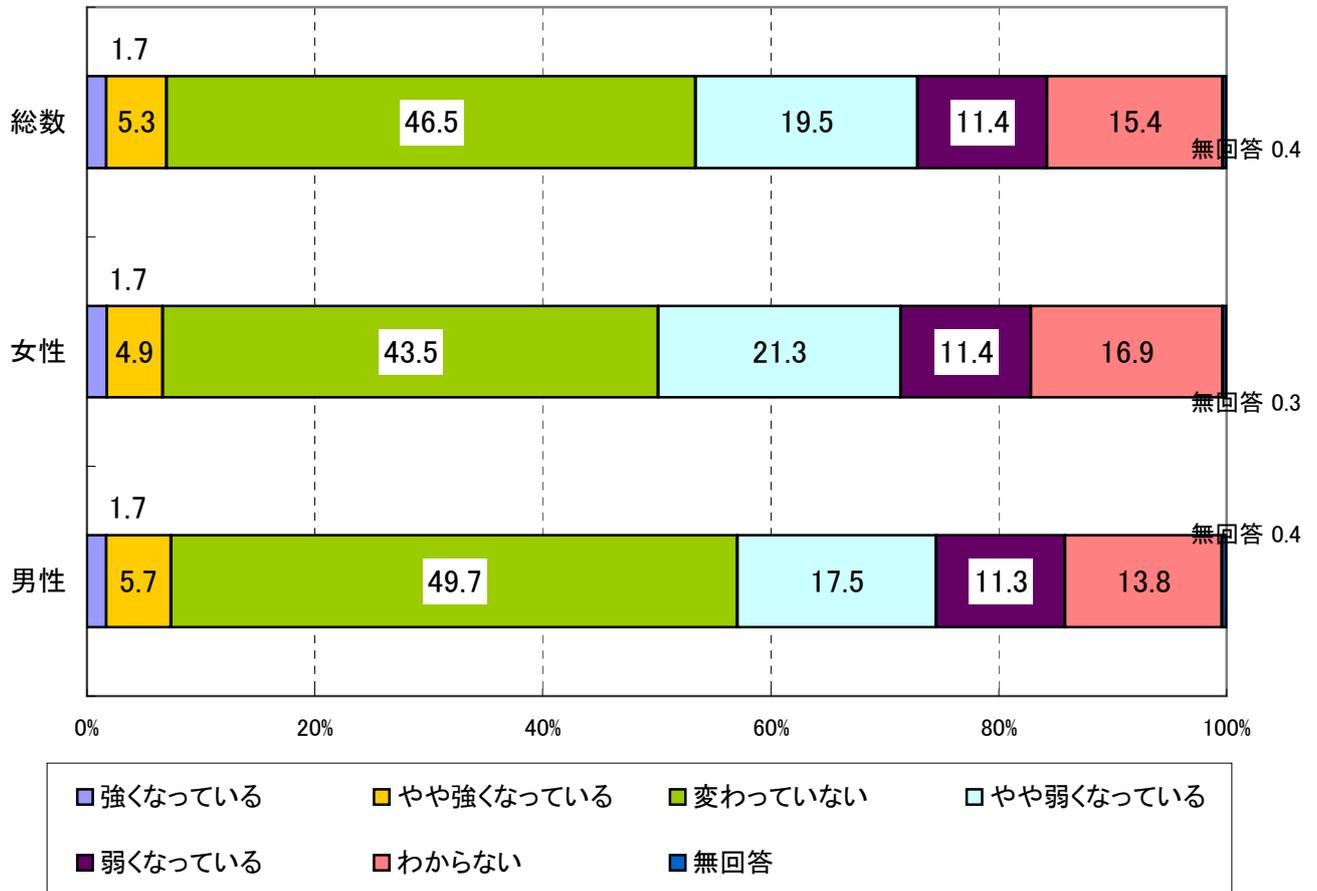
(備考)内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成19年)」より作成。

図2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について
(国と同様の問いを設けている都県における調査)



- (備考) 1. 各都県における最新の世論調査等より作成。
 2. 都県によって、調査年が異なる。
 3. 都県によっては、選択肢が異なる場合がある。

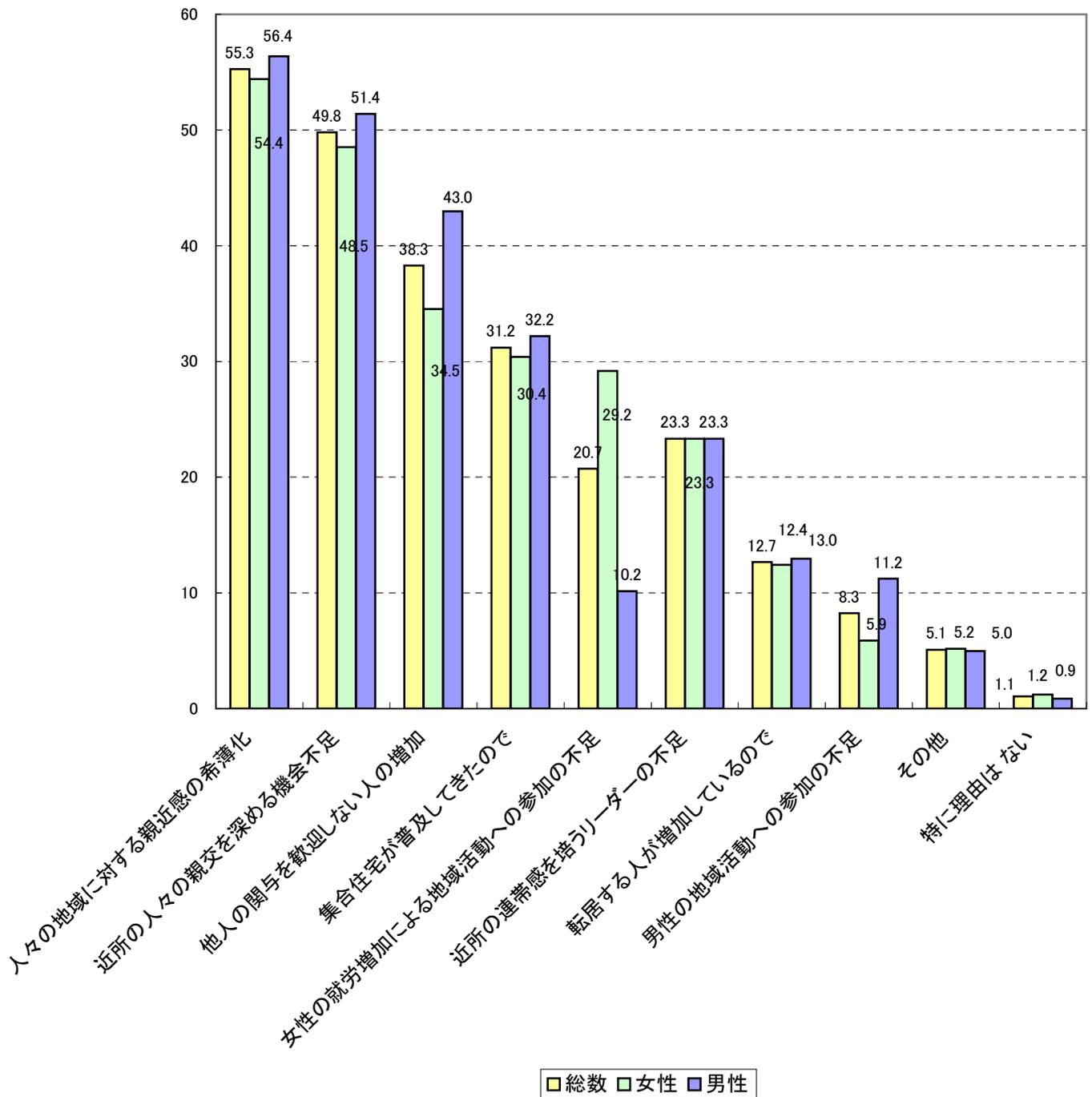
図3 地域のつながり—10年前と比較—



(備考) 内閣府「国民生活選好度調査」(平成18年度)より作成。

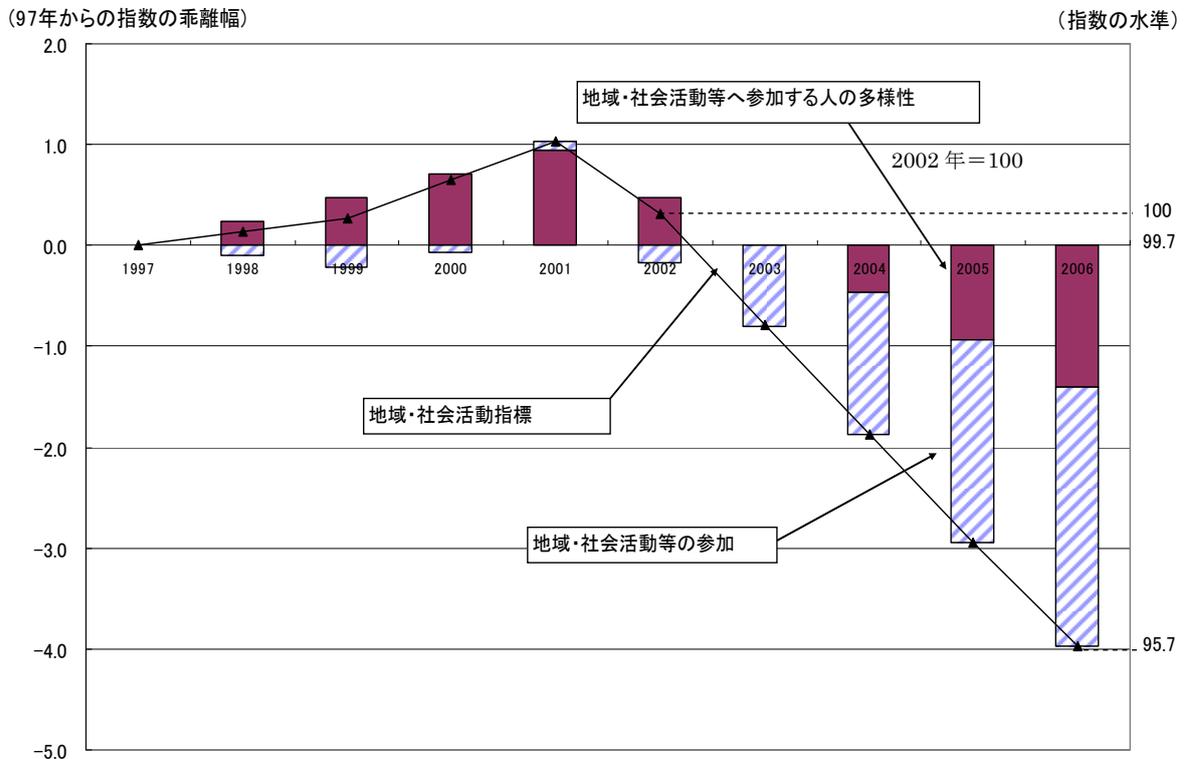
図4 地域のつながりが弱くなっていると思われる理由

(%)



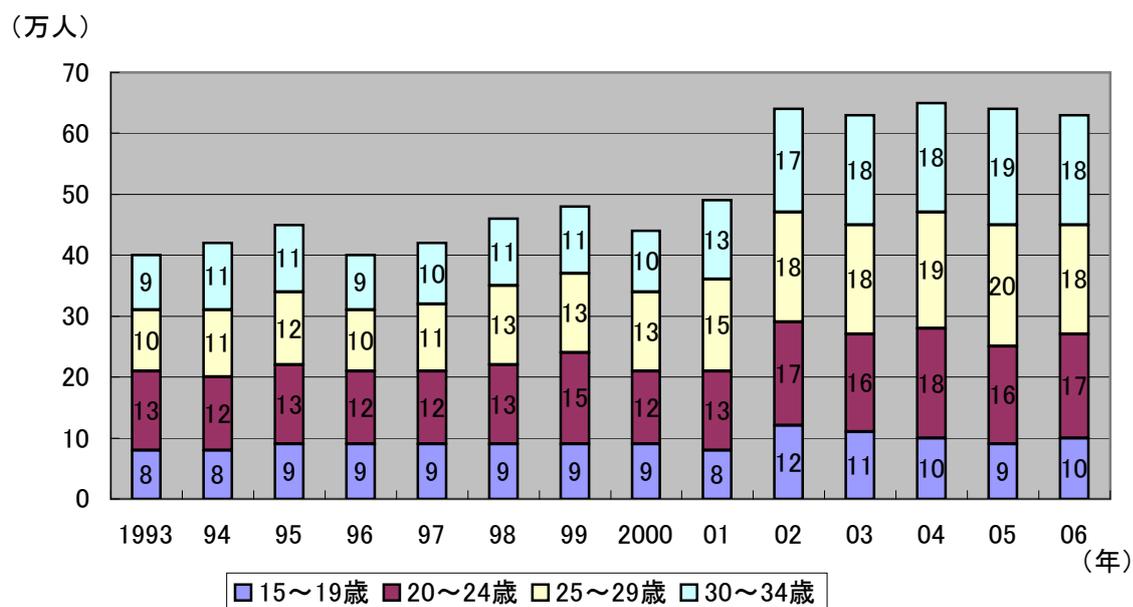
(備考) 内閣府「国民生活選好度調査」(平成18年度)より作成。

図5 地域内のつながりの状況



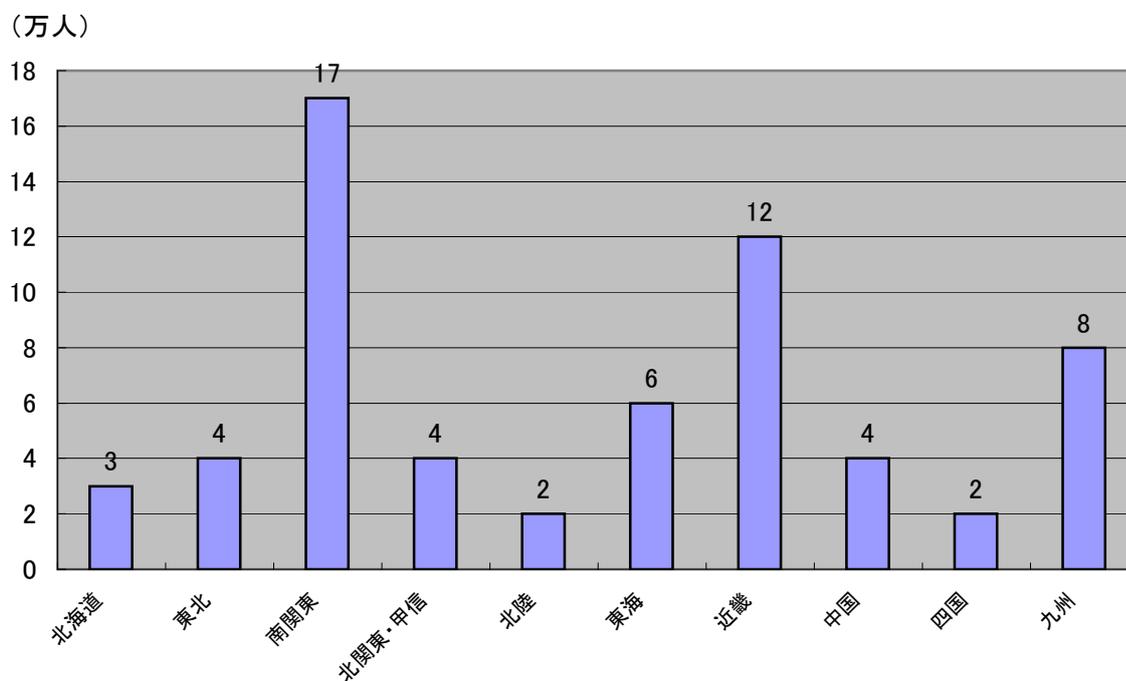
- (備考) 1. 内閣府「仕事と生活の調和」実現度指標」より作成。
- 「仕事と生活の調和」実現度指標のうち、個人の実現度指標の「地域・社会活動」の推移を、①ボランティア、交際・つきあいなどの地域・社会活動等に人々に関わる時間や満足度を示す「地域・社会活動等の参加」、②働く人も含めた多様な人々の参加状況を示す「地域・社会活動等へ参加する人の多様性」に分けている。
 - 「地域・社会活動等の参加」の構成要素は、①ボランティア活動・社会参加活動の総平均時間、②地域活動等をする時間や機会への満足度、③交際・つきあいの総平均時間(出典:総務省「社会生活基本調査」(①及び③)、内閣府「国民生活選好度調査」(②))である。
 - 「地域・社会活動等へ参加する人の多様性」の構成要素は、①ボランティア活動・社会参加活動の行動者率(有業者・無業者別)、②交際・つきあいの行動者率(有業者・無業者別)(出典:総務省「社会生活基本調査」)である。
 - 2002年以降、交際・つきあいなどが希薄になっていることを反映して、「地域・社会活動等へ参加する人の多様性」、「地域・社会活動等の参加」の指数がともに低下している。

図6 若年無業者数の推移



- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。

図7 地域ブロック別若年無業者数(2006年)



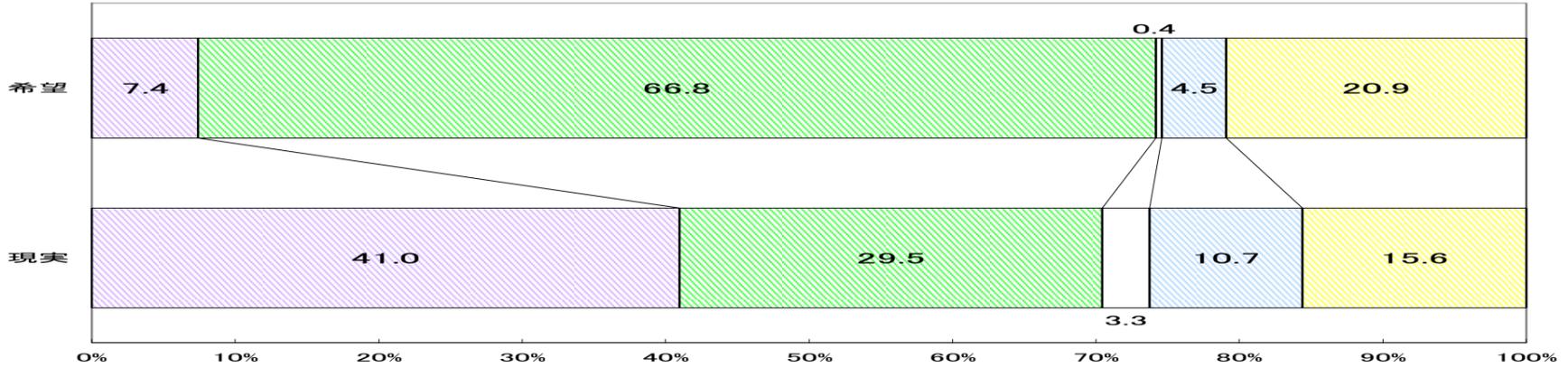
- (備考) 1. 総務省「労働力調査」より作成。
 2. 若年無業者について、年齢を15～34歳に限定し、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者として集計。

図8 生活の中での、「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の関わり方
～希望と現実～（性別・世代別）

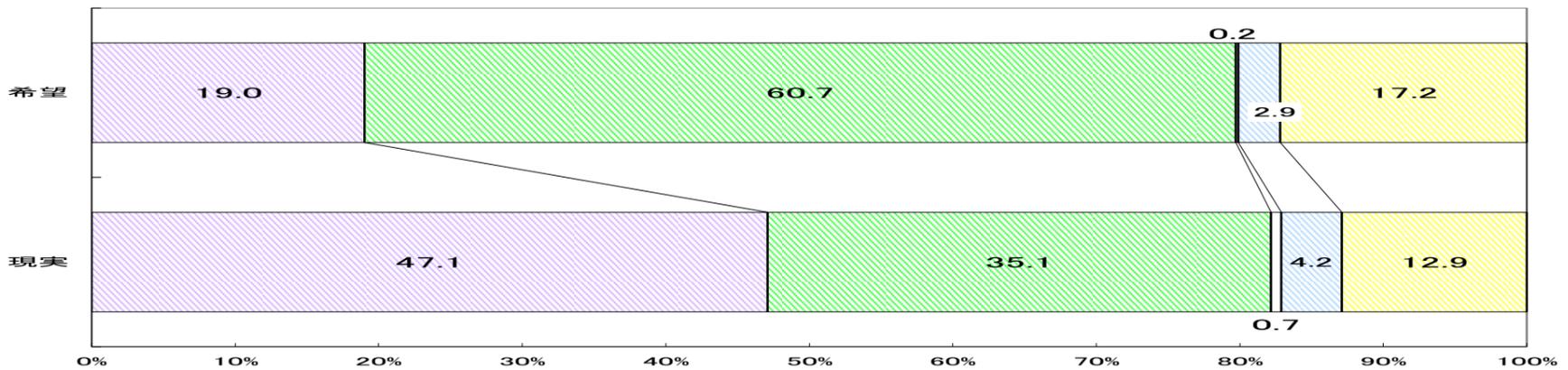
「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成 19 年 8 月調査)より作成

調査対象:全国 20 歳以上の者 5,000 人(有効回収数:3,118 人, 回収率:62.4%)

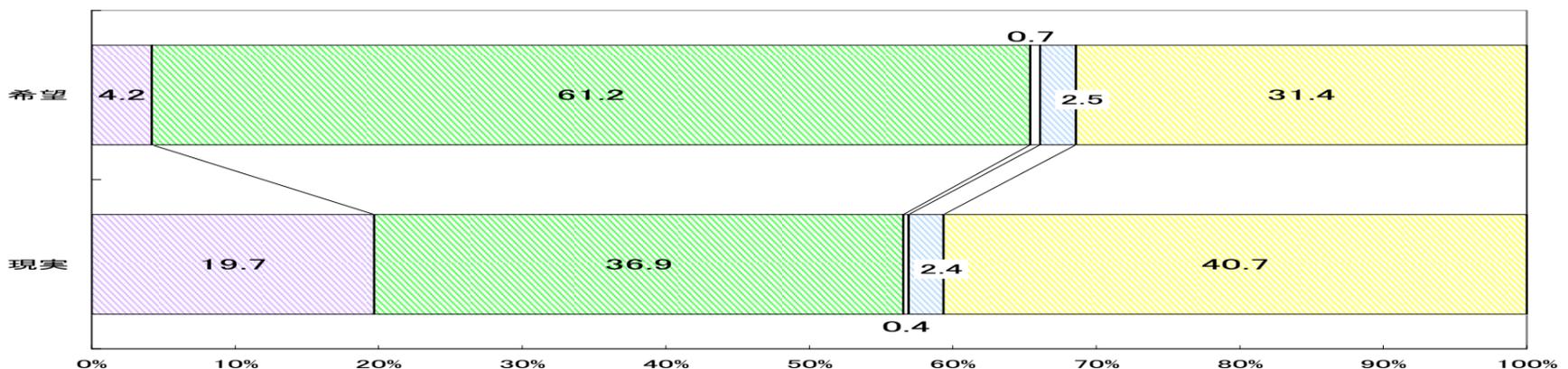
20～29歳(男女)(244人)



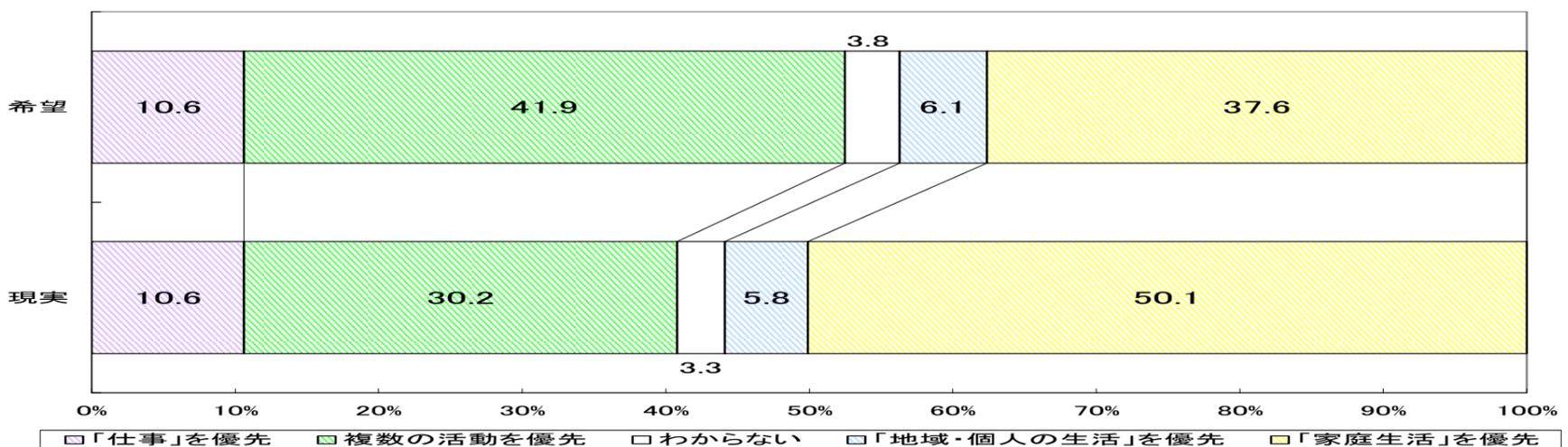
30～69歳(男性)(1025人)



30～59歳(女性)(923人)

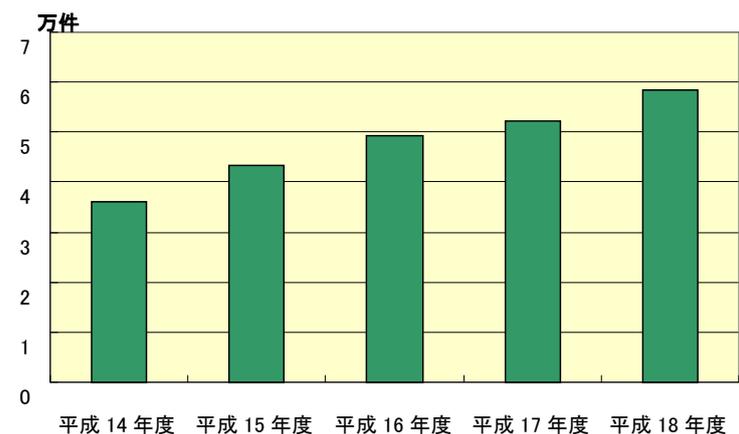


60～69歳(女性)及び70歳以上(男女)(926人)



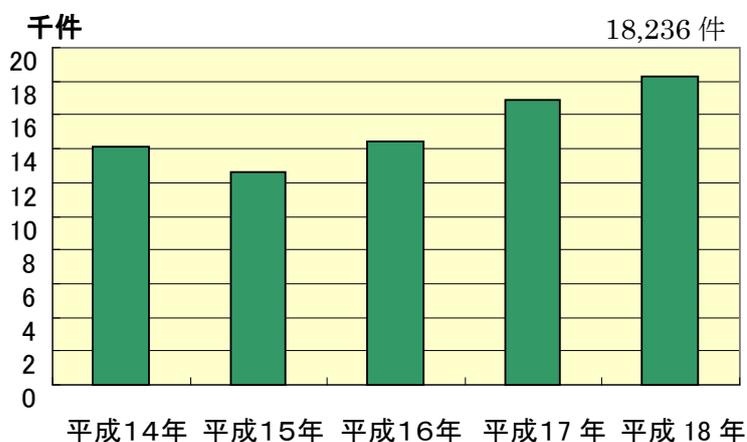
- 男性 20 歳代から 50 歳代までと女性の 20 歳代は、仕事と家庭生活をともに優先したいという希望が強いが、現実には仕事を優先している者が多い。
- 女性 30 歳代から 50 歳代までは、仕事と家庭をともに優先したい、或いは仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先したいという希望が強いが、現実には家庭生活を優先している者が多い。
- 男性の 70 歳以上及び女性の 60 歳以上は、現実及び希望とも家庭生活を優先している者が多い。

図9 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



(備考)内閣府調べ。

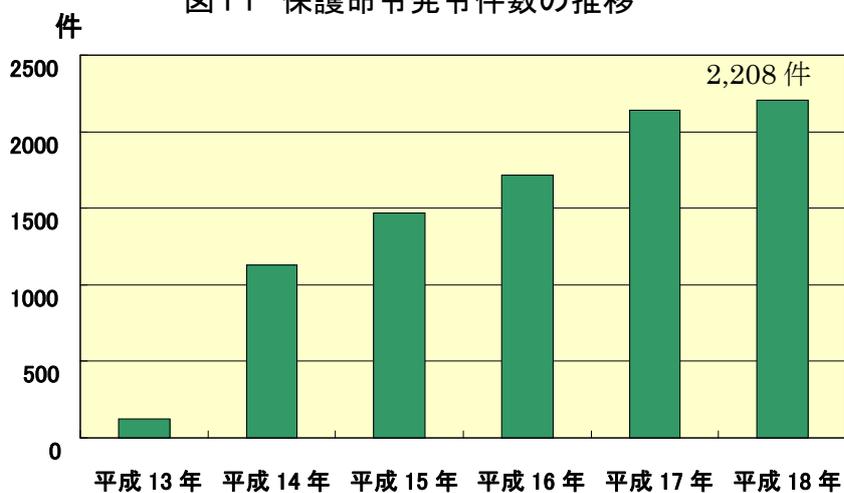
図10 配偶者からの暴力相談等の認知状況



(備考)1. 警察庁調べ。

2. 認知件数とは、配偶者からの暴力事案を、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上。

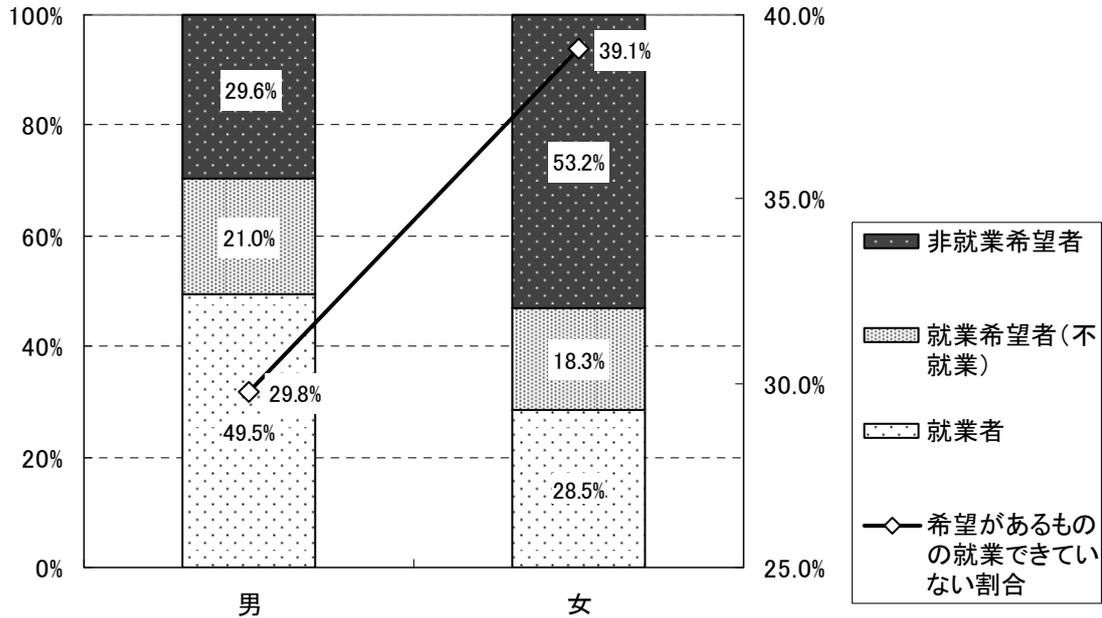
図11 保護命令発令件数の推移



(備考)1. 最高裁判所調べ。

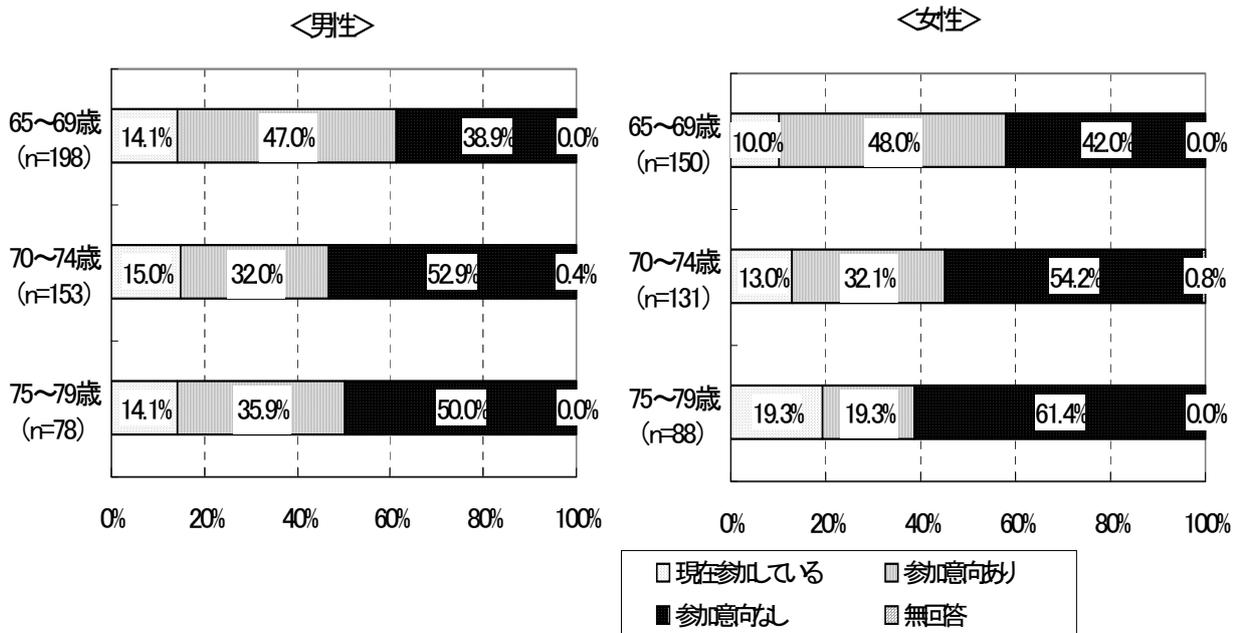
2. 平成13年は10月より。

図12 高齢者(65~69歳)の就業状況・就業希望(男女別)



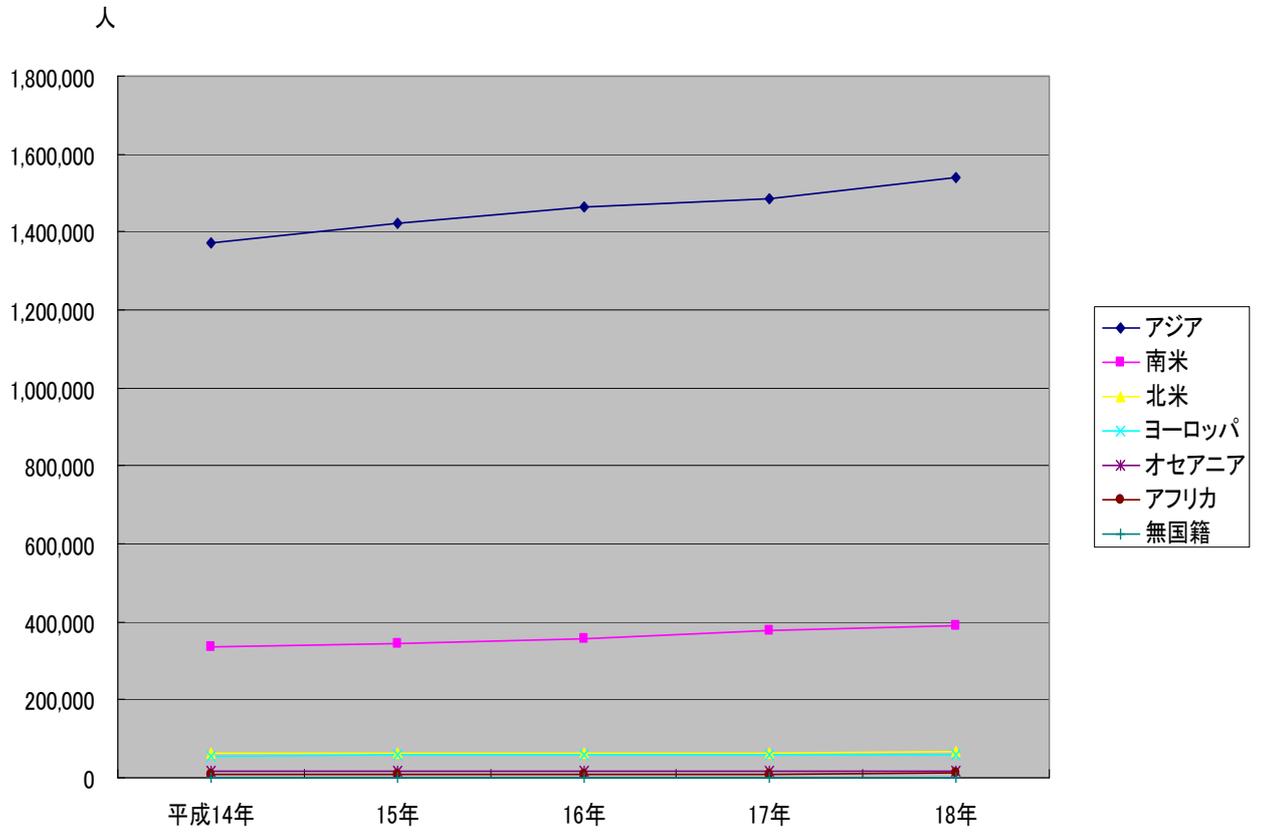
- (備考) 1. 「高齢者就業実態調査」(厚生労働省、平成16年)より作成。
 2. 就業者は、平成16年9月中に収入になる仕事をした者。
 3. 就業希望者は、仕事をしたと思いながら仕事に就けなかった者。非就業希望者は、仕事をしたいと思わなかった者。
 4. 四捨五入により、男は合計が100%にならない。

図13 高齢者のNPOやボランティア、地域の活動などへの参加状況と参加意向



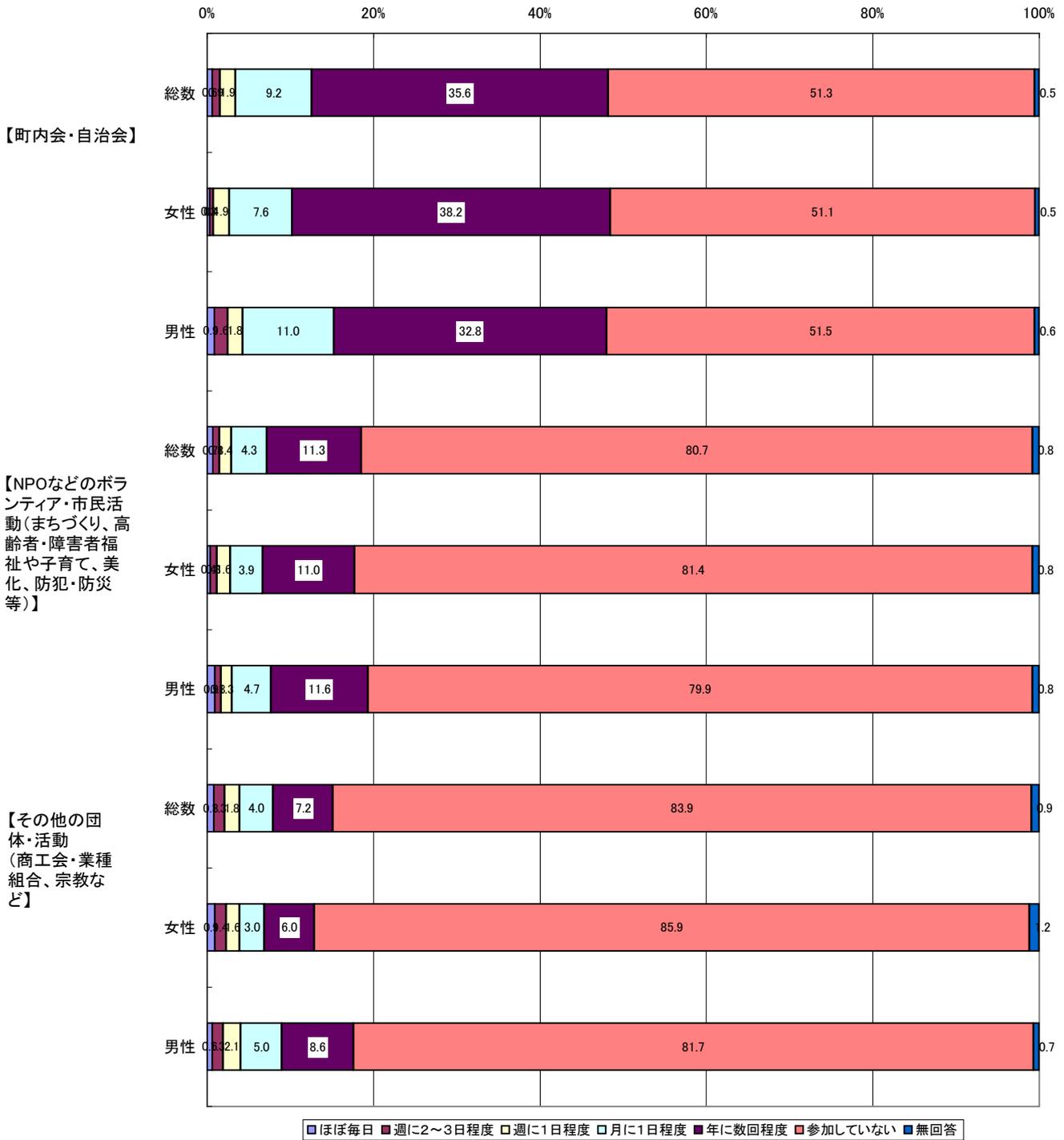
(備考) 「国民生活選好度調査」(内閣府、平成15年度)より作成。

図14 地域別外国人登録者数の推移



(備考)法務省「在留外国人統計」より作成。

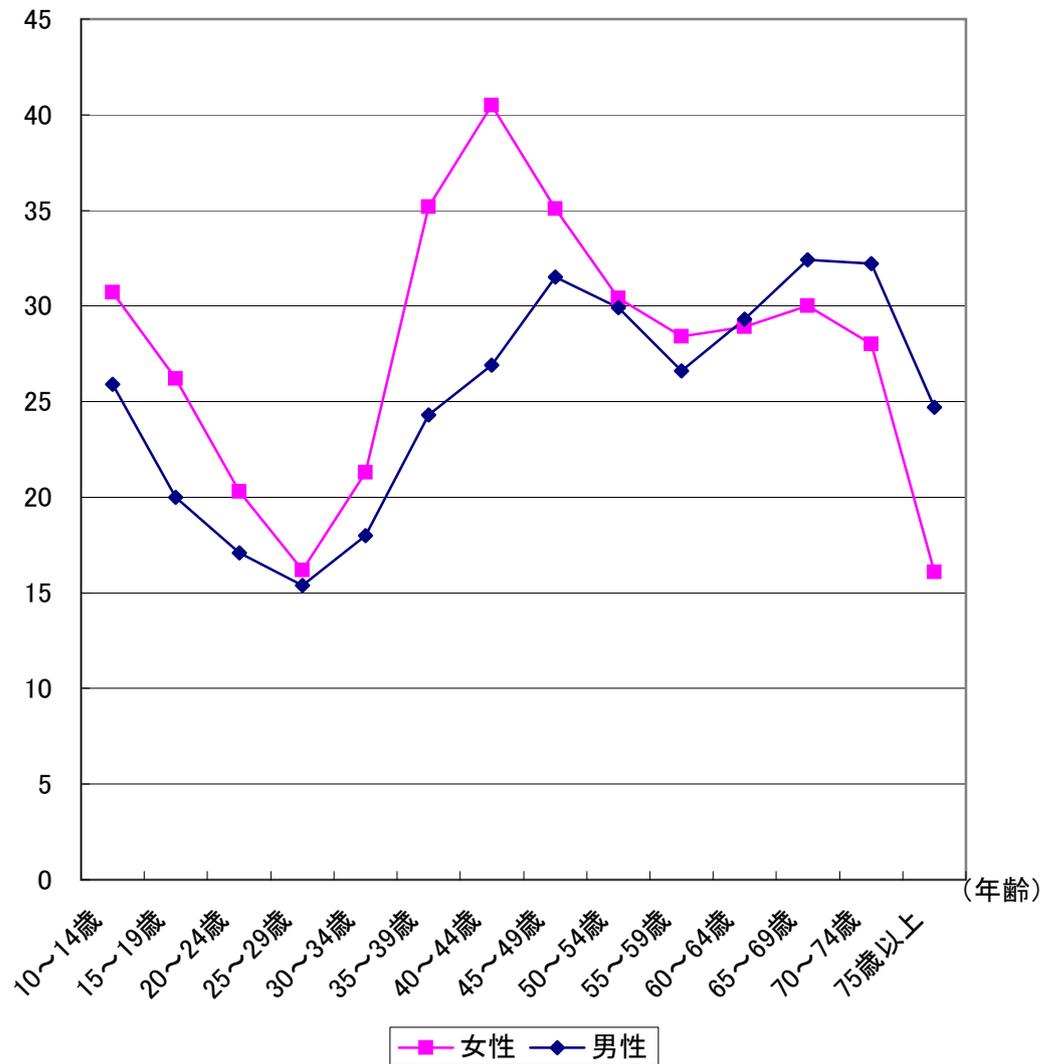
図15 地域活動への参加状況



(備考) 内閣府「国民生活選好度調査」(平成18年度)より作成。

(%)

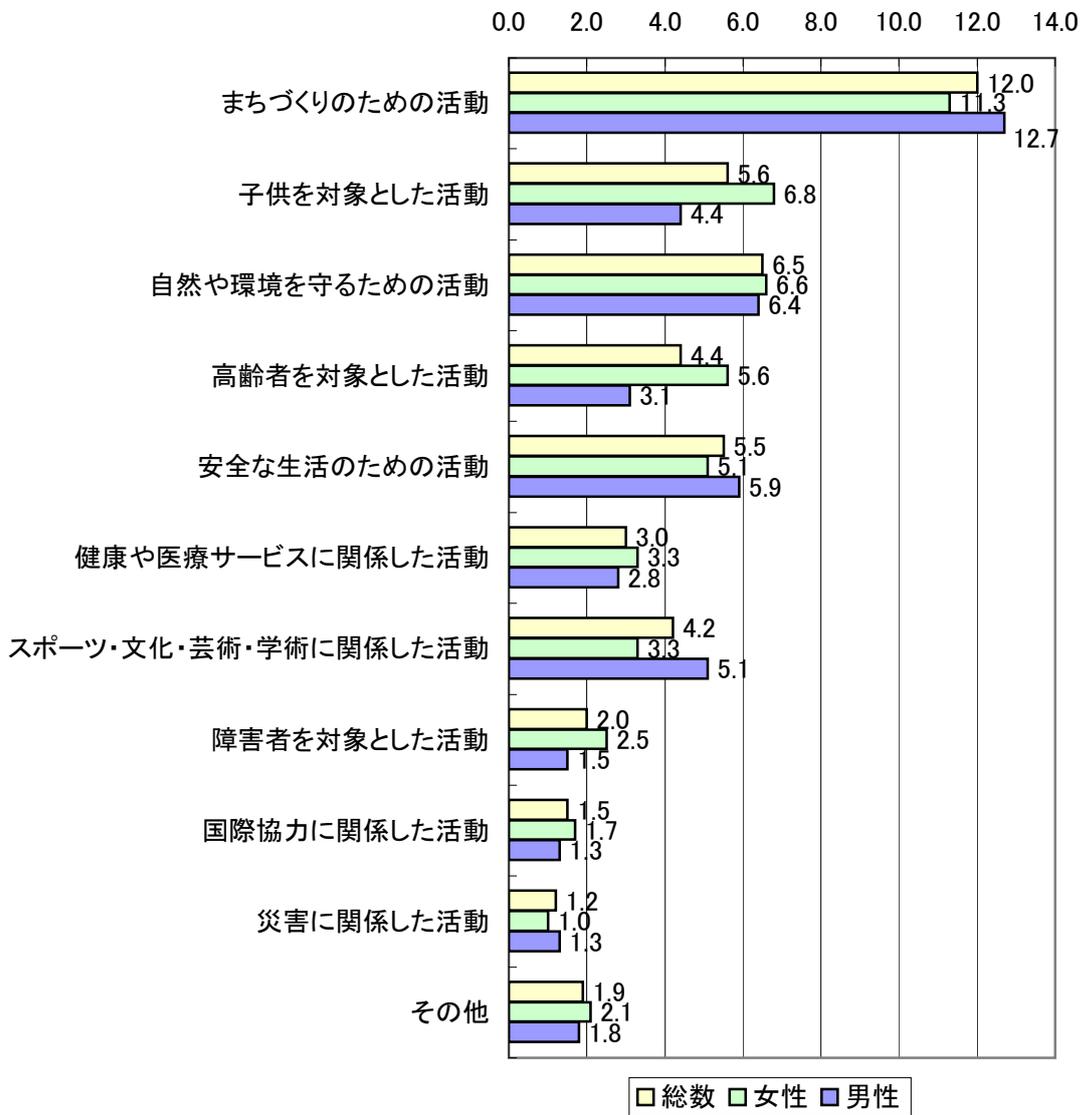
図16 性別年年代別ボランティア行動者率



(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

図17 ボランティア活動の種類別行動者率

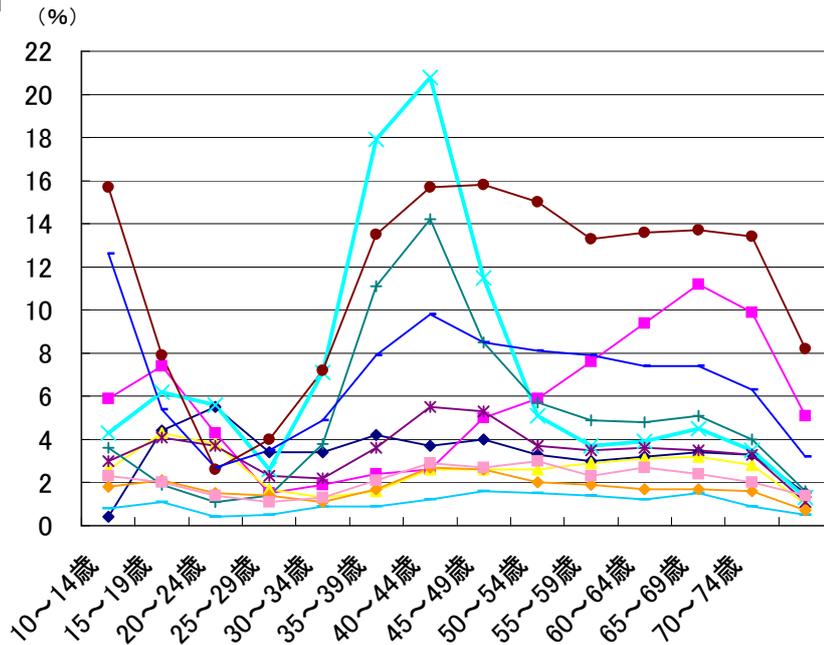
(%)



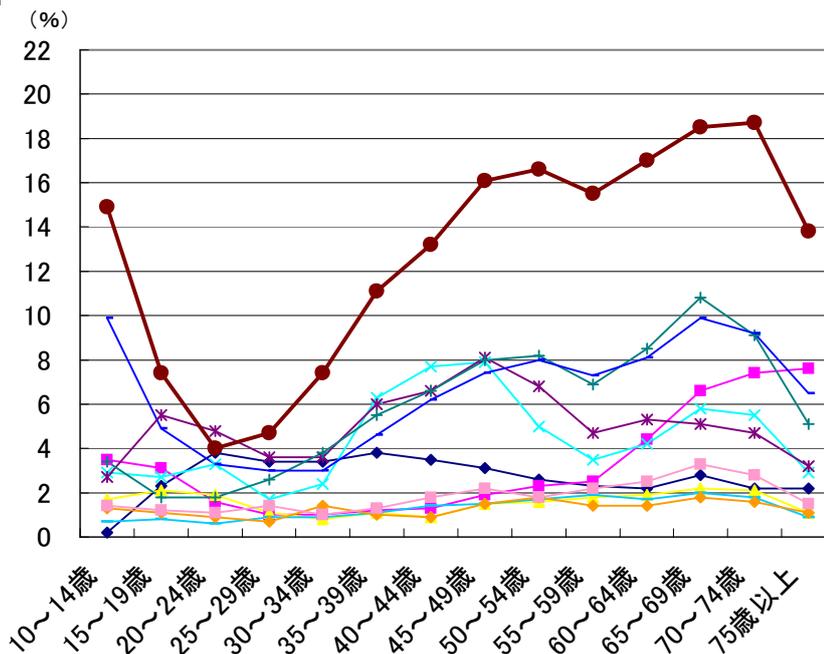
(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

図18 ボランティア年代別種別別行動者率

【女性】



【男性】

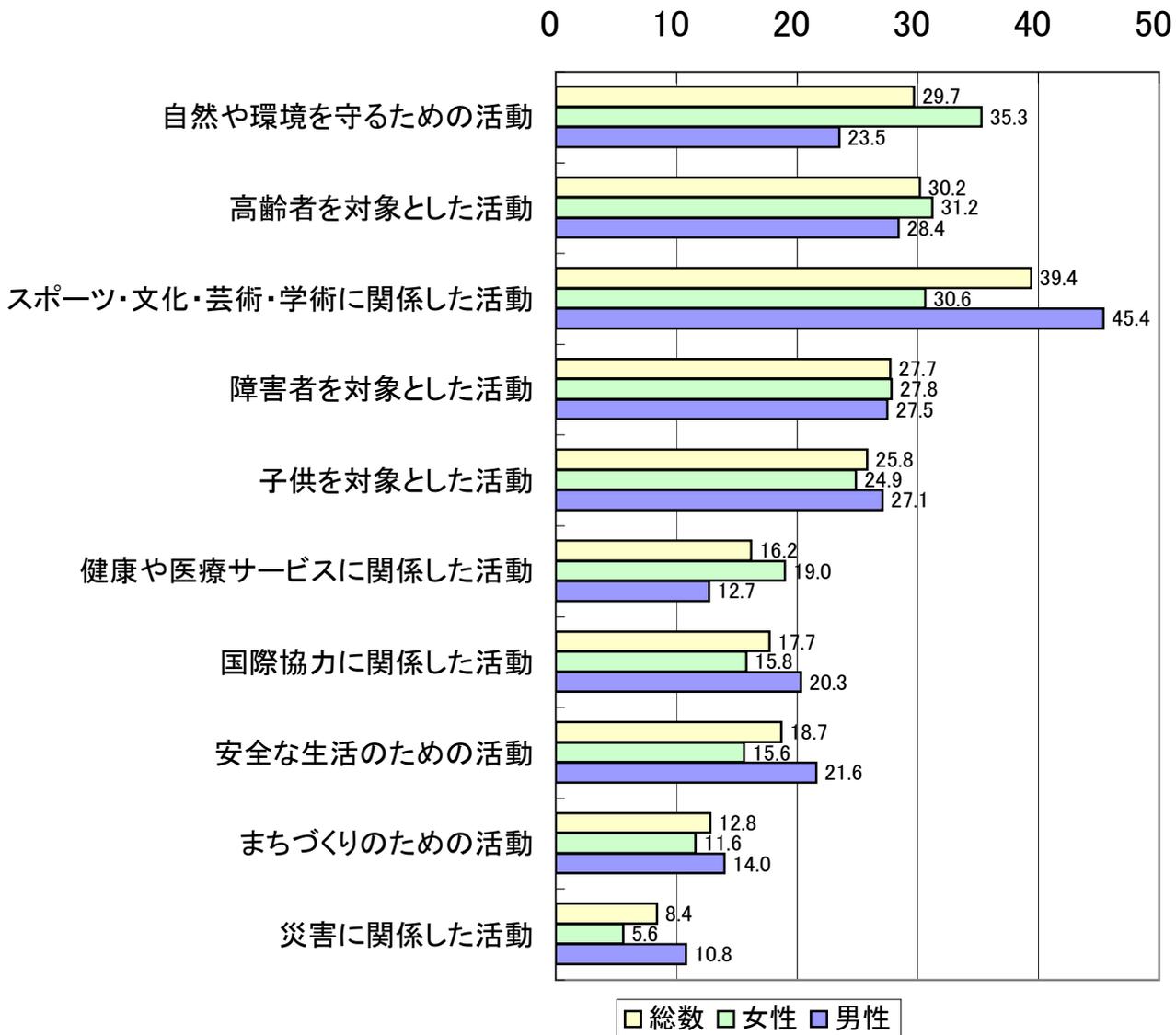


- ◆ 健康や医療サービスに関係した活動
- ▲ 障害者を対象とした活動
- ✱ スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動
- + 安全な生活のための活動
- 災害に関係した活動
- その他
- 高齢者を対象とした活動
- × 子供を対象とした活動
- まちづくりのための活動
- 自然や環境を守るための活動
- 国際協力に関係した活動

(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

図19 男女別ボランティア活動の種類別平均行動日数

(日)



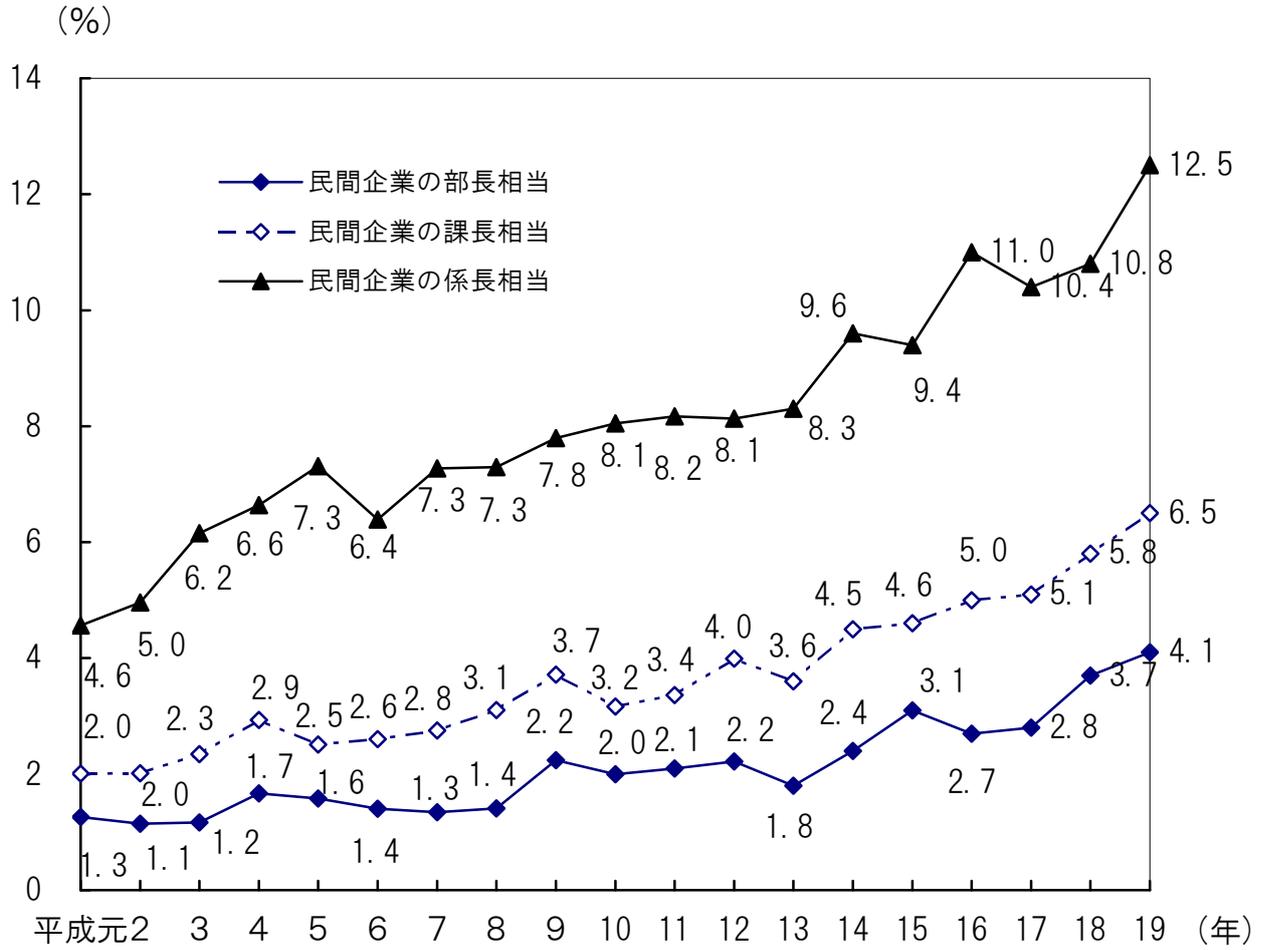
(備考) 総務省「社会生活基本調査」(平成18年)より作成。

表2 地方公共団体の男女共同参画担当部局が実施する事業の
性別・年代別の参加率

地方公共団体	事業名	性別の参加率		年代別の参加率						
		男性	女性	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～
青森県	第1回オープンカレッジ「ともに輝いて生きる」	6.4%	73.4%	0.0%	3.2%	2.1%	6.4%	22.3%	25.5%	20.2%
	第2回オープンカレッジ「落語と踊りでちよいとつづく」	13.1%	81.1%	0.0%	0.8%	0.8%	3.3%	18.0%	42.6%	31.1%
	第3回オープンカレッジ「女と男 手と手をつないで」	14.3%	82.1%	0.0%	1.8%	1.8%	8.9%	42.9%	32.1%	12.5%
	第4回オープンカレッジ「子ども時代を幸せにする！～支え愛の子育て・親育ち」	18.8%	78.1%	0.0%	6.3%	34.4%	25.0%	34.4%	0.0%	0.0%
	第5回オープンカレッジ「市民の力を生かして協働へ～学習と実践と協働の課題～」	4.2%	79.2%	0.0%	0.0%	0.0%	20.8%	45.8%	25.0%	4.2%
	第6回オープンカレッジ「みんなで考えよう 男女共同参画社会」	15.4%	79.5%	0.0%	0.0%	10.3%	10.3%	23.1%	30.8%	25.6%
	第7回オープンカレッジ「もっとあずまいい働き方」	25.4%	42.3%	0.0%	0.0%	25.4%	26.8%	33.8%	11.3%	1.4%
岐阜県	DV被害者支援基礎講座 (連続受講者)	21.4%	78.6%	0.0%	7.1%	7.1%	21.4%	28.6%	35.7%	0.0%
	DV被害者支援基礎講座 (公開講座のみの受講者)	6.8%	81.8%	0.0%	4.5%	15.9%	22.7%	36.4%	15.9%	2.3%
広島県	男女共同参画フォーラム	21.5%	78.5%	0.0%	2.8%	11.8%	14.6%	28.5%	29.2%	12.5%
福岡県	男女共同参画フォーラム IN福岡	11.6%	87.5%	3.1%	4.0%	8.9%	13.1%	32.7%	37.9%	
	直轄地区男女共同参画 地域フォーラム	23.8%	71.5%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	17.9%	43.7%	33.8%
	甘木・朝倉地域男女共同 参画フォーラム	18.3%	78.9%	0.0%	0.0%	2.8%	11.0%	16.5%	30.3%	38.5%
大分県	IT学習支援	14.8%	85.2%	0.0%	17.9%	18.4%	16.6%	38.1%	9.0%	
鹿児島県	連続講座	15.0%	85.0%	3.3%	10.5%	36.6%	21.8%	16.5%	6.3%	
	単発講座	11.0%	89.0%	0.7%	13.1%	57.2%	16.6%	3.4%	4.8%	
	トークサロン(3回)	29.0%	71.0%	0.0%	3.2%	12.9%	32.3%	16.1%	22.6%	
上里町 (埼玉県)	男女共同参画講演会	4.3%	82.7%	1.4%	0.7%	8.6%	12.2%	23.0%	52.5%	
豊田市 (愛知県)	あなたとわたしの フォーラム2006	28.0%	72.0%	4.0%	0.0%	4.0%	14.0%	27.0%	54.0%	17.0%
	キラ☆とよまつり	19.0%	81.0%	17.0%	3.0%	33.0%	15.0%	10.0%	17.0%	5.0%

(備考) 内閣府資料より作成。

図20 役職別管理職に占める女性割合の推移



(備考)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

表3 自治会における男女の割合

調査年	自治会長(都道府県合計)				
	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
平成20年	239,677	9,365	230,312	3.9	96.1

内閣府調べ

- (備考) 1. 調査時点は各年4月1日現在の自治体が多いが、事情により時点が違うところもある。
 2. 都道府県平均の女性割合及び男性割合は、各都道府県の女性割合又は男性割合を単純平均した数値。

表4 PTAにおける役員の男女の割合

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
日本PTA全国協議会	23	2	21	8.7	91.3	平成19年7月
都道府県、政令市PTA協議会	61	7	54	11.5	88.5	平成19年7月
全国高等学校PTA連合会	25	5	20	20.0	80.0	平成19年7月
都道府県、政令市高等学校PTA連合会	50	3	47	6.0	94.0	平成19年7月

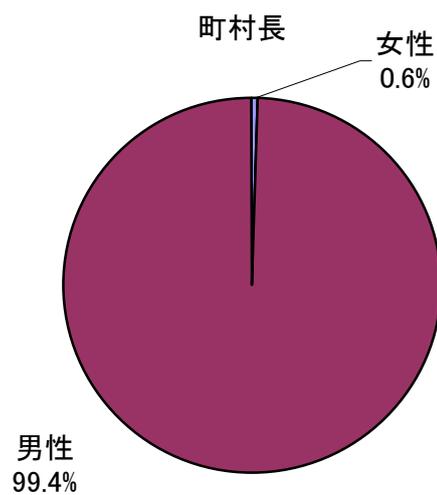
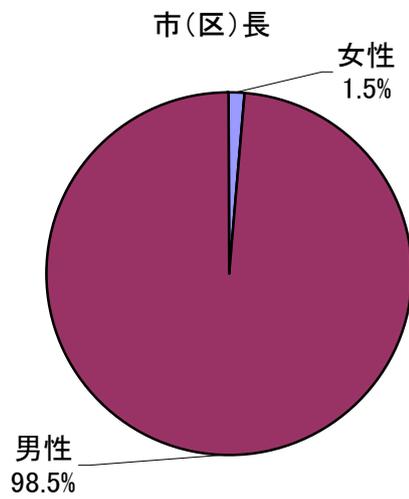
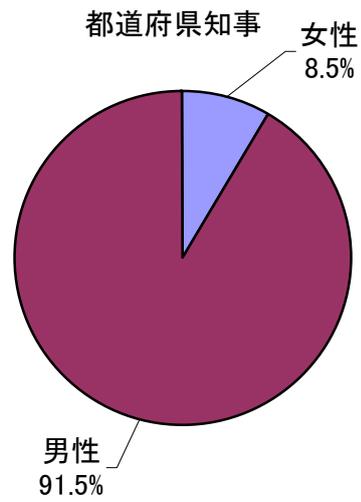
各団体調べ

表5 農協、漁協、森林組合の団体における役員の男女の割合

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)	調査時点
全国農業協同組合中央会	28	1	27	3.6	96.4	平成19年7月
全国農業協同組合連合会	35	3	32	8.6	91.4	平成19年7月
全国漁業協同組合連合会における役員	26	0	26	0.0	100.0	平成19年7月
全国森林組合連合会役員	16	0	16	0.0	100.0	平成19年6月

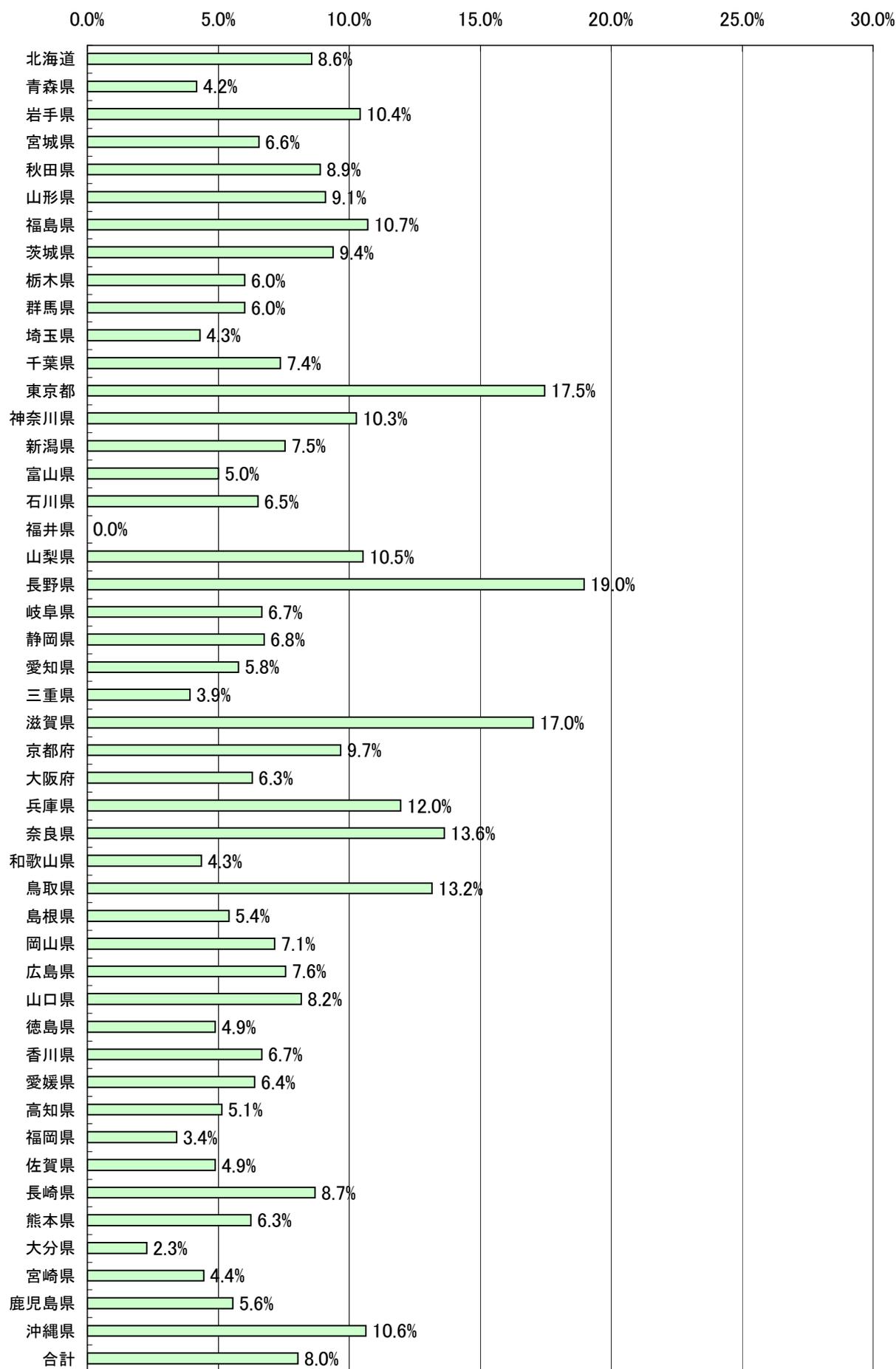
各団体調べ

図21 首長等における女性の割合



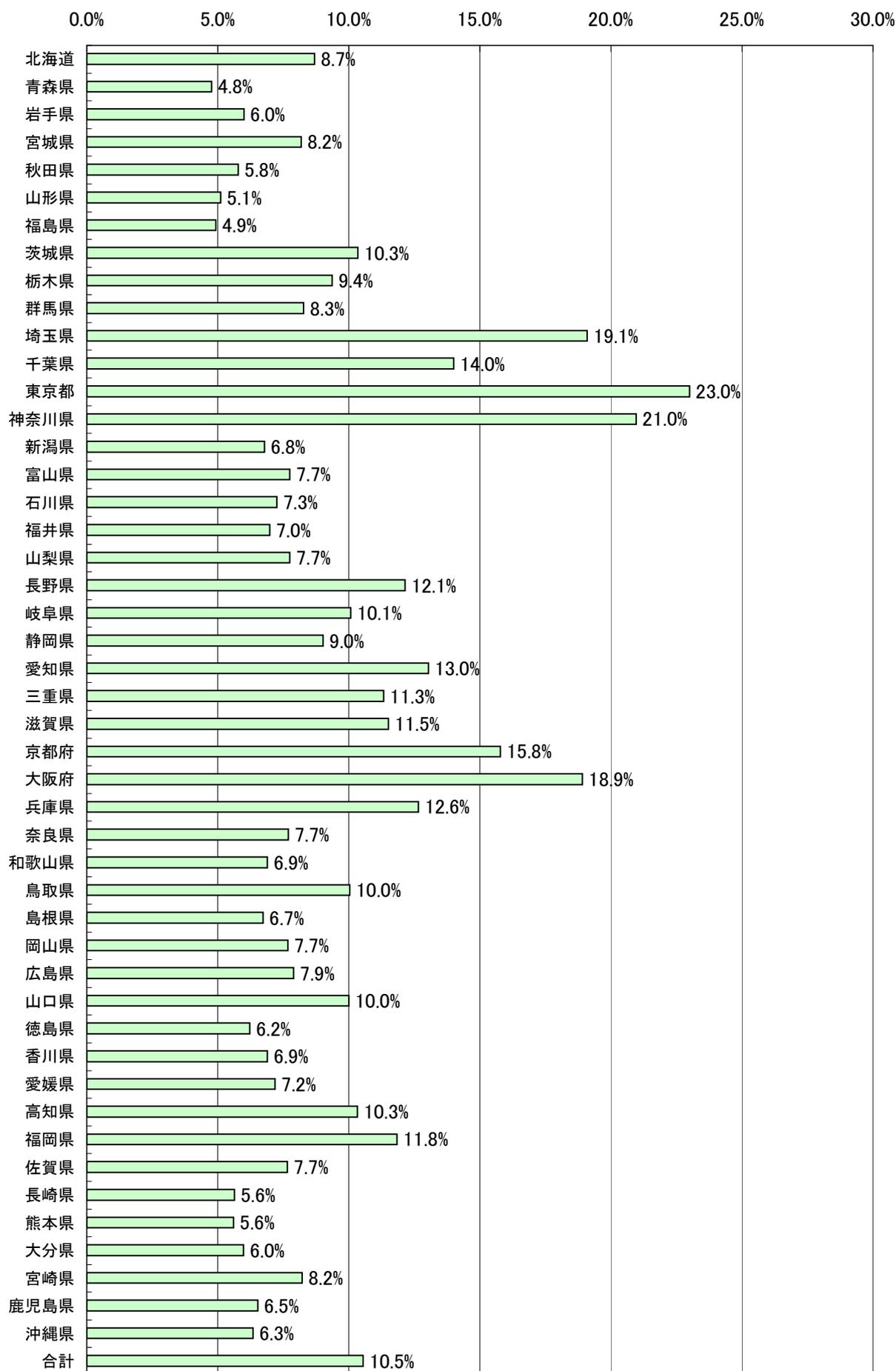
- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(平成20年度)より作成。
2. 調査時点は、原則として平成20年4月1日現在であるが、自治体の事情により時点が違うことがある。

図22 都道府県議会議員に占める女性の割合



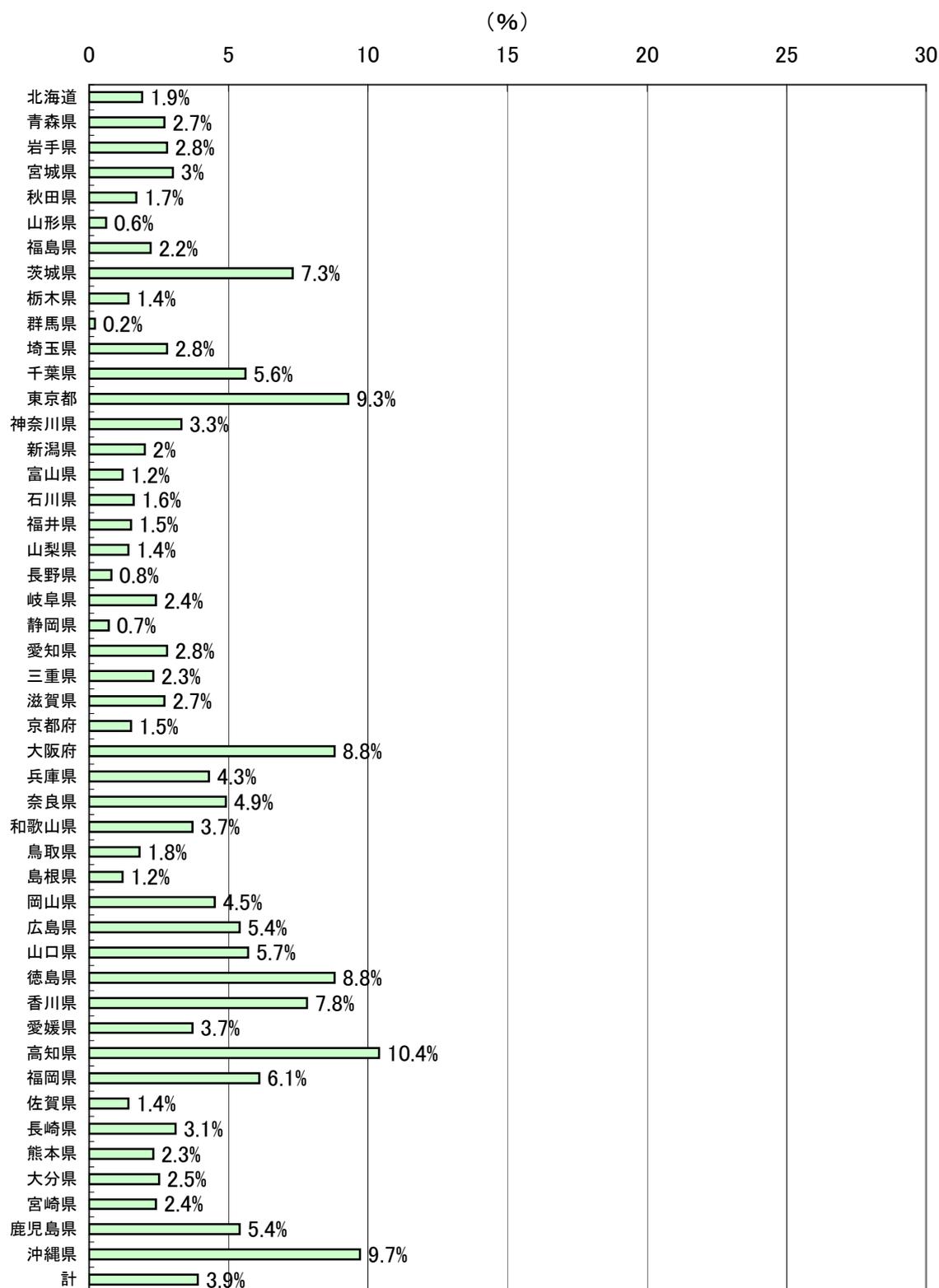
(備考) 1. 総務省資料より作成。
 2. 平成19年12月31日現在の数字。

図23 市(区)町村議会議員に占める女性の割合



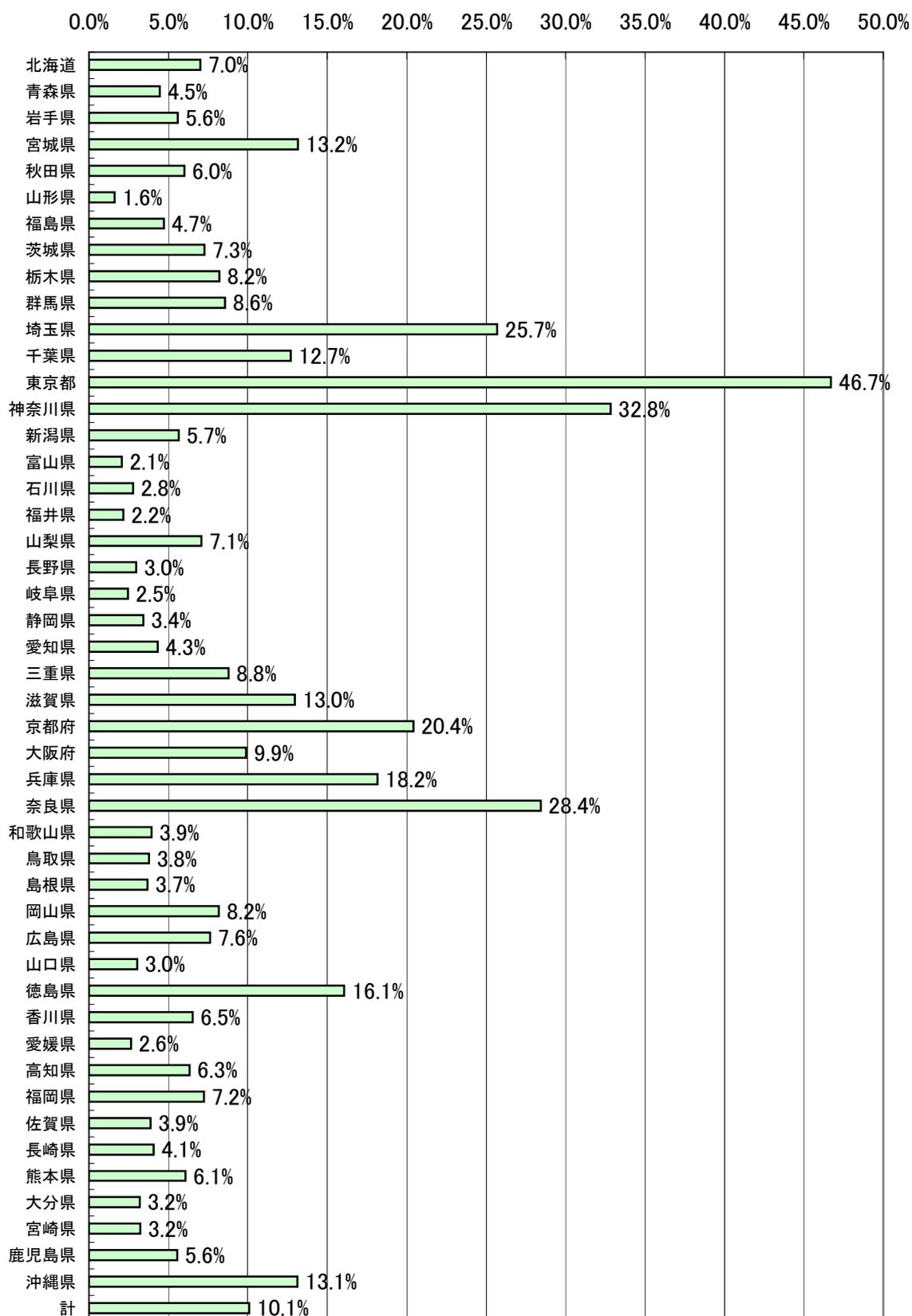
(備考) 1. 総務省資料より作成。
 2. 平成19年12月31日現在の数字。

図24 自治会長に占める女性の割合



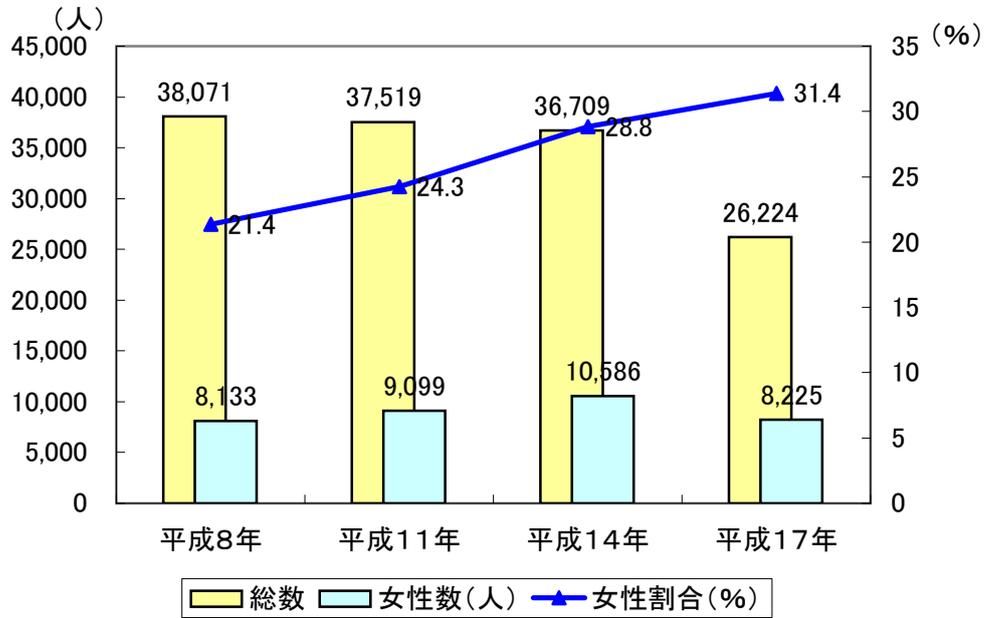
- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成20年度)」より作成。
 2. 調査時点は、原則として平成20年4月1日現在であるが、自治体の事情により時点が異なることがある。

図25 PTA会長(小中学校単位PTA)に占める女性の割合



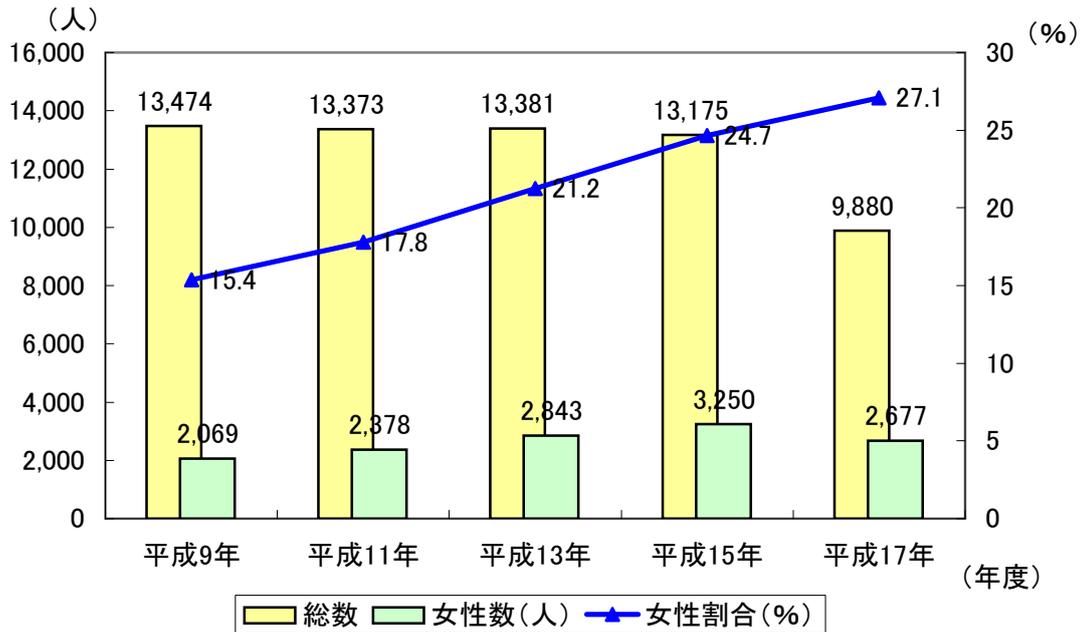
- (備考) 1. 日本PTA全国協議会調べ(対象は北海道・神奈川県以外の協議会加盟PTA)。
 2. 北海道、神奈川県(政令市以外)については各地方公共団体調べ。
 3. 北海道(政令市以外)は平成19年3月、神奈川県(政令市以外)は平成19年5月、その他は平成20年2月現在の数値。

図26 社会教育委員(市町村)における女性委員数及び割合の推移



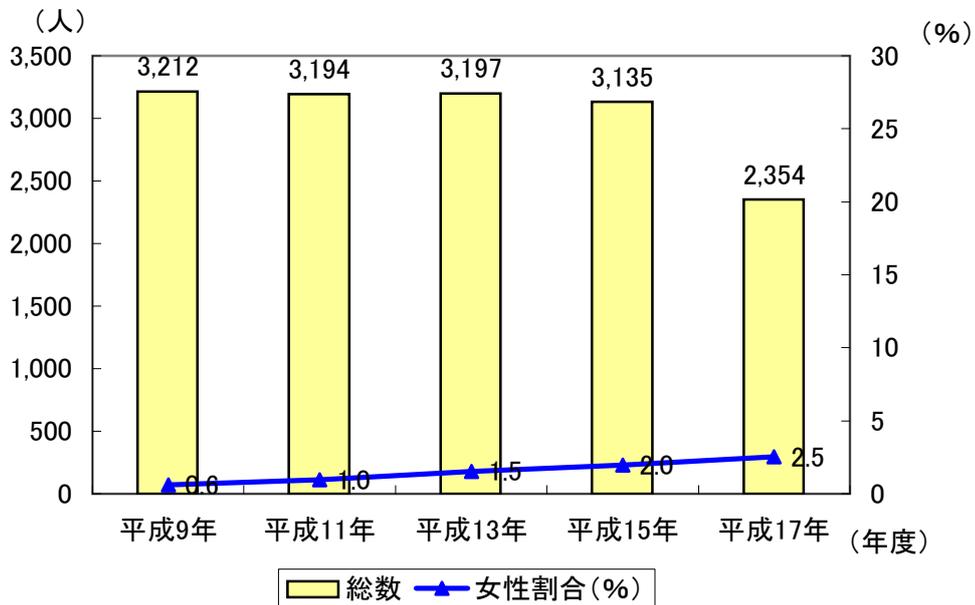
(備考)文部科学省「社会教育調査報告書」より作成。

図27 教育委員(市町村)における女性委員数及び割合の推移



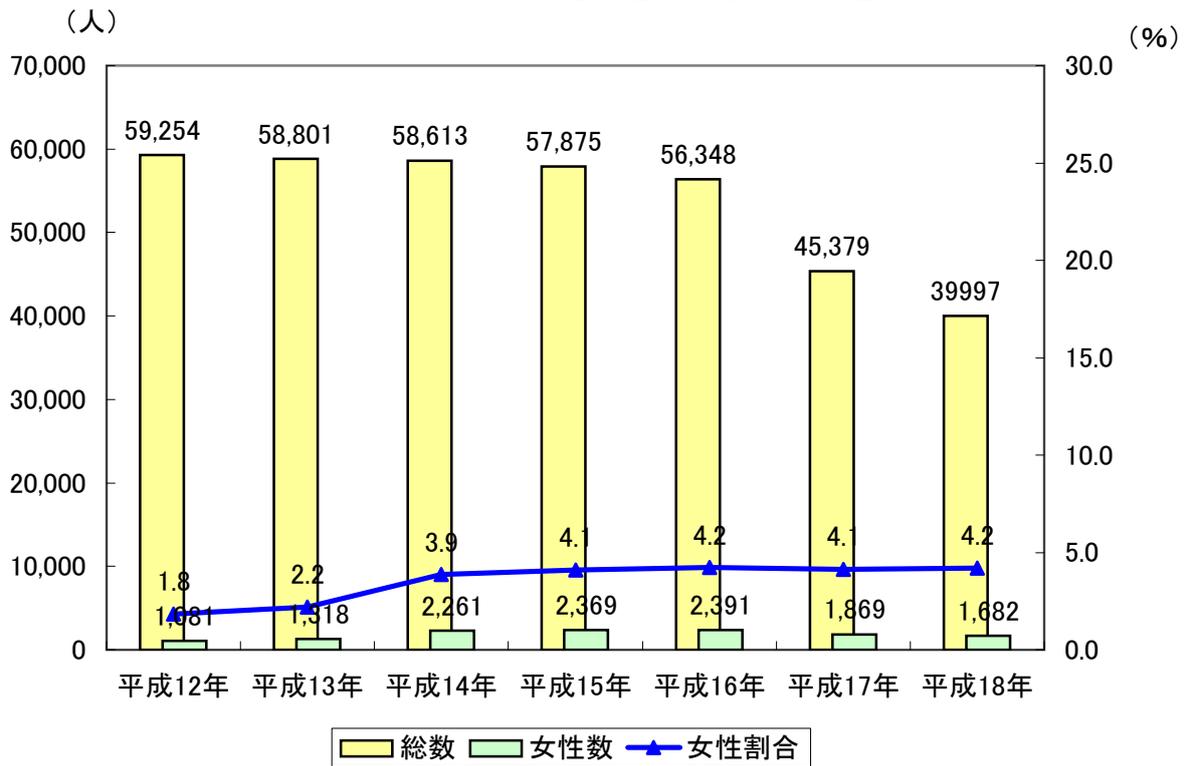
(備考) 1. 文部科学省「地方教育費調査」より作成。
2. 教育長である教育委員を除く。

図28 教育長(市町村)に占める女性割合の推移



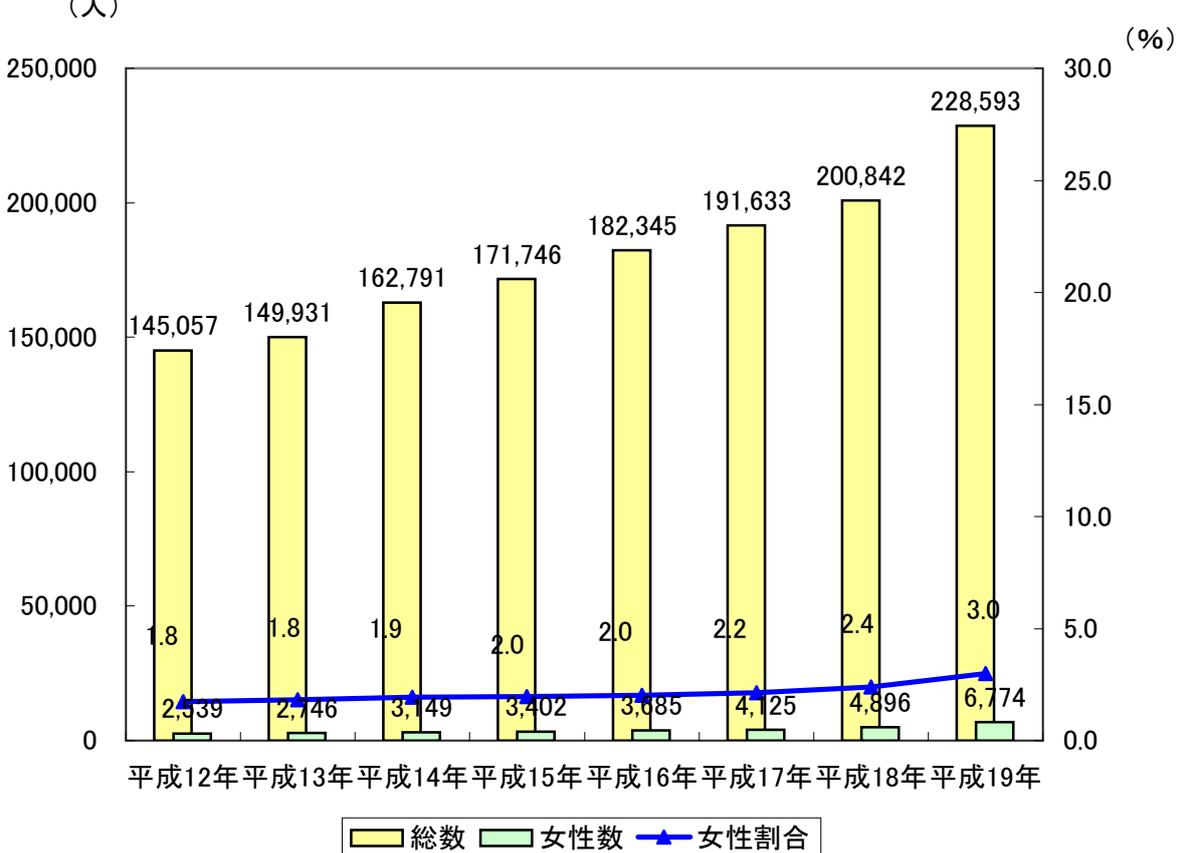
(備考) 文部科学省「地方教育費調査」より作成。

図29 農業委員に占める女性数及び割合の推移



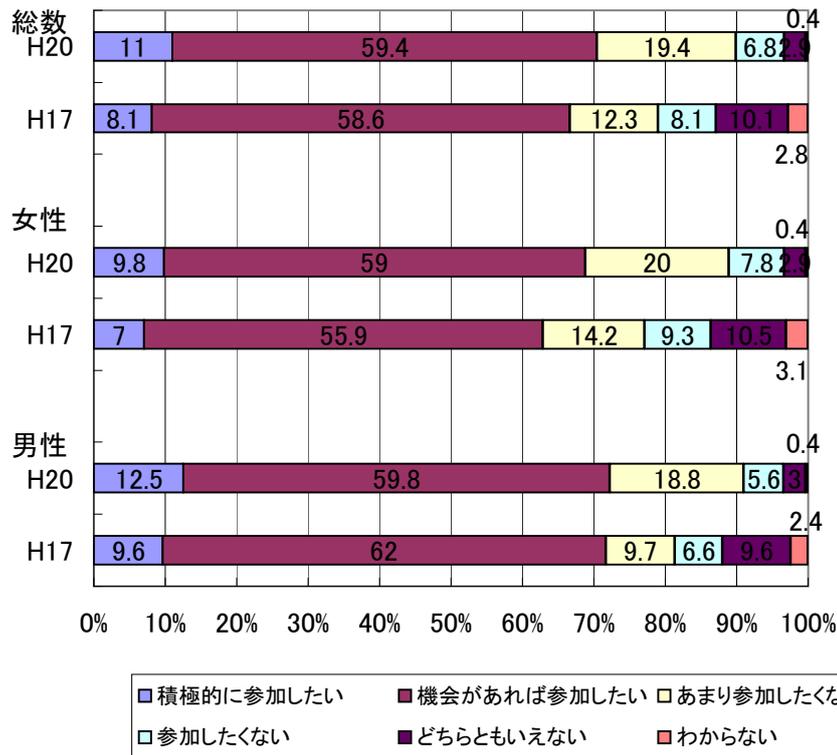
(備考)農林水産省資料より作成。

図30 認定農業者に占める女性数及び割合の推移



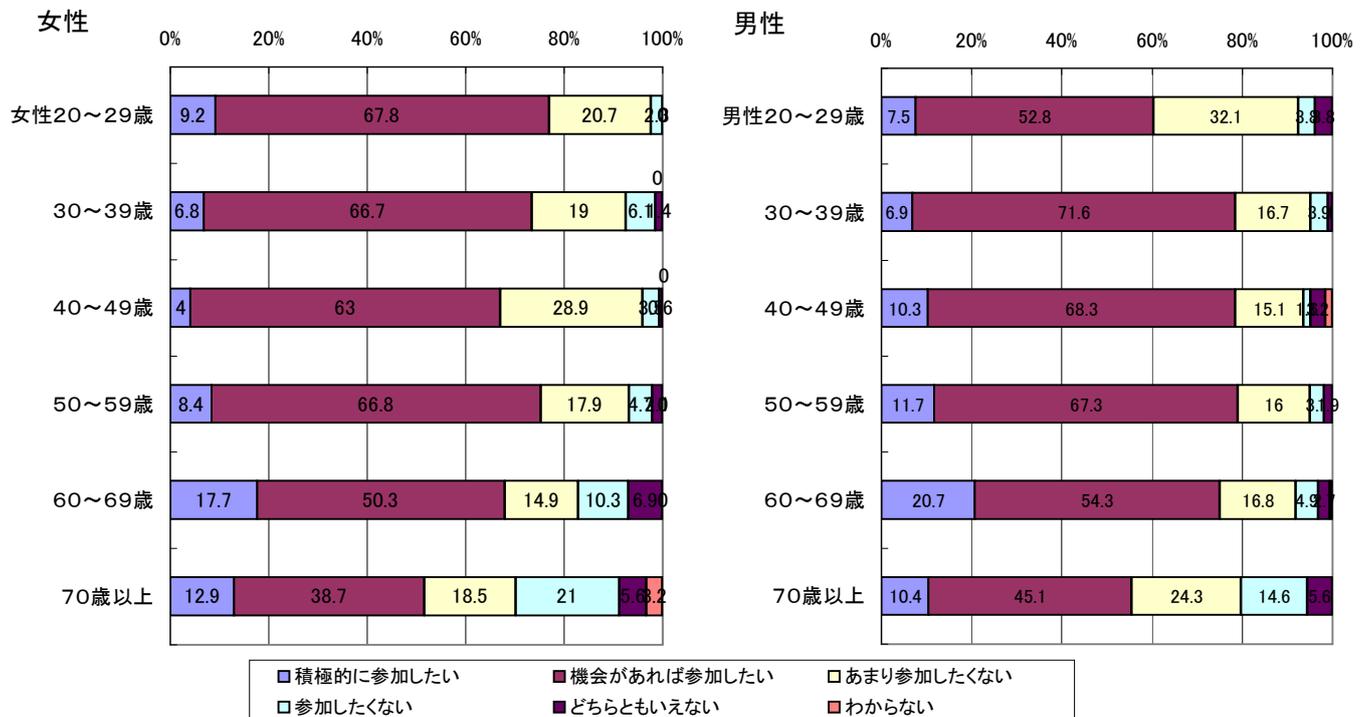
(備考)農林水産省資料より作成。

図31 地域が元気になるための活動に参加したいと思うか



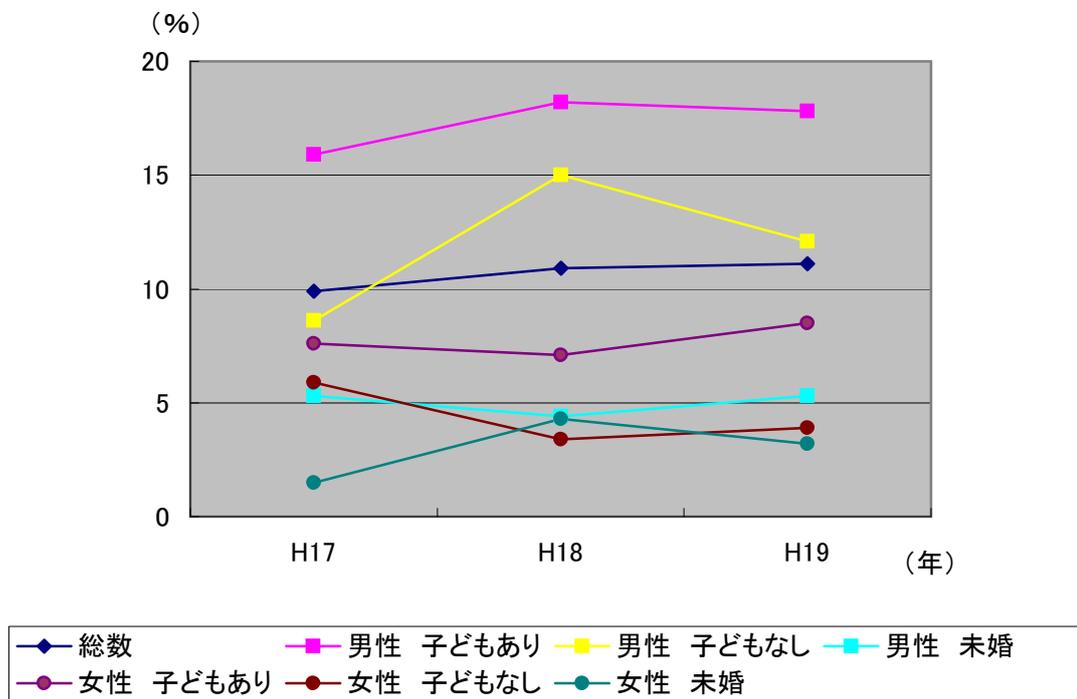
(備考) 内閣府「地域再生に関する特別世論調査」(平成17年)及び「地方再生に関する特別世論調査」(平成20年)より作成。

図32 地域が元気になるための活動に参加したいと思うか(性別・年代別)



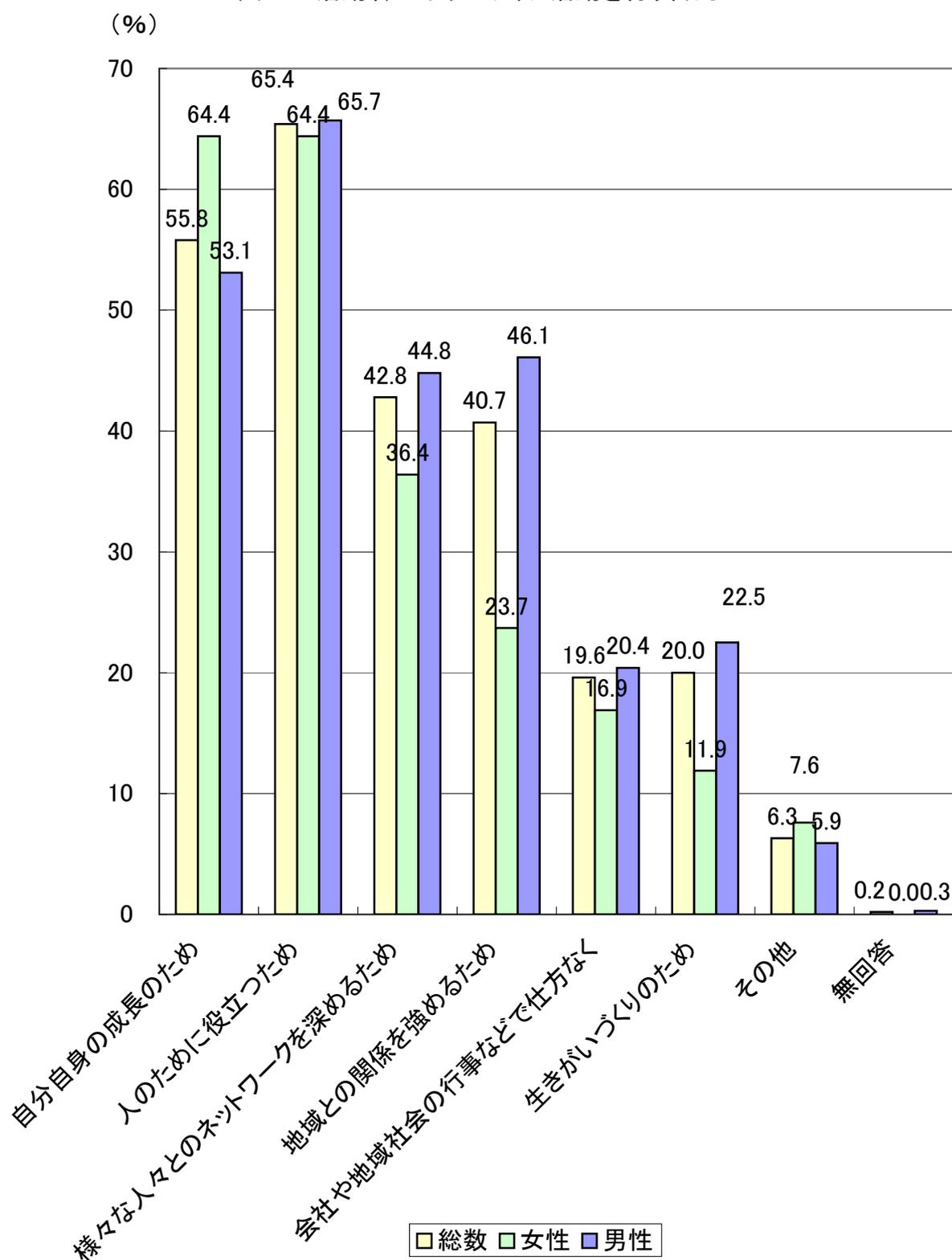
(備考) 内閣府「地方再生に関する特別世論調査」(平成20年)より作成。

図33 仕事と個人生活をバランスよく両立させるために時間を取りたい活動：
自治会などの地域活動（性・子どもの有無別）



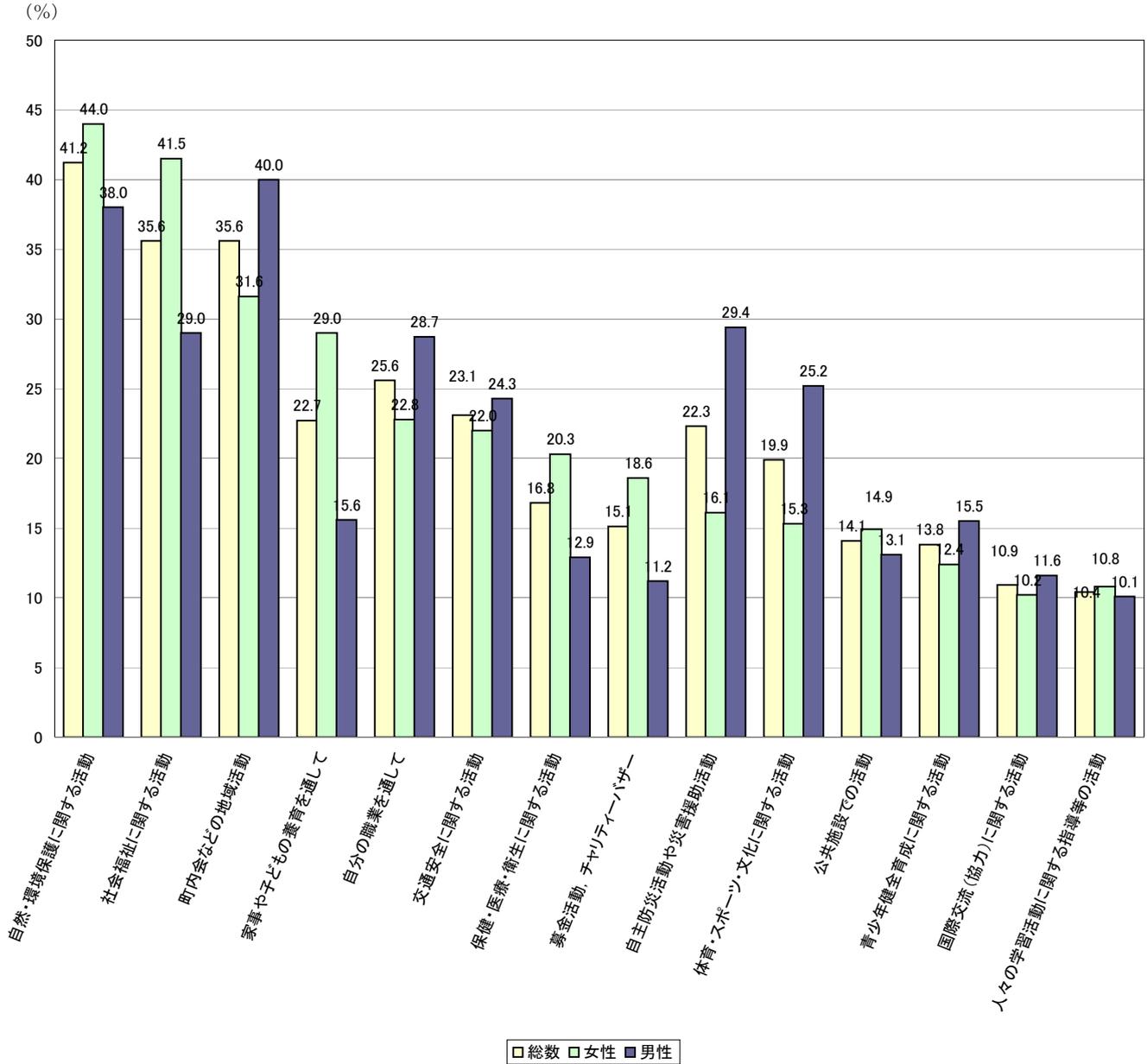
(備考)内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成。

図34 活動者がボランティア活動を行う目的



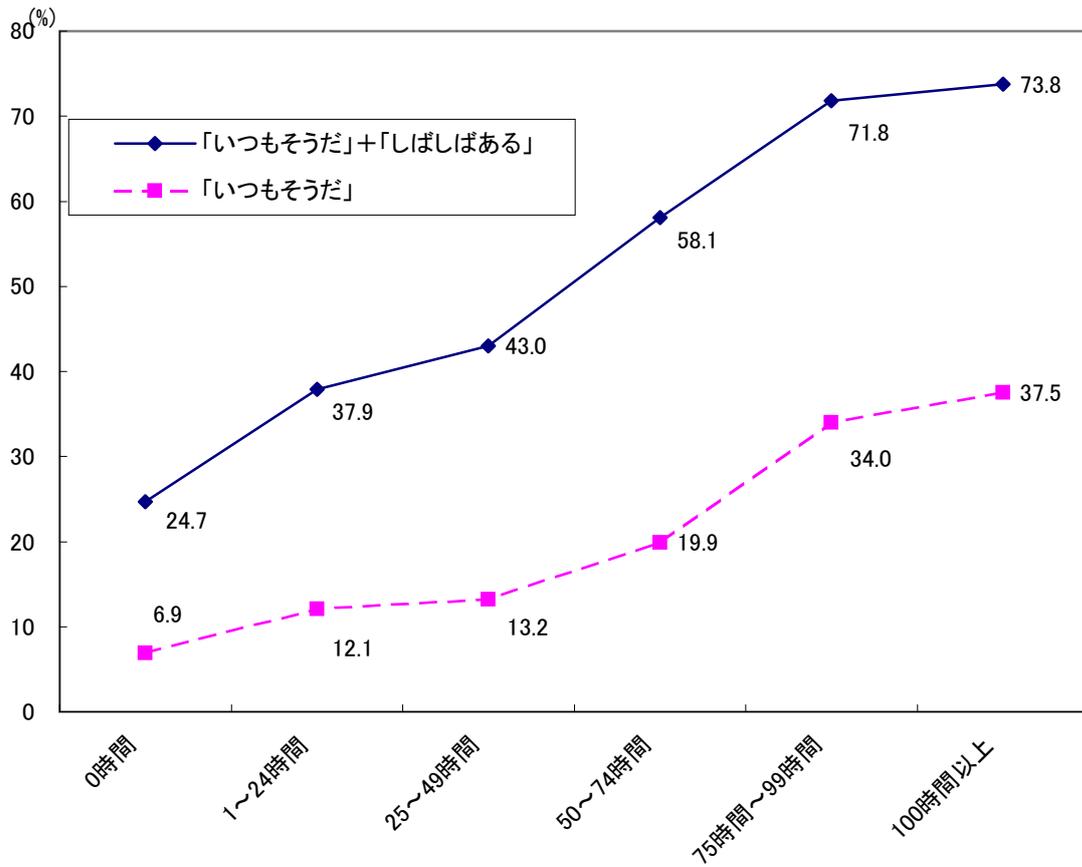
(備考) 厚生労働省委託調査「勤労者のボランティア活動に関する意識調査」(平成14年)より作成。

図35 社会のために役立ちたいと思う内容



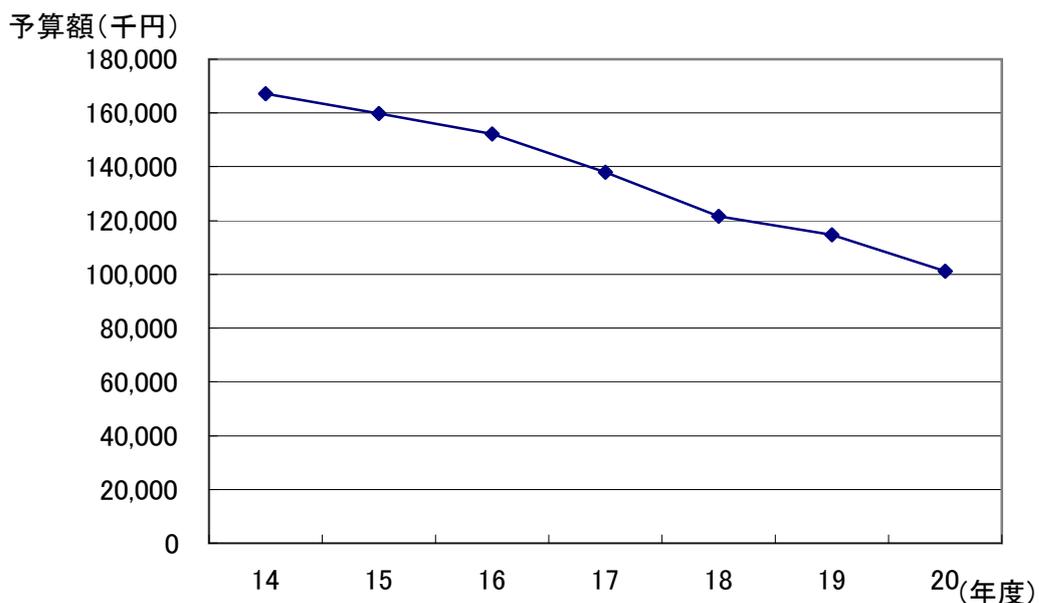
(備考)内閣府「社会意識に関する世論調査」(平成20年)より作成。

図36 長時間労働の現状「一日の仕事で疲れ退社後何もやる気になれない」



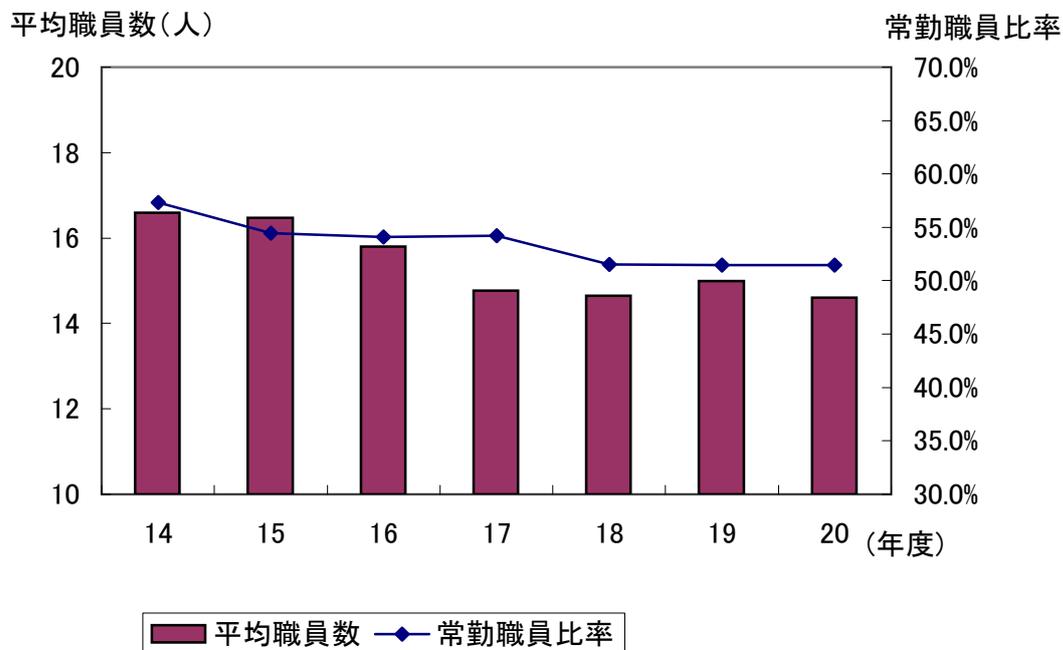
(備考)労働政策研究・研修機構「日本の長時間労働・不払い労働時間の実態と実証分析」(平成17年)より作成。

図37 都道府県男女共同参画センター等の平均予算額



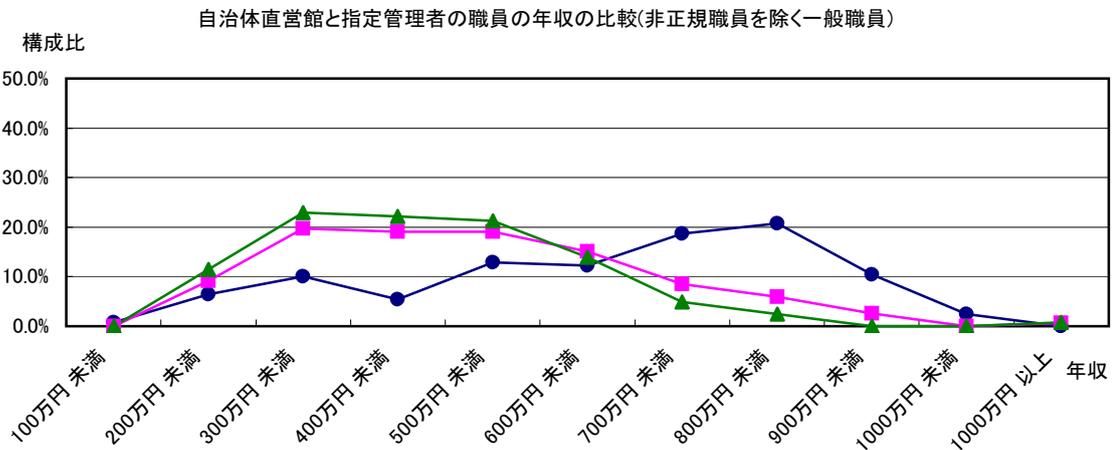
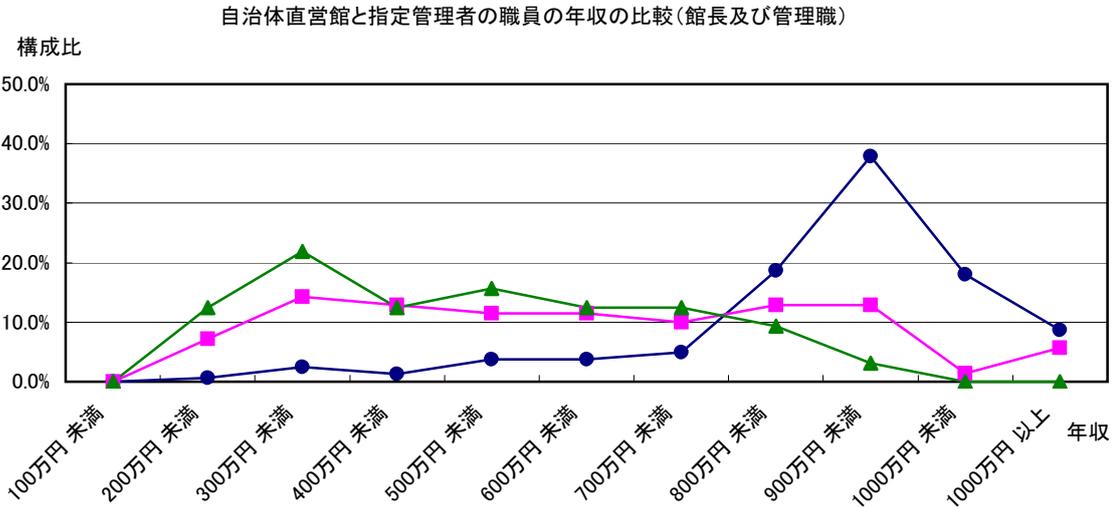
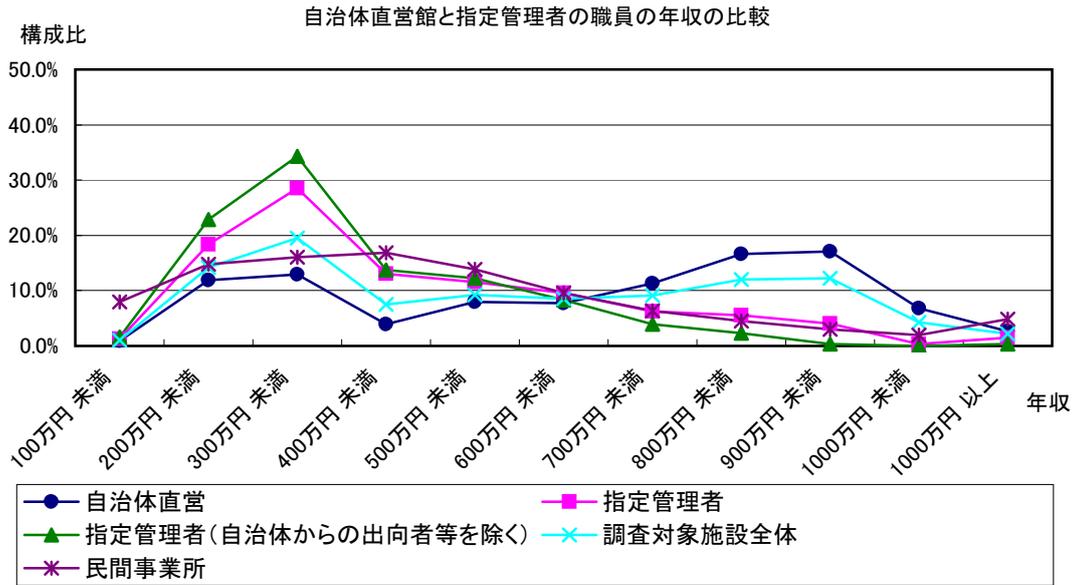
(備考)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

図38 都道府県男女共同参画センター等の平均職員数と常勤職員比率



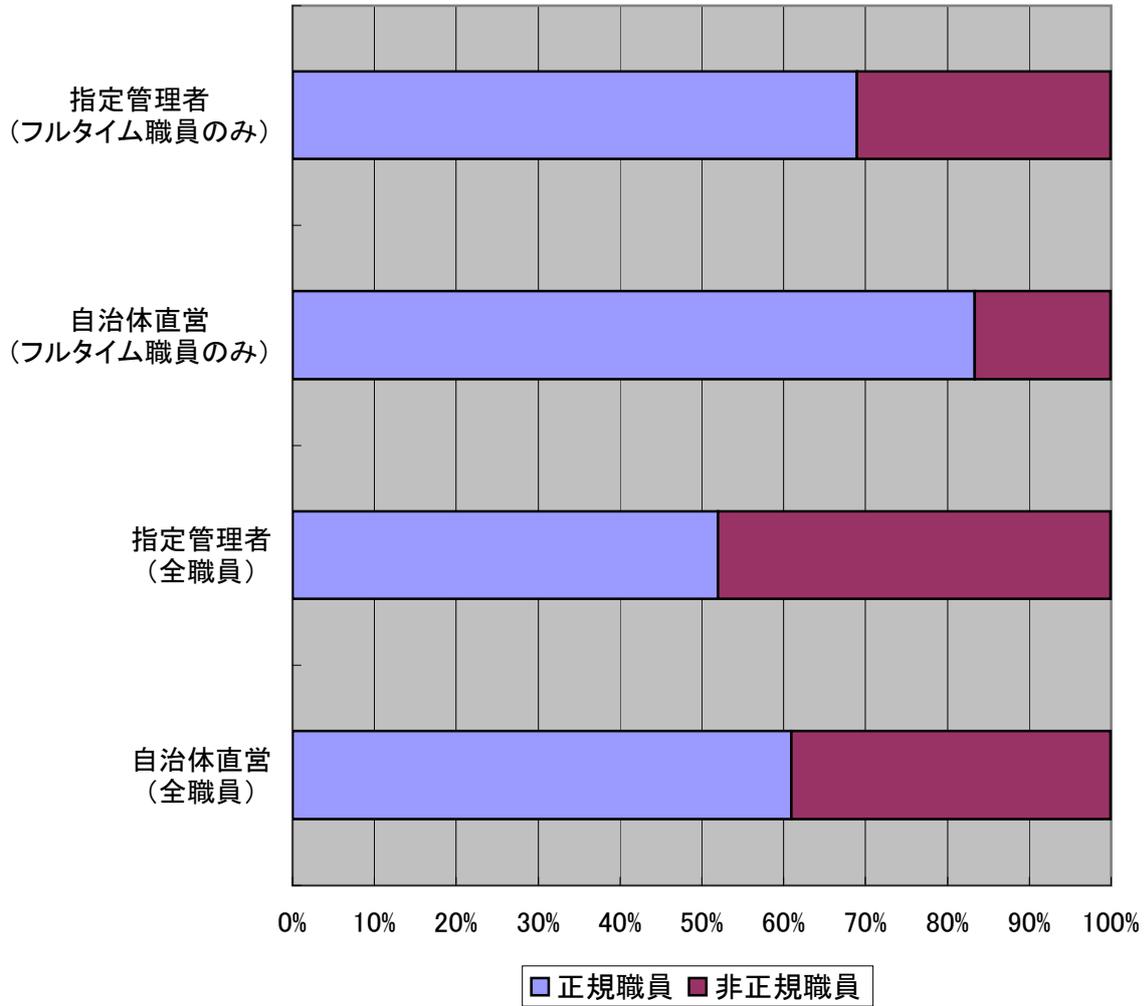
(備考)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

図39 男女共同参画センター等の職員の年収



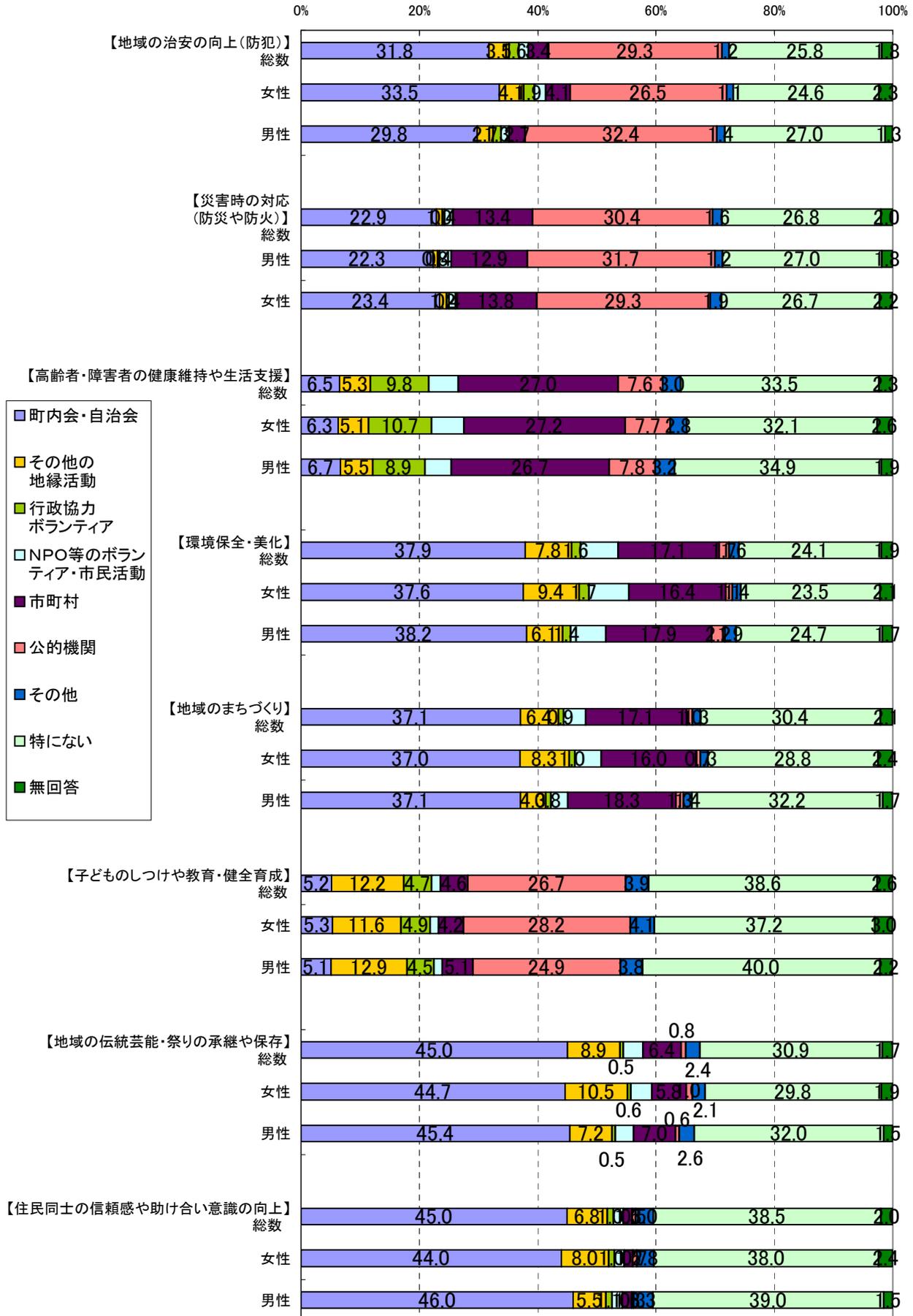
(備考)内閣府「男女共同参画センター等の職員に関するアンケート調査」(平成20年)により作成。

図40 男女共同参画センター等の非正規職員比率
(地方公共団体直営館と指定管理者の比較)



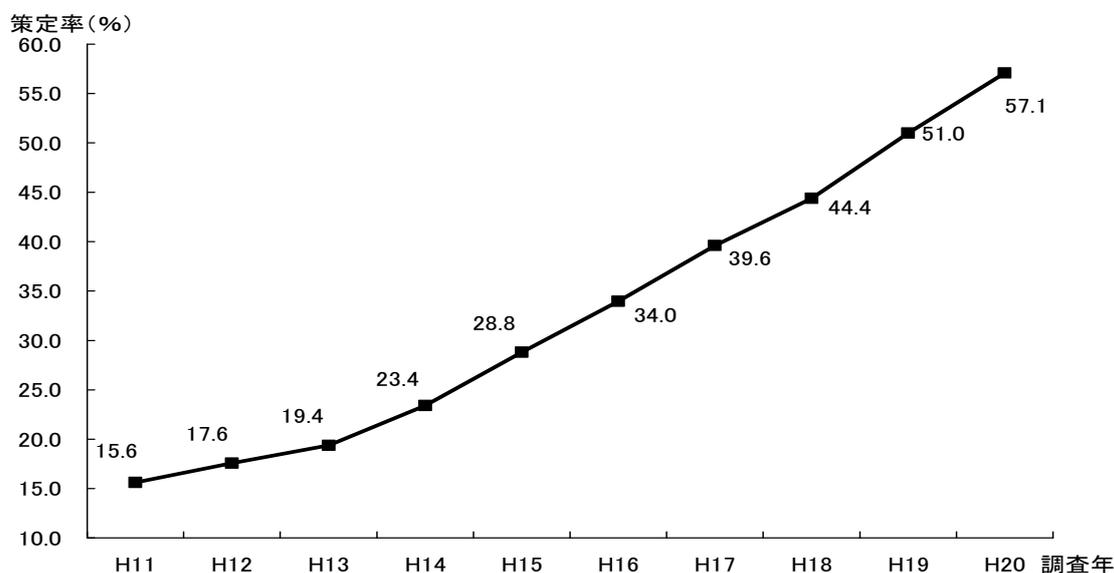
(備考)内閣府「男女共同参画センター等の職員に関するアンケート調査」(平成20年)により作成。

図41 役立つと思われる活動主体



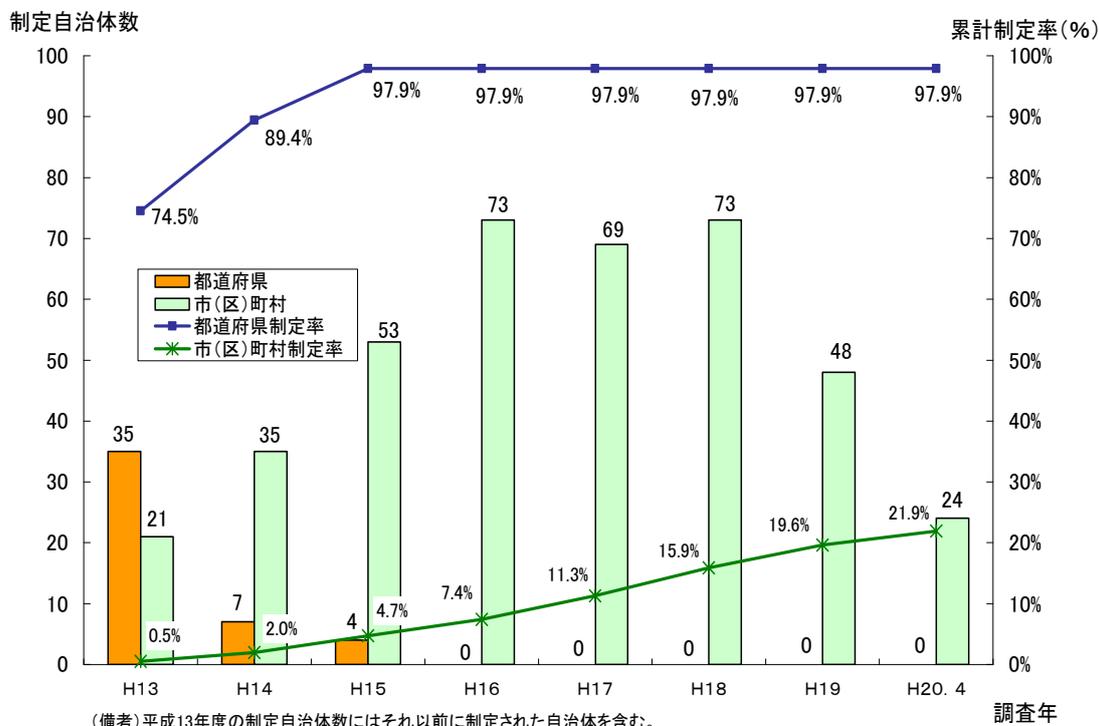
(備考) 内閣府「国民生活選好度調査」(平成18年度)より作成。

図42 市(区)町村における男女共同参画計画の策定率の推移



(備考)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

図43 地方自治体における男女共同参画に関する条例制定状況



(備考)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。

表6 市(区)町村における男女共同参画の宣言の状況

(平成20年4月1日現在)

都道府県	市(区)町村数 (a)	男女共同参画宣言の実施状況			市(区)町村名
		宣言市町村数 (b)	うち 国の共催 事業実施 市町村数	実施率 (b/a%)	
北海道	180	0	0	0.0	
青森県	40	3	2	7.5	*青森市 *八戸市 野辺地町
岩手県	35	1	1	2.9	*大船渡市
宮城県	36	2	2	5.6	*気仙沼市 *柴田町
秋田県	25	3	2	12.0	*潟上市 *大仙市 羽後町
山形県	35	5	1	14.3	*山形市 村山市 大江町 川西町 白鷹町
福島県	60	2	0	3.3	会津若松市 郡山市
茨城県	44	5	4	11.4	*水戸市 *結城市 *つくば市 *潮来市 美浦村
栃木県	31	3	3	9.7	*栃木市 *日光市 *小山市
群馬県	38	1	1	2.6	*館林市
埼玉県	70	8	7	11.4	*熊谷市 *加須市 *入間市 *新座市 *桶川市 *北本市 嵐山町 *上里町
千葉県	56	1	1	1.8	*我孫子市
東京都	62	13	6	21.0	*杉並区 *豊島区 八王子市 *立川市 三鷹市 *府中市 昭島市 町田市 小金井市 *日野市 東大和市 東久留米市 *羽村市
神奈川県	33	2	2	6.1	*相模原市 *綾瀬市
新潟県	31	1	1	3.2	*上越市
富山県	15	1	0	6.7	砺波市
石川県	19	3	2	15.8	七尾市 *小松市 *加賀市
福井県	17	5	5	29.4	*福井市 *敦賀市 *勝山市 *越前市 *越前町
山梨県	28	2	2	7.1	*都留市 *南アルプス市
長野県	81	3	2	3.7	*塩尻市 *南箕輪村 飯綱町
岐阜県	42	2	2	4.8	*大垣市 *各務原市
静岡県	41	0	0	0.0	
愛知県	61	0	0	0.0	
三重県	29	6	6	20.7	*津市 *四日市市 *伊勢市 *松阪市 *名張市 *伊賀市
滋賀県	26	2	2	7.7	*大津市 *栗東市
京都府	26	1	0	3.8	久御山町
大阪府	43	1	1	2.3	*堺市
兵庫県	41	2	1	4.9	*宝塚市 加西市
奈良県	39	2	2	5.1	*生駒市 *香芝市
和歌山県	30	0	0	0.0	
鳥取県	19	2	1	10.5	*鳥取市 倉吉市
島根県	21	1	1	4.8	*出雲市
岡山県	27	4	1	14.8	*倉敷市 玉野市 総社市 真庭市
広島県	23	3	1	13.0	*呉市 竹原市 大竹市
山口県	20	1	1	5.0	*宇部市
徳島県	24	0	0	0.0	
香川県	17	2	2	11.8	*高松市 *丸亀市
愛媛県	20	1	1	5.0	*新居浜市
高知県	34	0	0	0.0	
福岡県	66	13	7	19.7	久留米市 *八女市 *行橋市 *筑紫野市 春日市 *大野城市 前原市 *福津市 *那珂川町 二丈町 志摩町 *苅田町 築上町
佐賀県	20	1	1	5.0	*伊万里市
長崎県	23	2	2	8.7	*長崎市 *佐世保市
熊本県	48	5	5	10.4	*荒尾市 *水俣市 *宇城市 *天草市 *合志市
大分県	18	2	0	11.1	別府市 臼杵市
宮崎県	30	1	1	3.3	*延岡市
鹿児島県	46	2	2	4.3	*鹿児島市 *薩摩川内市
沖縄県	41	2	1	4.9	*那覇市 石垣市
計	1,811	122	85	6.7	

(注1) 市町村名に*がついている市町村が男女共同参画宣言都市奨励事業を実施。

(注2) 平成20年度中に男女共同参画に関する宣言を行う予定の市町は以下のとおり。

静岡県島田市(平成20年8月)、秋田県横手市(平成20年10月)、富山県高岡市(平成20年9月)、福井県鯖江市(平成20年11月)、
広島県熊野町(平成20年12月)、富山県黒部市(平成20年)、熊本県上天草市(平成21年1月)、茨城県古河市(平成21年2月)

表8 男女共同参画・女性のための総合的な施設(市(区)町村)

(平成20年4月1日現在)

都道府県	市(区)町村数	総合的な施設の整備		
		整備市(区)町村数	整備率(%)	施設を整備している市(区)町村
北海道	180	11	6.1	札幌市 函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 網走市 苫小牧市 恵庭市 せたな町 赤井川村 新ひだか町
青森県	40	2	5.0	青森市 弘前市
岩手県	35	1	2.9	盛岡市
宮城県	36	1	2.8	仙台市
秋田県	25	11	44.0	能代市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 潟上市 大仙市 北秋田市 仙北市 上小阿仁村 大潟村
山形県	35	3	8.6	山形市 酒田市 尾花沢市
福島県	60	3	5.0	福島市 郡山市 いわき市
茨城県	44	6	13.6	水戸市 日立市 土浦市 結城市 ひたちなか市 坂東市
栃木県	31	2	6.5	宇都宮市 足利市
群馬県	38	1	2.6	高崎市
埼玉県	70	21	30.0	さいたま市 川越市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 加須市 春日部市 羽生市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 新座市 八潮市 坂戸市 鶴ヶ島市 吉川市 上里町
千葉県	56	10	17.9	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 佐倉市 習志野市 市原市 八千代市 鎌ヶ谷市 浦安市
東京都	62	40	64.5	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 町田市 小平市 日野市 国分寺市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 西東京市 小笠原村
神奈川県	33	7	21.2	横浜市 川崎市 横須賀市 茅ヶ崎市 相模原市 厚木市 南足柄市
新潟県	31	4	12.9	新潟市 長岡市 三条市 上越市
富山県	15	2	13.3	富山市 高岡市
石川県	19	4	21.1	金沢市 七尾市 輪島市 野々市町
福井県	17	4	23.5	福井市 敦賀市 鯖江市 越前市
山梨県	28	2	7.1	甲府市 南アルプス市
長野県	81	7	8.6	長野市 松本市 上田市 茅野市 長和町 池田町 坂城町
岐阜県	42	4	9.5	岐阜市 大垣市 多治見市 可児市
静岡県	41	6	14.6	静岡市 浜松市 富士宮市 富士市 磐田市 藤枝市
愛知県	61	8	13.1	名古屋市 豊橋市 春日井市 豊田市 小牧市 大府市 知多市 高浜市
三重県	29	2	6.9	四日市市 鈴鹿市
滋賀県	26	4	15.4	大津市 彦根市 高島市 米原市
京都府	26	10	38.5	京都市 福知山市 舞鶴市 綾部市 宇治市 城陽市 長岡京市 京田辺市 京丹後市 南丹市
大阪府	43	29	67.4	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 摂津市 高石市 藤井寺市 東大阪市 泉南市 四条畷市 島本町 忠岡町 河南町
兵庫県	41	19	46.3	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 西宮市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 養父市
奈良県	39	3	7.7	奈良市 天理市 生駒市
和歌山県	30	2	6.7	和歌山市 田辺市
鳥取県	19	3	15.8	鳥取市 米子市 境港市
島根県	21	3	14.3	松江市 出雲市 雲南市
岡山県	27	7	25.9	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 新見市 備前市
広島県	23	3	13.0	福山市 三次市 東広島市
山口県	20	1	5.0	宇部市
徳島県	24	3	12.5	徳島市 阿南市 美波町
香川県	17	1	5.9	高松市
愛媛県	20	2	10.0	松山市 新居浜市
高知県	34	2	5.9	高知市 土佐市
福岡県	66	11	16.7	福岡市 北九州市 大牟田市 久留米市 飯塚市 田川市 行橋市 筑紫野市 大野城市 宗像市 志摩町
佐賀県	20	0	0.0	
長崎県	23	4	17.4	長崎市 佐世保市 諫早市 大村市
熊本県	48	1	2.1	熊本市
大分県	18	0	0.0	
宮崎県	30	3	10.0	都城市 延岡市 日向市
鹿児島県	46	1	2.2	鹿児島市
沖縄県	41	3	7.3	那覇市 宜野湾市 浦添市
計	1,811	277	15.3	

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成20年度)より作成。

2. 市(区)町村には政令指定都市を含む。

表7 男女共同参画・女性のための総合的な施設(都道府県・政令指定都市)

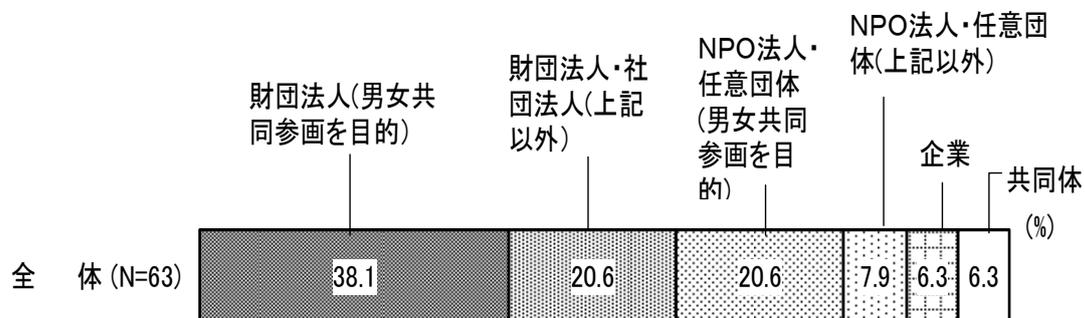
都道府県 政令都市	名 称	愛 称 (通称・俗称)	施設形態		設置年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	管理・ 施設管理		
			単 独	複 合		常 勤	非 常 勤		直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
北海道	北海道立女性プラザ			○	平成3年11月14日	2	5	24,281		○	
青森県	青森県男女共同参画センター	アピオあおもり		○	平成13年6月1日	5	11	89,395		○	
岩手県	男女共同参画センター			○	平成18年4月1日	4	6	19,810		○	
宮城県	なし										
秋田県	秋田県北部男女共同参画センター		○		平成14年7月30日	3	2	11,117			○
	秋田県中央男女共同参画センター	ハーモニープラザ		○	平成13年4月1日	4	10	18,687	○		
	秋田県南部男女共同参画センター		○		平成14年7月30日	2	4	11,369			○
山形県	山形県男女共同参画センター	チェリア		○	平成13年4月1日	6	0	24,872		○	
福島県	福島県男女共生センター	女と男の未来館		○	平成13年1月18日	9	11	187,858		○	
茨城県	女性プラザ男女共同参画支援室			○	平成17年4月1日	3	0	9,329	○		
栃木県	とちぎ男女共同参画センター	パルティ		○	平成8年4月1日	9	18	165,738		○	
群馬県	群馬県女性会館		○		昭和40年3月	2	6	38,380		○	
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進センター	WithYouさいたま		○	平成14年4月21日	9	15	208,120	○		
千葉県	ちば県民共生センター			○	平成18年8月1日	12	4	46,198	○		
	ちば県民共生センター東葛飾センター										
東京都	東京ウィメンズプラザ		○		平成7年11月10日	9	24	915,047	○		
神奈川県	神奈川県立かながわ女性センター		○		昭和57年9月10日	21	18	227,696	○		
新潟県	新潟ユニゾンプラザ			○	平成8年8月1日	4	3	42,205		○	
富山県	富山県民共生センター	サンフォルテ	○		平成9年4月24日	11	1	158,117		○	
石川県	石川県女性センター			○	昭和54年10月23日	2	2	55,135		○	
福井県	福井県生活学習館	ユニーアイふくい		○	平成7年7月1日	11	4	89,758	○		
山梨県	山梨県立男女共同参画推進センター	びゅあ総合		○	昭和59年1月20日						
		びゅあ峡南		○	平成8年4月1日	9	13	85,230	○		
		びゅあ富士		○	平成2年12月25日						
長野県	長野県男女共同参画センター	あいとびあ	○		昭和59年9月1日	6	3	92,597		○	
岐阜県	県民ふれあい会館内 男女共同参画プラザ	ぎふ・共生サロン		○	平成14年4月1日	0	0	16,275			○
静岡県	静岡県男女共同参画センター	あざれあ	○		平成5年5月1日	18	25	153,931		○	
愛知県	愛知県女性総合センター	ウィルあいち	○		平成8年5月30日	12	12	342,646		○	
三重県	三重県男女共同参画センター	フレンチみえ	○		平成6年10月7日	9	2	74,770		○	
滋賀県	滋賀県立男女共同参画センター	G-NETしが	○		昭和61年11月27日	6	3	55,301	○		
京都府	京都府男女共同参画センター	らら京都		○	平成8年4月1日	5	5	103,430			○
大阪府	大阪府立女性総合センター	ドーンセンター	○		平成6年11月11日	11	5	35,643		○	
兵庫県	兵庫県立男女共同参画センター	イーブン		○	平成4年10月1日	9	5	77,613	○		
奈良県	奈良県女性センター		○		昭和61年4月1日	8		38,482	○		
和歌山県	和歌山県男女共生社会推進センター	りいぶる		○	平成10年12月2日	11	2	25,373	○		
鳥取県	鳥取県男女共同参画センター	よりん彩		○	平成13年4月1日	5	9	51,164	○		
島根県	島根県立男女共同参画センター	あすてらす		○	平成11年4月1日	6	7	81,973		○	
岡山県	岡山県男女共同参画推進センター	ウィズセンター		○	平成11年4月1日	6	9	118,796	○		
広島県	広島県女性総合センター	エソール広島		○	平成元年4月1日	7	1	55,946			○
山口県	なし										
徳島県	徳島県立男女共同参画交流センター	フレアとくしま		○	平成18年11月11日	3	5	56,431		○	
香川県	かがわ男女共同参画相談プラザ			○	平成18年11月20日	3	3	5,729	○		
愛媛県	愛媛県女性総合センター			○	昭和62年11月1日	5	7	63,482		○	
高知県	こうち男女共同参画センター	ソーレ		○	平成11年1月29日	4	6	76,632		○	
福岡県	福岡県男女共同参画センター	あすばる		○	平成8年11月22日	12	4	120,727		○	
佐賀県	佐賀県立女性センター	アバンセ		○	平成7年3月16日	11.5	15	190,774		○	
長崎県	長崎県男女共同参画推進センター		○		平成17年4月1日	2	2	12,063	○		
熊本県	熊本県男女共同参画センター	くまもと県民交流館パレア		○	平成14年4月1日	4	9	17,229	○		
大分県	大分県消費生活・男女共同参画プラザ	アイネス		○	平成15年4月1日	11	12	102,453	○		
宮崎県	宮崎県男女共同参画センター			○	平成13年9月4日	5	7	28,997		○	
鹿児島県	鹿児島県男女共同参画センター			○	平成15年4月22日	4	3	13,036	○		
沖縄県	沖縄県男女共同参画センター	ているる		○	平成8年3月31日	22	1	108,604		○	
計			17	32					19	25	3
札幌市	札幌市男女共同参画センター			○	平成15年9月1日	22	11	188,857		○	
仙台市	仙台市男女共同参画推進センター	エル・パーク仙台 エル・ソーラ仙台		○	昭和62年3月20日 平成15年5月23日	23	15	643,628		○	
さいたま市	さいたま市男女共同参画推進センター	パートナーシップさいたま		○	平成16年5月1日	8	10	29,171	○		
千葉市	千葉市女性センター			○	平成11年12月1日	15	8	195,810		○	
横浜市	男女共同参画センター横浜	フォーラム	○		昭和63年9月10日						
	男女共同参画センター横浜南	フォーラム南太田	○		平成17年4月1日						
	男女共同参画センター横浜北	アートフォーラムあざみ野	○		平成17年10月29日						
川崎市	川崎市男女共同参画センター	すくらむ21	○		平成11年9月1日	7	5	108,337		○	
新潟市	新潟市男女共同参画推進センター	アルザにいがた		○	平成3年8月1日	3	2	37,137	○		
静岡市	静岡市女性会館	アイセル21		○	平成15年4月1日	9	2	76,424		○	
浜松市	浜松市男女共同参画推進センター	あいホール	○		昭和50年4月1日	2	7	65,048		○	
名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	つながれっとNAGOYA		○	平成15年6月18日	6	5	74,370			○
京都市	京都市男女共同参画センター	ウィングス京都		○	平成6年4月1日	16	1	208,735		○	
大阪市	大阪市立男女共同参画センター中央館	クレオ大阪中央	○		平成13年11月						
	大阪市立男女共同参画センター北部館	クレオ大阪北	○		平成5年6月						
	大阪市立男女共同参画センター西部館	クレオ大阪西	○		平成6年11月	57	1	631,975		○	
	大阪市立男女共同参画センター南部館	クレオ大阪南	○		平成8年3月						
	大阪市立男女共同参画センター東部館	クレオ大阪東	○		平成10年3月						
堺市	堺市立女性センター		○		昭和55年9月1日	5	0	95,328	○		
	男女共同参画交流の広場		○		平成12年10月11日	0	0	6,699	○		
神戸市	神戸市男女共同参画センター	あすてつぷKOBE		○	平成4年3月	3	0		○		
広島市	なし										
福岡市	福岡市男女共同参画推進センター	アマカス	○		昭和63年11月2日	9	11	183,997	○		
北九州市	北九州市立男女共同参画センター	ムーブ	○		平成7年7月1日	3	18	224,257		○	
計			8	15					6	10	1
合計			25	47					25	35	4

(備考) 1. 施設形態:「単独」は男女共同参画事業だけで建物を専有使用している場合、「複合」は商業施設や他の事業を行なう機関などが当該機関と同じ建物に入居している。
2. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成20年度)」より作成。

運営主体			主 な 事 業											都道府県 政令都市
運営方法			広報 啓発	講座	相談 事業	情報 収集・ 提供	苦情 処理	交流 促進	企業・ NPOと の連携	国際 交流	調査 研究	その他		
直営	指定 管理者	その他												
	○		○	○	○	○		○			○	女性プラザボランティアの公募・登録(利用者サポート充実)、女性ボランティアの活動支援	北海道	
	○		○	○	○	○			○				青森県	
		○	○	○	○	○		○					岩手県	
	○		○	○	○	○		○					宮城県	
○	○		○	○	○	○		○					秋田県	
	○		○	○	○	○		○			○		山形県	
	○		○	○	○	○		○		○	○	各種研修事業	福島県	
○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	女性人材育成事業、団体活性化事業、自主活動支援事業など	茨城県	
	○		○	○	○	○		○					栃木県	
○			○	○	○	○		○					群馬県	
○			○	○	○	○	○	○			○	市町村支援事業など	埼玉県	
○			○	○	○	○		○					千葉県	
○			○	○	○	○		○					東京都	
○			○	○	○	○		○			○	配偶者暴力相談支援センター事業、DV防止等民間活動支援事業、会議室等施設の提供	神奈川県	
○		○	○	○	○	○		○			○	江の島夢づくり支援ルーム	新潟県	
	○		○	○	○	○	○	○			○	人材育成事業のプログラム開発	富山県	
○			○	○	○	○		○			○	就業支援事業等	石川県	
○			○	○	○	○		○				チャイルドルーム運営委託事業	福井県	
○			○	○	○	○		○				託児室の運営	山梨県	
○			○	○	○	○		○					長野県	
	○		○	○	○	○		○				男女共同参画推進サポーター協働事業	岐阜県	
△	○		○	△	△	○		○			○		静岡県	
	○		○	○	○	○		○		○	○	フィットネス教室	愛知県	
	○		○	○	○	○		○			○	ウェルカムセミナー、フレンテーク	三重県	
○			○	○	○	○		○				女性のチャレンジ支援事業、託児所の運営	滋賀県	
		○	○	○	○	○	○	○			○	チャレンジ支援	京都府	
		○	○	○	○	○		○		○	○		大阪府	
○			○	○	○	○		○			○	女性のチャレンジ支援、男女共同参画社会の形成に必要な就業に関する指導及び技術の講習、人材育成	兵庫県	
○			○	○	○	○		○			○	市町村男女共同参画担当者会議、女性相談機関交流会・研修会、女性団体活動支援	奈良県	
○			○	○	○	○		○				「チャレンジカフェ」、「男女共同参画いきいき大賞」等の実施	和歌山県	
○			○	○	○	○	○	○				ミーティング室の貸出、印刷作業室の利用、子ども室の無料使用	鳥取県	
○		○	○	○	○	○		○		○		女性のチャレンジ事例調査	島根県	
		○	○	○	○	○		○		○			岡山県	
			○	○	○	○		○					広島県	
			○	○	○	○	○	○					山口県	
○			○	○	○	○	○	○				指定管理者によるこども室(託児室)の運営	徳島県	
○			○	○	○	○		○					香川県	
	○		○	○	○	○	○	○					愛媛県	
	○		○	○	○	○		○			○	女性の自主活動・研究支援事業、ボランティアの養成、託児サービス	高知県	
		○	○	○	○	○		○			○		福岡県	
	○		○	○	○	○		○		○	○	配偶者暴力相談支援センター業務、佐賀県DV総合対策センター業務	佐賀県	
○			○	○	○	○		○				男女共同参画地域支援事業、男女とともにチャレンジ・モデル実践事業	長崎県	
○			○	○	○	○	○	○					熊本県	
○			○	○	○	○		○				再就職・起業支援モデル事業、在宅就業支援モデル事業	大分県	
○			○	○	○	○		○					宮崎県	
○			○	○	○	○		○					鹿児島県	
		○	○	○	○	○		○					沖縄県	
23	15	10	45	41	44	45	10	43	20	5	17	男のライフセミナー	計	
	○		○	○	○	○		○		○	○	ボランティア養成、男女共同参画企画事業・支援事業	札幌市	
	○		○	○	○	○		○					仙台市	
○			○	○	○	○		○			○	市民企画講座実施団体への補助	さいたま市	
	○		○	○	○	○		○			○	ハーモニーシアターの開催(映画の上映)	千葉市	
	○		○	○	○	○		○					横浜市	
	○		○	○	○	○		○			○	一時保育事業	川崎市	
○			○	○	○	○		○				保育室運営	新潟市	
	○		○	○	○	○		○					静岡市	
	○		○	○	○	○		○					浜松市	
		○	○	○	○	○		○			○	市民活動支援事業	名古屋市	
	○		○	○	○	○	○	○			○	保育事業、女性の就業を支援する講座、女性の健康管理を支援していくための講座	京都市	
	○		○	○	○	○		○		○	○	女性のチャレンジ支援	大阪市	
		○	○	○	○	○		○					堺市	
○			○	○	○	○		○				活動の場の提供	神戸市	
○			○	○	○	○		○		○	○		広島市	
○			○	○	○	○		○			○		福岡市	
	○		○	○	○	○		○			○		北九州市	
4	10	4	15	16	17	17	3	17	12	3	11		計	
27	25	14	60	57	61	62	13	60	32	8	28		合計	

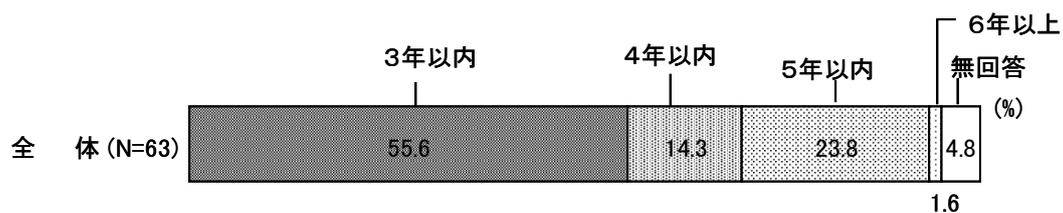
る場合。

図44 指定管理者となっている団体の種類



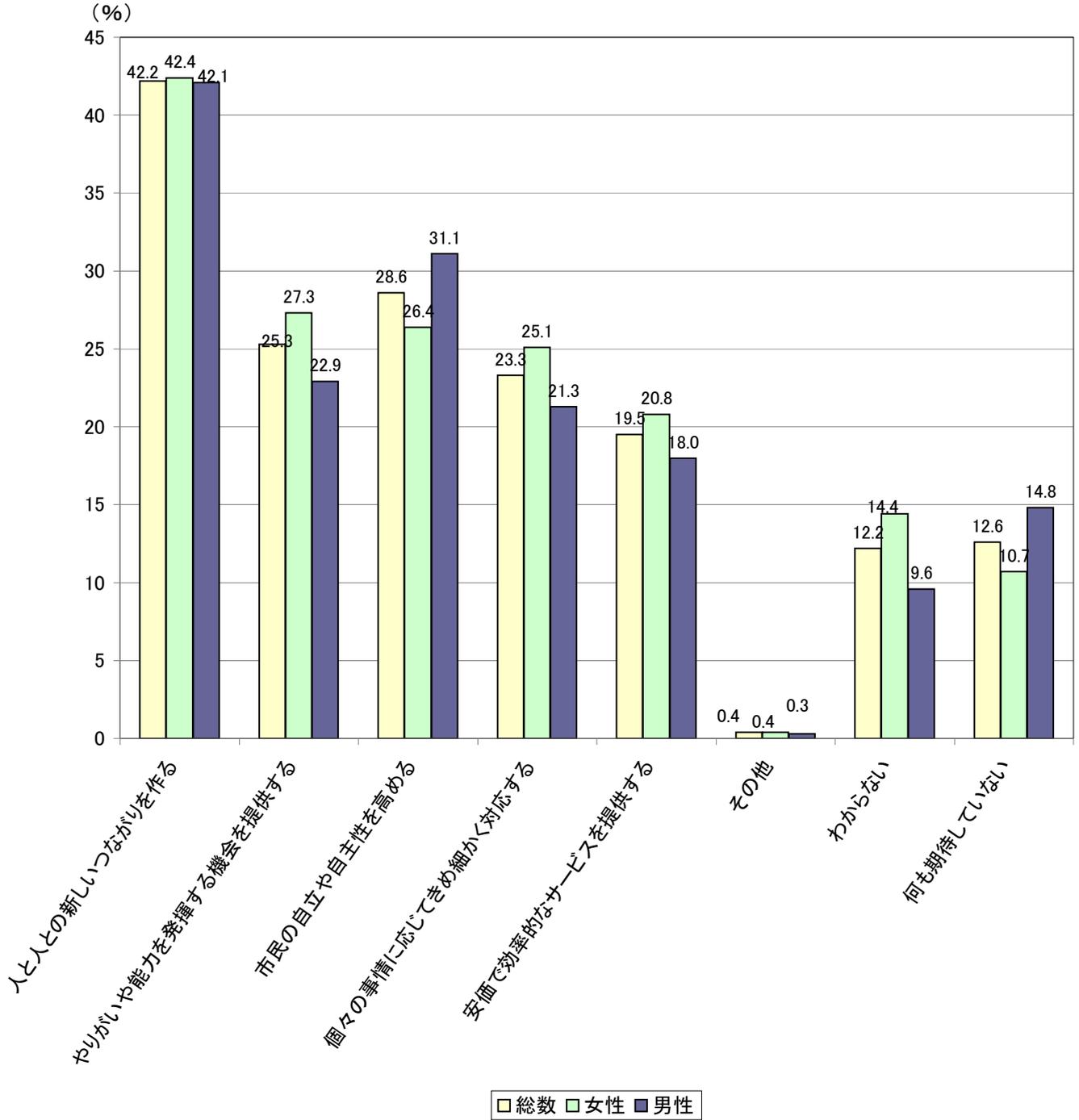
(備考)独立行政法人国立女性教育会館「指定管理者制度導入施設の現況と課題」より作成。

図45 指定期間



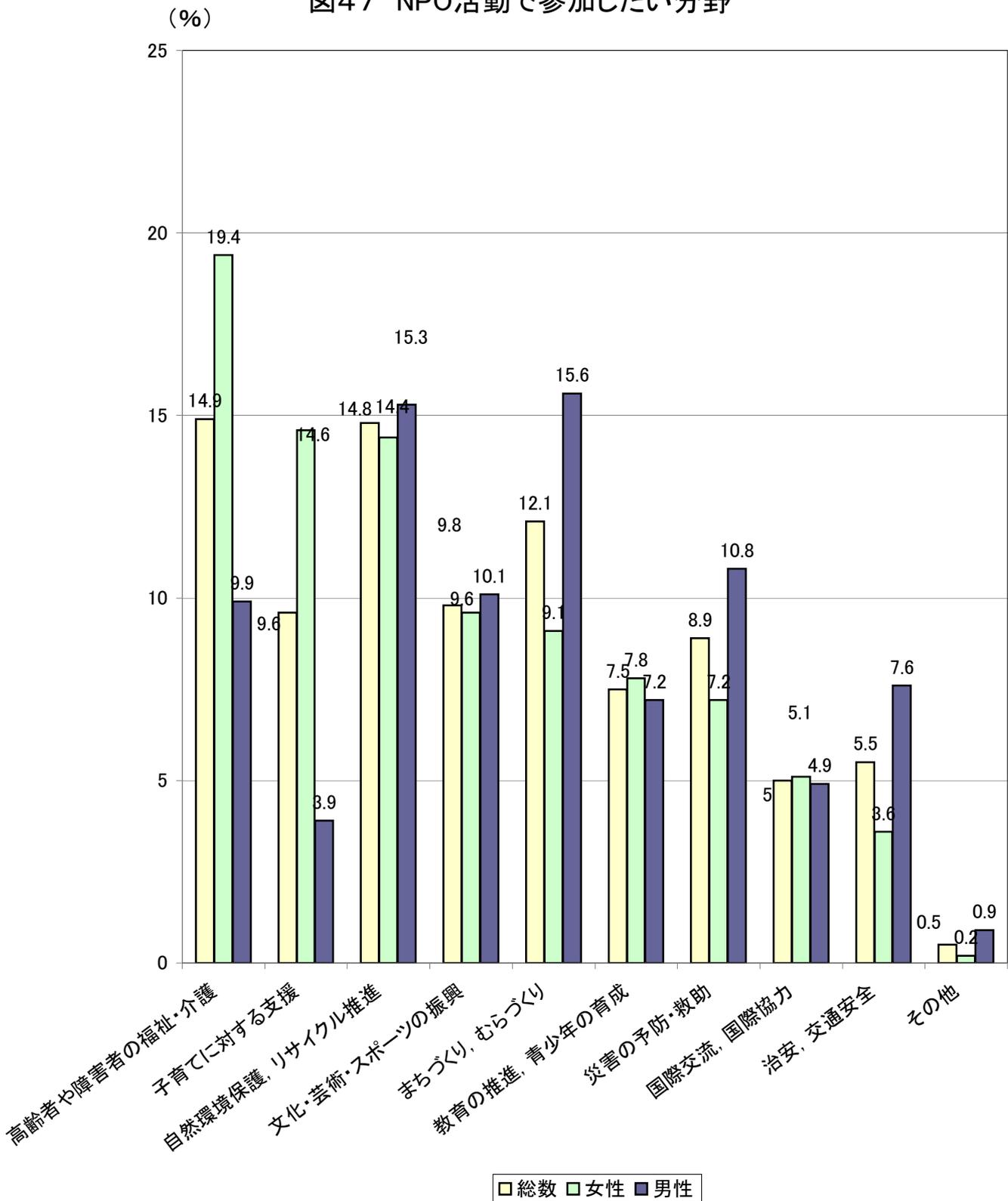
(備考)独立行政法人国立女性教育会館「指定管理者制度導入施設の現況と課題」より作成。

図46 NPOに期待する役割



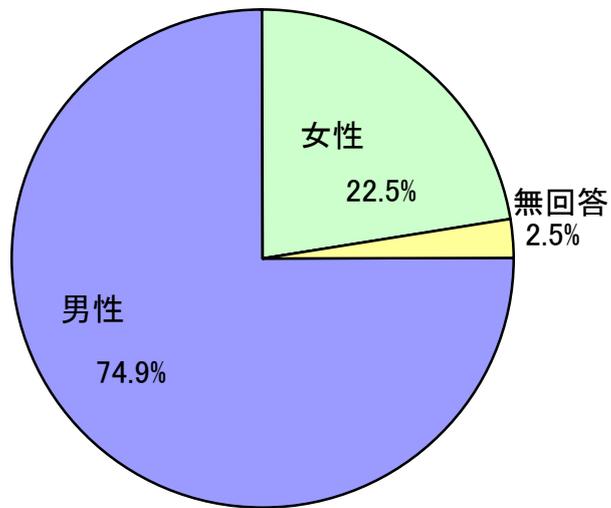
(備考) 内閣府「NPO(民間非営利組織)に関する世論調査」(平成17年)より作成。

図47 NPO活動で参加したい分野



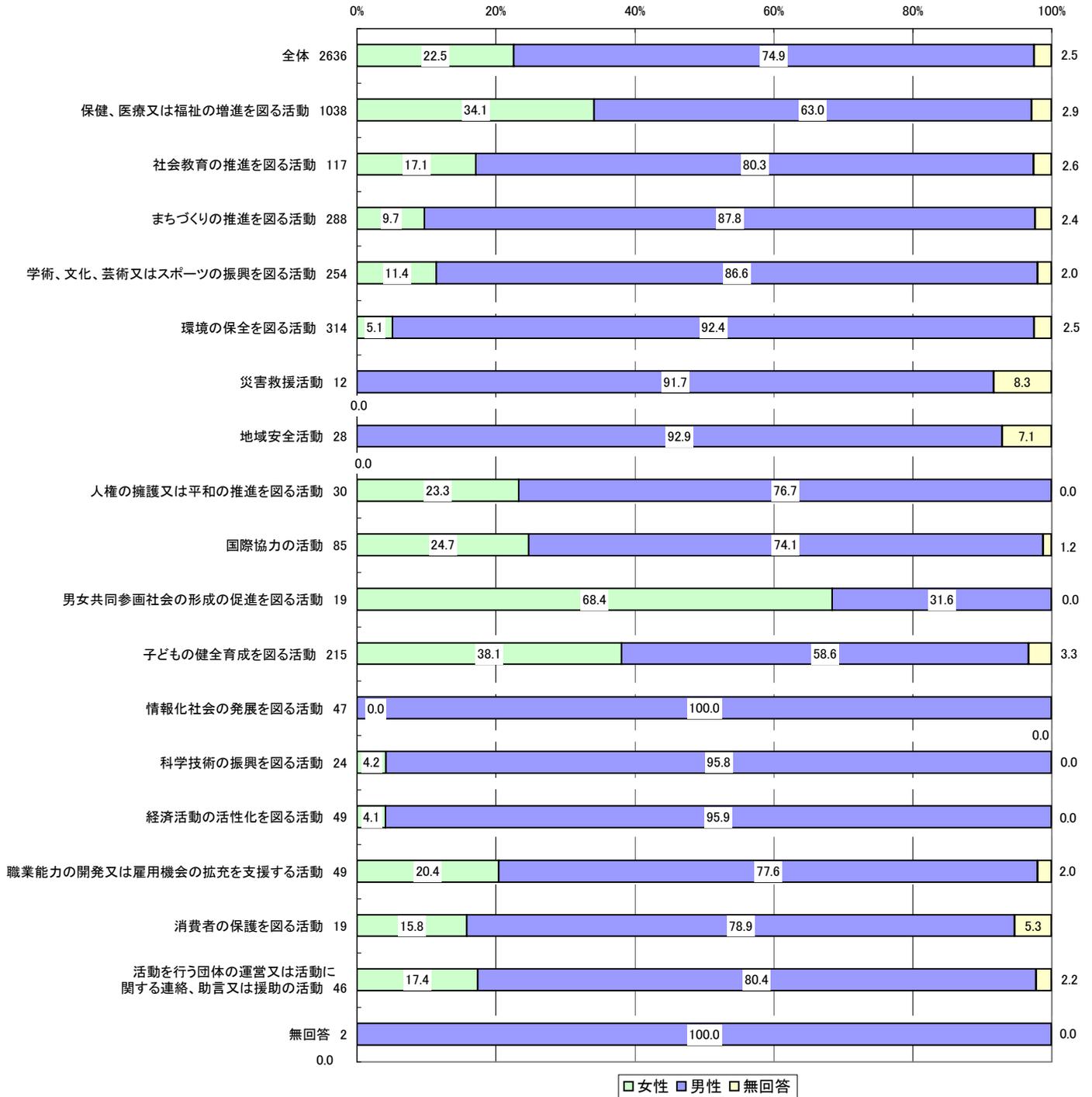
(備考) 内閣府「NPO(民間非営利組織)に関する世論調査」(平成17年)より作成。

図48 性別特定非営利活動法人の代表者割合



(備考) 経済産業研究所「平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究 (NPO法人調査)」報告書」(平成19年)より作成。

図49 主たる活動分野別の特定非営利活動法人の代表者に占める女性の割合



(備考) 経済産業研究所「平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究(NPO法人調査)」報告書」(平成19年)より作成。